

厚生労働省 令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

# ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士等の活用状況の実態把握と 更なる活用等に関する 調査研究事業

---

報告書  
令和7年(2025年)3月

---

公益社団法人 日本社会福祉士会

## はじめに

2017年9月の「地域力強化検討会最終とりまとめ」(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)においては、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークの機能とソーシャルワーカーの役割の重要性が明示されています。

本会が2023年度に実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業(令和5年度社会福祉推進事業)」では、自治体の人事を担う部署と重層的支援体制整備事業・福祉事務所の担当部署を対象とした調査を実施し、これにより自治体の規模と担当部署における社会福祉士等の雇用や配置状況について確認し、各部門における配置数の経年変化から将来推計を試みました。

さらに2023年12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について」では、地域共生社会の実現に向け、2024年度に実施する取組として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う。」と明記される等、地域共生社会の実現に向け社会福祉士が有効に活用されることが求められています。

この度の社会福祉推進事業においては、2023年度の調査や先行研究も活用し、福祉事務所における社会福祉主事の機能・役割等に関するヒアリング調査、地域において重要な役割を担う社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況等に係る実態把握を行うとともに、ソーシャルワーク専門職としての活動領域を把握の上、実践・活動事例を整理しつつ、社会福祉士の役割・機能に照らした好事例集を作成することを目的に実施いたしました。

福祉事務所における社会福祉主事の機能・役割等に関するヒアリング調査では、10箇所の福祉事務所にヒアリングを行い、社会福祉主事が発揮している機能・役割について実態を把握することができました。

社会福祉協議会への実態調査については、市区町村・指定都市社会福祉協議会では約30%、都道府県社会福祉協議会では約47%の正規職員が社会福祉士資格を有していることが分かりました。また、社会福祉協議会における地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築において、社会福祉士資格を持つ職員が必要という回答が85%弱であり、社会福祉協議会において、社会福祉士が重要な役割を担っていることが示唆されました。

事例集作成のためのヒアリング調査においても、社会福祉士がクライアント個人や家族等への直接的な支援というミクロレベルのソーシャルワーク機能の発揮に加え、地域における協議体の設置・地域の専門職同士の連携・住民主体の地域づくりへの働きかけ・行政への制度・施策に関する働きかけ等、メゾ・マクロレベルのソーシャルワーク機能の発揮を意識してソーシャルワーク実践をしている団体が多く見受けられ、社会福祉士が様々な分野において、社会福祉士の機能を発揮しながら活躍していることが改めて確認できました。

本事業を通じ、得られた成果は、報告書および事例集としてまとめ、関係機関に配布を行うとともに、本会ホームページに掲載しています。

本研究が、これからソーシャルワーク専門職である社会福祉士等をはじめとした福祉専門職の活用に関する参考となることを期待しています。

結びに、本事業にご協力をいただいた、委員、オブザーバー、自治体、社会福祉協議会等協力者の皆様、現任の社会福祉士の皆様をはじめとする、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

2025年3月  
公益社団法人 日本社会福祉士会  
会長 西島 善久

**「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と  
更なる活用等に関する調査研究事業」  
報告書**

**目 次**

**はじめに**

<b>第 1 章 事業の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 背景.....	2
2. 事業概要.....	2
3. 倫理的配慮.....	13
4. 評価委員会からの留意事項について.....	14
5. 事業実施体制.....	14
<b>第 2 章 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用に向けた状況把握</b> .....	<b>17</b>
1. 福祉事務所における社会福祉主事の調査について.....	18
2. ヒアリング結果.....	19
3. ヒアリング結果から得られた示唆.....	25
<b>第 3 章 社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査</b> .....	<b>27</b>
1. 社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査について.....	28
2. アンケートの結果について.....	28
3. 市区町村・指定都市社会福祉協議会に関する調査のデータの分析.....	49
4. 都道府県社会福祉協議会に関する調査のデータの分析.....	58
5. 考察.....	67
<b>第 4 章 社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成</b> .....	<b>71</b>
1. 社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成について.....	72
2. 社会福祉士が発揮している機能について.....	72
①権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり.....	74
(社会福祉法人 鯵ヶ沢町社会福祉協議会)	
②地域住民自身による地域づくり.....	78
(社会福祉法人 山形市社会福祉協議会)	
③母子保健と児童福祉の一体的な取り組み.....	82
(松戸市)	
④地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの取り組み.....	86
(医療財団法人緑秀会 田無病院)	
⑤能登半島地震における被災者支援の取り組み.....	90
(一般社団法人 石川県社会福祉士会)(社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会)	
⑥社会福祉協議会が取り組む居住支援.....	94
(社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会)	
⑦自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援.....	98
(社会福祉法人 半田市社会福祉協議会)	
⑧地域包括支援体制の構築.....	102
(明石市)(社会福祉法人 明石市社会福祉協議会)	
⑨住民が住民らしく活躍するひきこもり支援.....	106
(社会福祉法人 総社市社会福祉協議会)	
⑩地域づくりと担い手の育成.....	110
(社会福祉法人 日向市社会福祉協議会)	
<b>第 5 章 成果と今後の課題</b> .....	<b>115</b>
1. 今年度事業の成果.....	116
2. 今後の課題について.....	117
<b>資料編</b> .....	<b>121</b>
・福祉事務所における社会福祉主事に関するヒアリング調査 調査票	
・社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査 調査票	
・事例集作成に関するヒアリング調査 調査票	

# 第1章

## 事業の概要

---

## 第1章 事業の概要

### 1. 背景

2017年9月の「地域力強化検討会最終とりまとめ」(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)においては、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークの専門性とソーシャルワーカーの役割の重要性が明示されている。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院厚生労働委員会令和2年6月4日)」においても、「重層的支援体制整備事業について、(中略)同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が謳われているなど、地域共生社会の実現のためには、社会福祉士等のソーシャルワーク人材を有効に活用していくことが求められている。

さらに、2023年12月、内閣官房全世代型社会保障構築会議による、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について」では、地域共生社会の実現に向けて「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」が盛り込まれ、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが示されている。

### 2. 事業概要

本会が昨年度に実施した令和5年度社会福祉推進事業である「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業(以下、「令和5年度本会事業」)」では、自治体の人事を担う部署と重層的支援体制整備事業・福祉事務所の担当部署を対象とした調査を実施し、これにより自治体の規模別に社会福祉士等の雇用や配置状況について確認し、各部門における配置数の経年的変化から将来推計を試みた。

また、担当部署における社会福祉士に期待する機能の調査では、「相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント」「期待している機能」として選択している割合は、いずれの調査でも最も高かった。一方で、福祉事務所担当課による回答(福祉事務所調査)では81.0%、重層的支援体制整備事業担当課による回答(重層的支援体制整備事業調査)では95.0%であったのに対して、人事課担当者による回答(福祉職採用調査)では55.9%であり、社会福祉士に期待する機能が、福祉事務所、重層的支援体制整備事業、市町村の人事担当部局によって異なることを示すことができた。

さらに、重層的支援体制整備事業及び福祉事務所を担当する職員に対し、グループインタビューを実施することで、現場における社会福祉士等を取り巻く体制や社会福祉士等の役割・必要性について、「社会福祉士は福祉施策全般に対して知識を有しているため、福祉事務所内の一般職にとっては他法のことを含めて気軽に聞くことができる存在となっている」「未開拓の領域やつながっていない人・機関にもつながろうとする開拓性がある」等、現場において期待されている役割を確認できた。

他方で、いわゆる好事例を生み出している事業主体へのヒアリング等を通じて、サービスの質を確保するために求められる組織体制や配置数等のあり方を確認していくことが必要となることや、社会福祉士は具体的に何ができる、その存在が多くの領域で必要とされていることを一部の現場ではなく、社会にひろく伸張させる努力が求められている等の課題が明らかとなった。

以上の観点から本調査研究事業では、社会福祉士が発揮している機能について、公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻(第2版)」P44-50,2021年を一部改変し、14の機能として整理を行った上で、以下の3つの取り組みを実施した。

### ①ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用に向けた状況把握

令和5年度本会事業で、一定の割合で社会福祉士が配置されていることを把握することができた福祉事務所において、社会福祉士である社会福祉主事が発揮している機能や役割、社会福祉士以外の社会福祉主事との違いの有無、福祉事務所内の連携体制、人材育成等について、ヒアリング調査を実施した。

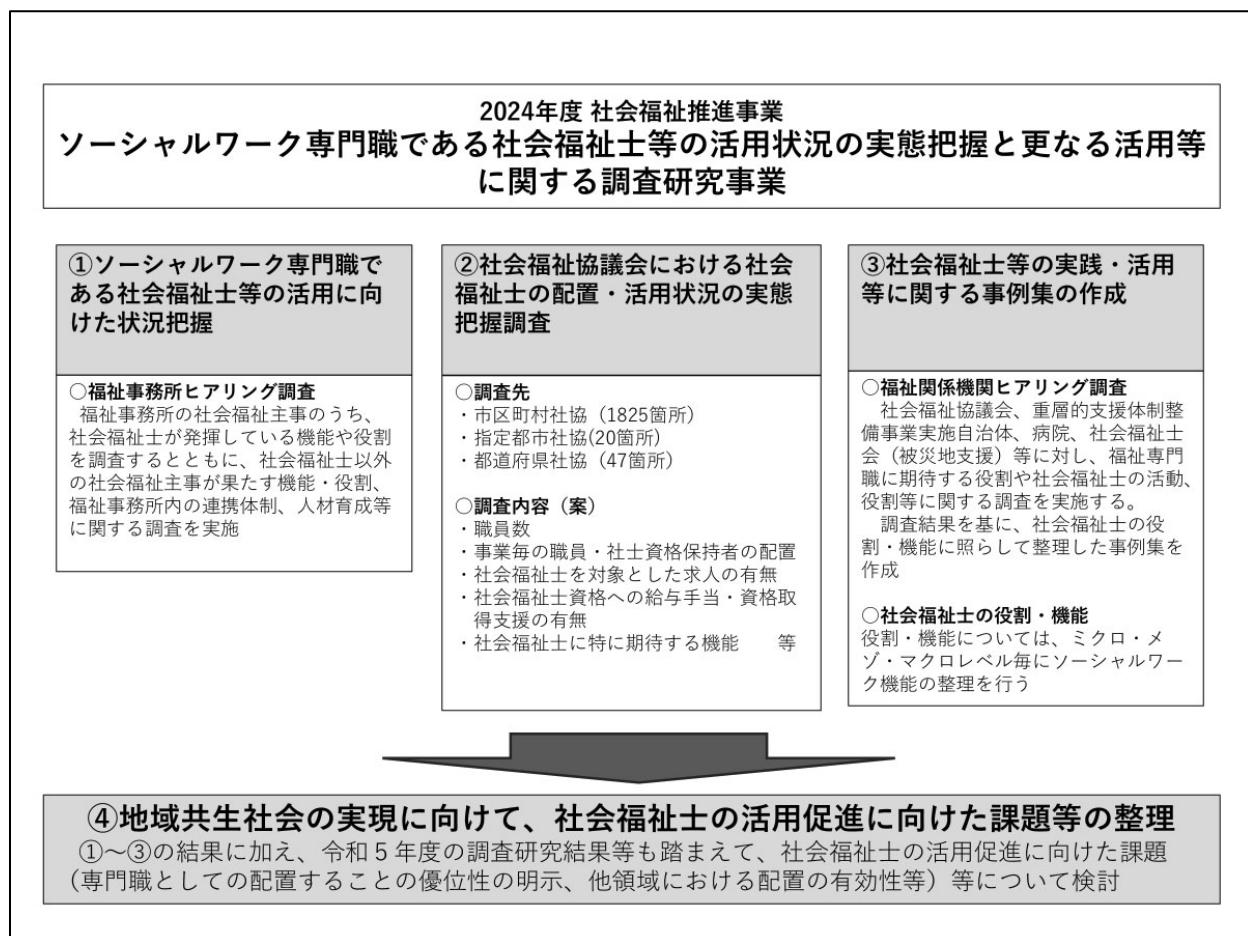
### ②社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査

地域において重要な役割を担う社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用・採用状況等について、市区町村・指定都市社会福祉協議会および都道府県社会福祉協議会に対し、アンケート調査を実施した。

### ③社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成

福祉専門職である社会福祉士に期待する役割や、社会福祉士の活動に関する調査を行い、幅広い分野で社会福祉士が発揮している機能を見える化するため、すでに行政や他団体が公表している事例集等を取り組みを紹介されている団体に対してヒアリング調査を行い、事例集を作成した。

図表1-2-1 調査研究の全体像



図表1-2-2 社会福祉士(ソーシャルワーク)の機能について

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1	側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2	代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。
3	直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。
4	教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5	アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6	仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7	調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8	ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9	管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10	スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11	ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12	社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人々がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13	組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14	調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのため住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年. を一部改変。

## (1)ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用に向けた状況把握

令和5年度本会事業にて、福祉事務所において社会福祉士が福祉施策全般に対して知識を有しているため、他法のことを含めて気軽に聞くことができる存在となっていることや、福祉や医療の関係機関との連携がとりやすいこと等が示唆された。

一方で、福祉事務所に配置される職員である社会福祉主事の任用要件は、社会福祉法第19条にて5つ定められているが、要件毎の役割や機能については十分に調査ができていない。そのため、福祉事務所における社会福祉主事の役割等について、ヒアリング調査を実施することとした。

なお、任用要件第4号(社会福祉事業従事者試験:未指定)・第5号(精神保健福祉士等)は、本調査では対象外とした。

**図表1-2-3 社会福祉主事の任用要件(社会福祉法より抜粋)**

第十九条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

### ■調査対象:

社会福祉士を所持している社会福祉主事が配置されている福祉事務所10か所

※社会福祉士を所持している社会福祉主事が配置されている自治体より10箇所を選定した

### ■調査期間

2025年1月～3月

### ■調査内容:

- ・機関概要・基本情報
- ・福祉事務所における社会福祉主事について
- ・社会福祉士について
- ・人材育成について
- ・配置や人材育成における課題と展望

### ■調査方法:

Zoomミーティングを使用したオンラインによるヒアリング

本調査から得られた示唆は以下のとおりである。

- ・業務上における現業員等の役割について、社会福祉主任用資格(第1号～第3号)による役割の違いがあると回答した福祉事務所は2カ所、違いがないと回答した福祉事務所は7カ所であった。
- ・ヒアリングを通じて、社会福祉士が①他の部署および機関との連絡調整、②制度の理解、③社会資源開発、④自立支援、⑤スーパービジョン、⑥緊急性の判断等の役割・機能を発揮していることが確認できた。詳細については、第2章に記載する。

## (2)社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査

社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況を把握するためにアンケート調査を実施した。調査では、所属している社会福祉士数、社会福祉士の募集・採用の状況等の他、「社会福祉士に期待する機能」を質問項目として設定し、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の特徴をどう捉えており、どのような役割を期待しているかを確認した。

### ■調査対象:

市区町村・指定都市社会福祉協議会:1837箇所(全数調査)

都道府県社会福祉協議会:47箇所(全数調査)

### ■調査期間:

2025年1月8日(水)～2025年1月31日(金)

### ■調査方法:

1)市区町村・指定都市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会については、都道府県社会福祉協議会を通じて、管内の市区町村社会福祉協議会に調査票をメール送付した。指定都市社会福祉協議会については、全国社会福祉協議会を通じて、調査票をメール送付した。

2)都道府県社会福祉協議会

全国社会福祉協議会を通じて、各都道府県社会福祉協議会に調査票をメール送付した。

### ■回収状況:

市区町村・指定都市社会福祉協議会:717/1837(有効回収率39.0%)

都道府県社会福祉協議会:31/47(有効回収率66.0%)

調査結果の概要については以下のとおりである。詳細については、第3章に記載する。

## 1)社会福祉士の配置の現状

### ①市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士の配置の現状

- ・社会福祉士の配置は、正規職員は30.7%であった一方、非正規職員は3.1%。
- ・部門別に見てみると「5相談支援・権利擁護部門」がもっとも高く57.2%で、次いで地域福祉活動推進部門、ボランティア・市民活動センター職員へと続いている。

### ②都道府県社会福祉協議会の社会福祉士の配置の現状

- ・社会福祉士の配置は、正規職員は47.5%であった一方、非正規職員は7.3%。
- ・部門別の職員数に占める社会福祉士所有者数をみると、「6介護保険サービス担当職員」に占める社会福祉士所有者の割合は比較的低いものの「3地域福祉活動推進部門職員」における社会福祉士所有者の割合は50%を超えており、市区町村社会福祉協議会における配置との共通点ともいえる。

## 2)社会福祉士の募集・採用の状況

### ①市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士の募集・採用の状況

- ・社会福祉士所有者を対象とした採用募集を行っている市区町村・指定都市社会福祉協議会は、回答のあった社会福祉協議会のうちの約65%。

- ・2020年度から2024年度にかけて、市区町村・指定都市社会福祉協議会における社会福祉士所有者を対象とした採用募集数と社会福祉士有資格者数は特に増加傾向にあり、募集の増加に応えて、社会福祉士有資格者の採用が促進されていることが分かる。

## ②都道府県社会福祉協議会の社会福祉士の募集・採用の状況

- ・社会福祉士資格所有者を対象とした採用活動を実施していないという回答が48.4%。
- ・部門別の職員数に占める社会福祉士所有者の占める割合が多いことから、資格所有者を対象とした採用活動をしなくても所有者を採用できる可能性があることや「採用したいが応募がない(33.3%)」ため入職後に資格取得を働きかけていることによるものであり、社会福祉士の専門性そのものは都道府県社会福祉協議会においても強く必要とされていると考えられる。

## 3)社会福祉士取得への支援の実施状況

### ①市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士取得への支援の実施状況

- ・社会福祉士所有者を対象とした採用をしていない理由の一つに、「入職後に資格取得の働きかけをしているため」という回答が22.7%。このように社会福祉協議会では、入職時に社会福祉士所有者の採用が叶わない場合であっても、その専門性を社会福祉協議会職員に求められる資質と認め、資格取得に働きかけているところが一定数あることが分かる。
- ・「社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援」に関する質問項目に対して「資格取得に向けて金銭的な支援(補助)を実施している(31.1%)」「資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している(24.8%)」「資格手当を支給している(24.1%)」といった回答が得られている。その他の回答の中には「給与への加算」「特別昇給の実施」「資格取得のための受講料・登録料等の補助」「資格取得費用の貸付」などの方法によって、社会福祉士所有者の採用促進や社会福祉士を所有していない職員への資格取得の促進に取り組んでいる。

### ②都道府県社会福祉協議会の社会福祉士取得への支援の実施状況

- ・市区町村・指定都市社会福祉協議会の状況と共に、「入職後に資格取得の働きかけをしているため(33.3%)」、社会福祉士所有者を対象とした採用をしていないという回答が多い。市区町村・指定都市社会福祉協議会と同じように、職員に求められる資質として、社会福祉士の専門性に期待していることが分かる。
- ・資格取得の支援の実施状況を見てみると、「資格取得に向けた金銭的な支援(補助)を実施している(48.4%)」「資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している(58.1%)」という点について、市区町村・指定都市社会福祉協議会よりも積極的に行われている可能性が示唆されている。

## 4)社会福祉士に期待している機能

### ①市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士に期待している機能

- ・市区町村・指定都市社会福祉協議会では、「現状発揮している機能」では、特に「側面的援助機能(63.2%)」「直接支援機能(64.3%)」「アウトリーチ・保護機能(53.3%)」「ケア(ケース)マネジメント機能(50.9%)」のように50%以上を示す項目がはっきり示されている。

- ・「今後特に期待する機能」では50%以上を示す項目はなく、多くの項目が幅広く平均して選択されている。このことから社会福祉協議会では、現状発揮している機能に加えて、社会福祉士として持ちうる機能をより幅広く発揮することが期待されていることが分かる。

## ②都道府県社会福祉協議会の社会福祉士に期待している機能

- ・「ネットワーキング機能(74.2%)」が他の機能に比べて特に発揮されていることが示唆されている。
- ・「今後特に期待する機能」では、「ネットワーキング機能(77.4%)」に加えて、「スーパービジョン機能(71.0%)」「組織化機能(61.3%)」「調査・計画機能(58.1%)」の機能を発揮することが社会福祉士に期待されていることが明らかになっている。

## 5)社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れの状況

### ①市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れの状況

- ・社会福祉協議会ではその組織特性により、社会福祉士資格所有者の採用とその専門性を活かした業務を展開することが期待されていることは明らかである。
- ・採用が思うように実施できていない状況も明らかとなっている。そこで期待されるのが、社会福祉協議会自身が社会福祉士の人材育成にかかわり、社会福祉協議会の仕事の大切さや面白さを伝え、関心を高めていくことである。その方法の一つが「社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ」である。
- ・ソーシャルワーク実習の受け入れ資格を持った職員が1人以上いる市区町村・指定都市社会福祉協議会は61.5%に上り、それぞれの社会福祉協議会が積極的に取り組んでいることが分かる。

### ②都道府県社会福祉協議会の社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れの状況

- ・新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習の実施ははじまったばかりとも言え、都道府県社会福祉協議会による受け入れも、26%程度は受け入れを経験しているものの、13%程度は検討しているという結果となっている。

## (3)社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成

社会福祉士の実践・活用等を調査するため、すでに行政や他団体が公表している事例集等で取り組みを紹介されている団体より、多分野でのソーシャルワーク実践の調査ができるよう委員会で調査先を選定した。

10 団体のヒアリング調査から見えてきたことは、いずれの団体も濃淡はあるが社会福祉士の 14 機能を発揮しながらソーシャルワークを実践していることである。

特にクライアント個人や家族等への直接的な支援というミクロレベルのソーシャルワーク機能の発揮に加え、地域における協議体の設置・地域の専門職同士の連携・住民主体の地域づくりへの働きかけ・行政への制度・施策に関する働きかけ等、メゾ・マクロレベルのソーシャルワーク機能の発揮を意識してソーシャルワーク実践をしている団体が多く見受けられた。

各団体がソーシャルワーク実践で特に発揮している社会福祉士の機能については、第 4 章に詳細を記載する。

**■事例テーマおよびヒアリング実施団体**

	事例テーマ	団体名
①	権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり	社会福祉法人 鮫ヶ沢町社会福祉協議会
②	地域住民自身による地域づくりの取り組み	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
③	母子保健と児童福祉の一体的な取り組み	松戸市役所
④	地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの取り組み	医療財団法人緑秀会 田無病院
⑤	能登半島地震における被災者支援の取り組み	一般社団法人 石川県社会福祉士会 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
⑥	社会福祉協議会が取り組む居住支援	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
⑦	自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
⑧	地域包括支援体制の構築	明石市役所 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
⑨	住民が住民らしく活躍するひきこもり支援	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
⑩	地域づくりと担い手の育成	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会

**■調査方法:**

Zoom ミーティングを使用したオンラインまたは対面によるヒアリング

**(4)成果と今後の課題**

本年度の調査研究事業の各取り組みにおいて、以下のような成果が得られた。

**1)ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用に向けた状況把握**

業務上における現業員の役割については、社会福祉主任用資格による役割の違いは明確には確認することができなかったが、違いの「ある」「ない」の回答にかかわらず、以下のような社会福祉士の役割が確認することができた。①他の部署及び機関との連絡調整、②制度の理解、③社会資源開発、④自立支援、⑤スーパービジョン、⑥緊急性の判断。これらはまさに社会福祉士の役割の特徴を示しているといえる。

複数の福祉事務所に共通する事柄としては、社会福祉士等には、メゾ・マクロ領域に対する期待がもたれているという点が示された。

**2)社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査**

社会福祉士の採用は、市区町村・指定都市社協では、約 65%が毎年または年度によって行われており、都道府県では、約 40%が毎年または年度によって実施されていることが確認できた。また、社会福祉士を対象とした採用を実施していない理由についても、市区町村では、「採用したいが、資格所持者の応募がないため」と答えた割合が最も多く約 48%を占めている。都道府県においても、「入職後に資

格取得の働きかけをしているため」との回答が最も多く(約44%)、次いで、「採用したいが、資格所持者の応募がないため」が約33%を占めた。

雇用の状況についても、非正規職員における社会福祉士の割合は1割に満たなかったものの、市区町村・指定都市では正職員の約30%が、都道府県では正職員の約47%が社会福祉士であった。

資格取得の支援または資格手当の支給については、区町村・指定都市では約60%が、都道府県社協では約78%が様々な形態で実施していることがわかった。

相談事業・権利擁護ネットワークの構築等における社会福祉士の必要性については、市区町村・指定都市社協、都道府県社協も約85%が必要との回答が得られた。

社会福祉士に期待する機能としては、市町村ではネットワーキング機能やアウトリーチ・保護機能等が、都道府県ではネットワーキング機能やスーパービジョン機能等がそれぞれ期待されており、メゾ・マクロレベルの機能に対する社会福祉士に対する期待を確認することができた。

以上のことから多くの社会福祉協議会では、社会福祉士の必要性が認識されており、それが資格取得支援や手当の実施などに繋がっているのではないかと考えられる。本調査においても、社会福祉士のメゾ・マクロレベルの機能に対する期待が寄せられていることが確認できる。

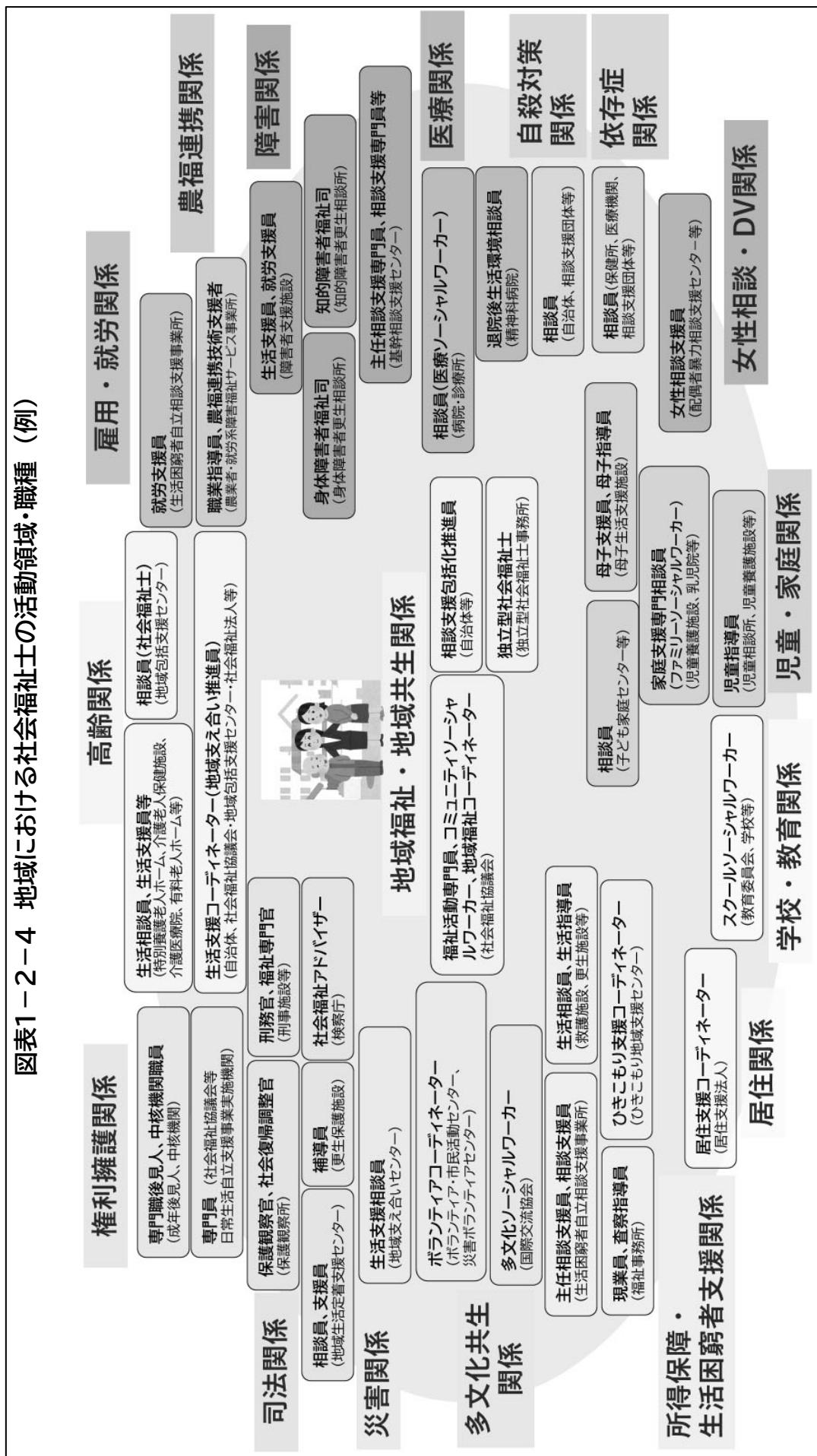
### 3)社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成

分野を横断した形で、社会福祉士の機能に着目した先駆的な調査を行うことができた。社会福祉士の活躍の場は、社会福祉の分野に留まらず拡張していることが改めて示された。ヒアリング対象には、これまでその発揮が難しいとされてきた領域、例えば、メゾ領域における社会資源の開発・発掘・創出を念頭に置いた実践やマクロ領域における社会変革機能を中核に据えた実践も確認することができた。

以上のことから、本事業においては、社会福祉士の必要性やその分野のひろがりがみられる一方で、その確保が十分とは言えない状況があることが示されたといえる。さらには、メゾ・マクロ領域への期待にあるように地域づくりの中心的役割が求められていることが確認できた。

このような地域における社会福祉士が活動している主な活動領域と職種、所属する機関、どのような活動を行っているか、具体的な例示と図式化を試みたものが、図表1-2-4および図表1-2-5である。地域福祉・地域共生に関する領域をはじめ、高齢関係、障害関係、所得保障・生活困窮者支援関係、児童・家庭関係、医療関係、災害関係、司法関係、権利擁護関係、雇用・就労関係、居住関係、多文化共生関係、学校・教育関係、自殺対策関係、依存症関係、農福連携関係、女性相談・DV関係等、現在社会福祉士が活動する領域は、福祉隣接領域にも大きく広がっている。なお本図はあくまで例示であり、さらなる活動領域・職種の広がりが見込まれるものである。

図表1-2-4 地域における社会福祉士の活動領域・職種（例）



**図表1－2－5 地域における社会福祉士の活動領域・職種（例）**

社会福祉士が活動している主な活動領域と、所属する機関と、どのような活動を行っているか例示しています。

#### 高齢関係

介護老人保健施設等で相談、援助を担う生活相談員、地域包括支援センターで総合相談業務や権利擁護業務を担う相談員等として活動しています。

#### 権利擁護関係

判断能力が不十分になつた方の生活や財産を守り、本人の意思を尊重する専門職後見人、地域の権利擁護支援に向けた相談、チーム支援を担う相談員等として活動しています。

#### 司法関係

福祉的な支援を必要とする犯罪を犯した人等の社会復帰を、刑務所内で支援する刑務官や、関係機関と連携し地域生活への定着を支援する相談員等として活動しています。

#### 災害関係

被災者の生活再建に向け、見守りや日常生活上の相談に対応し、関係機関につなぐとともに、住民同士の交流の促進などを担う生活支援相談員等として活動しています。

#### 農福連携関係

農業者と障がい福祉サービス事業所等をつなぎ、障害者の就労機会や農業の担い手確保のための調整を担う農福連携コーディネーター等として活動しています。

#### 女性相談・DV関係

困難な問題を抱える女性の発見に努め、相談に応じ、必要な援助を行う女性相談支援員等として活動しています。

#### 地域共生関係

住民が主体となり、誰もが安心してくらせる地域づくりの取り組みをする社会福祉協議会の専門員、複合的な課題を抱える世帯全体の課題を受け止め、多職種・多機関のネットワーク化を推進する相談支援包括化推進員などとして活動しています。

#### 雇用・就労関係

障害者福祉施設の利用者等に、求職活動の支援や企業等と調整し職場開拓を行ふ就労支援員として活動しています。

#### 児童・家庭関係

養育上の支援を必要とする子どもの児童養護施設における育成、生活指導を担う児童指導員や、児童相談所・子ども家庭センター等で相談対応を行う相談員等として活動しています。

#### 学校・教育関係

学校等で、課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒の環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し課題解決を図るスクールソーシャルワーカーとして活動しています。

#### 多文化共生関係

外国人が自国の文化と異なる環境で生活することを感じる心理的・社会的问题に、ソーシャルワーカーとして活動しています。

#### 自殺対策関係

自殺のリスクが高い方に、自治体や相談機関等で相談に對応し、伴走型支援を担う相談員として活動しています。

#### 居住関係

住宅の確保が困難な方の相談に応じ、関係者と連携し、適切な住宅への居住をサポートする居住支援コーディネーター等として活動しています。

#### 依存症関係

保健所、専門医療機関等で、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等依存症に對応する相談に応じ、必要

な活動を行います。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉士会の倫理審査委員会の承認を受けて実施した(承認番号:2024-002)。

#### (1)ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士等の活用方法等について更なる検討のための状況把握

以下の点を書面にて説明し、協力への同意をいただいた上で実施した。

- ・研究の目的
- ・研究の方法
- ・研究への参加は自由意思によるものであること。
- ・ヒアリングは録画または録音されること。
- ・守秘義務を遵守し、個人情報やデータの管理には細心の注意を払われること。
- ・結果が公表される場合は、調査協力者のプライバシーが保全されること。
- ・得られた情報は研究目的以外で使用されないこと。
- ・同意をした後でも、いつでも同意を撤回することができること。
- ・同意を撤回しても、そのことにより調査協力者がいかなる不利益を被らないこと。
- ・同意を撤回した場合、提供されたデータは破棄されること。
- ・研究代表者の氏名・事務局の連絡先

#### (2)社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査

以下の点を書面にて説明し、協力への同意をいただいた上で実施した。

- ・調査の目的
- ・調査方法
- ・調査対象
- ・調査期間
- ・調査票提出締切
- ・調査内容
- ・回答いただいたデータは全て統計的に処理し、事業終了後は破棄すること。
- ・プライバシーの保護に十分配慮し、本調査の目的以外には使用しないこと。
- ・回答や回答を基にした分析結果を本事業の報告書に掲載し、報告書は本会ホームページ等に掲載すること。

#### (3)社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成

以下の点を書面にて説明し、協力への同意をいただいた上で実施した。

- ・研究の目的
- ・研究の方法
- ・研究への参加は自由意思によるものであること。
- ・ヒアリングは録画または録音されること。
- ・守秘義務を遵守し、個人情報やデータの管理には細心の注意を払われること。
- ・結果が公表される場合は、調査協力者のプライバシーが保全されること。
- ・得られた情報は研究目的以外で使用されないこと。
- ・同意をした後でも、いつでも同意を撤回することができること。

- ・同意を撤回しても、そのことにより調査協力者がいかなる不利益を被らないこと。
- ・同意を撤回した場合、提供されたデータは破棄されること。
- ・研究代表者の氏名・事務局の連絡先

#### 4. 評価委員会からの留意事項について

事業の採択にあたっては、評価委員会からの留意事項として、以下の指摘を受けた。

- (1)事業実施に当たっては、社会福祉推進事業実施要領第6条を厳守し、厚生労働省の担当課と協議しつつ実施すること。
- (2)調査実施にあたっては、倫理的配慮について留意すること。

そこで、本事業を進めるにあたっては、これらの留意事項を踏まえながら実施することとした。

一つ目の指摘については、厚生労働省の担当課職員にオブザーバーとして委員会に参加いただき、担当課職員の意見を踏まえながら事業を進めた。

二つ目の指摘については、ヒアリング調査およびアンケート調査を実施するにあたり、調査内容等に問題がないか本会の倫理審査委員会に審査を申請し、承認を得た上で調査を実施した。

#### 5. 事業実施体制

本調査研究事業の実施にあたっては、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用方法等について更なる検討のための状況把握と更なる活用等に関する調査研究事業委員会」、「ヒアリング設計および調査票作成作業委員会」の2つの委員会を設置した。委員会は、相互に情報共有の機会をもちながら、それぞれの事業を実施した。

##### (1)委員会名簿

##### 1)ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用方法等について更なる検討のための状況把握と更なる活用等に関する調査研究事業 委員会

	氏名	所属	備考
1	中島 康晴	日本社会福祉士会 参事 REGIONO グループ 代表者	委員長
2	梅本 政隆	株式会社地域創生 Co デザイン研究所 主査	
3	白澤 政和	国際医療福祉大学大学院 教授	
4	藤間 公太	京都大学大学院教育学研究科 准教授	
5	中井 俊雄	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 准教授	
6	吉市 こずえ	東海村社会福祉協議会 生活支援ネットワーク係 係長	
7	山本 繁樹	立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	
8	渡辺 裕一	武藏野大学 人間科学部社会福祉学科 教授	

## 2)ヒアリング設計および調査票作成作業委員会

	氏名	所属	備考
1	中島 康晴	日本社会福祉士会 参事 REGIONO グループ 代表者	委員長
2	梅本 政隆	株式会社地域創生 Co デザイン研究所 主査	
3	中井 俊雄	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 准教授	
4	古市 こずえ	東海村社会福祉協議会 生活支援ネットワーク係 係長	
5	山本 繁樹	立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	
6	渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授	

## 3)オブザーバー

	氏名	所属
1	岩本 博	厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
2	寺田 誠	厚生労働省社会・援護局 総務課 社会福祉専門官
3	高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部長 生活福祉資金貸付事業支援室長 全国ボランティア・市民活動振興センター長

## 4)調査協力

	氏名	所属
1	切通 堅太郎	一般社団法人 北海道総合研究調査会 調査部長

## 5)事務局

	氏名	所属
1	牧野 一義	公益社団法人日本社会福祉士会 事務局長
2	荒木 千晴	公益社団法人日本社会福祉士会 事務局 企画グループ 課長
3	中野 駿	公益社団法人日本社会福祉士会 事務局 企画グループ 主任

## (2)開催状況

### 1)ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用方法等について更なる検討のための状況把握と更なる活用等に関する調査研究事業 委員会(3回)

	日 時	場 所	主要議事
1	2024年8月9日(金)	Web 会議室(Zoom)	・調査の進め方について
2	2024年11月1日(金)	Web 会議室(Zoom)	・調査の進め方について ・ヒアリング先および質問について
3	2025年3月6日(木)	Web 会議室(Zoom)	・調査結果について ・報告書のまとめ方について

## 2)ヒアリング設計および調査票作成 作業委員会(3回)

	日 時	場 所	主要議事
1	2024年9月5日(木)	Web 会議室(Zoom)	・ヒアリング先および質問について ・事例集の作成について
2	2024年10月1日(火)	Web 会議室(Zoom)	・ヒアリング先および質問について ・事例集の作成について ・調査票の項目について
3	2025年2月13日(木)	Web 会議室(Zoom)	・事例集のまとめ方について

## **第2章**

### **ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士等の活用に向けた状況把握**

---

## 第2章 ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士等の活用に向けた状況把握

### 1. 福祉事務所における社会福祉主事の調査について

#### (1) 調査の目的と対象

令和5年度本会事業では、全国の自治体に対する調査を通じ、福祉事務所において一定の割合で社会福祉士が配置されていることを把握することができた。

今回、福祉事務所に配置された社会福祉主事（査察指導員、現業を行う所員、家庭児童福祉主事、家庭相談員、母子相談員）のうち、社会福祉士である社会福祉主事が発揮している機能や役割、社会福祉士以外の社会福祉主事との違いの有無、福祉事務所内の連携体制、人材育成等について実態の把握を行うため、ヒアリング調査への了承を得ることができた自治体の福祉事務所（全国 10 カ所、うち都道府県 2 カ所、市 8 カ所）に対し、ヒアリング調査を実施した。

なお、ヒアリング先選定にあたり、以下の要素を考慮した。

#### <ヒアリング先選定にかかる考慮要素>

- ・福祉事務所における社会福祉主事配置状況  
(現業員もしくは査察指導員等に社会福祉士である職員が配置されていること)
- ・現業員充足率
- ・保護率
- ・福祉事務所の規模・主管地域（市の福祉事務所と都道府県福祉事務所）
- ・地域性

#### (2) 調査手法

ZOOM ミーティングを使用したオンラインによる聞き取り調査

#### (3) 調査期間

2025 年 1 月 29 日(水)～3 月 25 日(火)

#### (4) 主な調査項目

1 機関概要・基本情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・所属機関の概要・基本情報等 (自治体の人口、自治体における保護の動向(被保護世帯数、被保護人員数、保護率等))</li><li>・自治体における福祉課題の特徴と福祉事務所の取組</li><li>・福祉事務所の職員体制(査察指導員、現業員(面接相談員、地区担当員)の人数、充足率、異動のスパン、福祉職採用の有無等)</li></ul>
-------------	---

2 福祉事務所における社会福祉主事について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在福祉事務所において配置されている社会福祉主事(社会福祉法第19条の第1号～第5号)任用要件と配置状況           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第1号(指定科目修了)の人数と配置状況</li> <li>2) 第2号(養成機関修了)の人数と配置状況</li> <li>3) 第3号(社会福祉士)の人数と配置状況</li> </ol> <p>※福祉事務所の社会福祉主事任用要件は、巻末資料編の調査票別紙1参照。 なお、任用要件第4号(社会福祉事業従事者試験:未指定)・第5号(精神保健福祉士等)は、本調査では対象外とした。</p> </li> </ul>
3 社会福祉士について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事の任用要件第3号(社会福祉士)が現在の配置・担当となっている理由等について           <ol style="list-style-type: none"> <li>1)生活保護における相談援助活動の各段階において、第3号(社会福祉士)の査察指導員、現業を行う所員がどのような機能・役割を発揮しているか</li> <li>2)福祉事務所において第3号(社会福祉士)の老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、家庭相談員、母子相談員が配置されている場合、どのような機能・役割を発揮しているか</li> <li>3)第1号、第2号、第3号の主事の機能・役割の違いはあるか</li> <li>4)他の職員や関係機関との連携について、第3号(社会福祉士)と第1～2号との違いはあるか</li> <li>5)その他、第3号(社会福祉士)だからこそ可能となった取組はあるか</li> </ol> </li> </ul>
4 人材育成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事の研修・人材育成 (第1号、第2号、第3号の研修・人材育成)</li> <li>・福祉事務所職員を対象とした研修への職員の派遣(どのレベルの、どのような研修か)</li> <li>・社会福祉士等資格取得等に関する支援の有無 ・福祉事務所に異動してから社会福祉主事の任用要件を取得する人への支援・課題 等</li> </ul>
5 配置や人材育成における課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員・査察指導員(社会福祉主事)の配置や育成における課題と今後の展望について</li> </ul>

## 2.ヒアリング結果

福祉事務所における社会福祉主事に関するヒアリング調査(10自治体)の結果まとめ(概要)は、次ページのとおりである。

**福祉事務所における社会福祉主事に関するヒアリング調査 結果まとめ(概要)**

	福祉事務所	機関概要・基本情報	社会福祉主事配置状況	任用資格による機能・役割の違い	人材育成と資格取得への支援の有無	課題と展望
1	A市	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口約31万人、被保護世帯数 9,557世帯、被保護人員数 11,380人、保護率 34.8% (2024年6月1日)</li> <li>A市のある都道府県内自治体の保護率は全国的にも高く推移している。</li> <li>被保護世帯数は、2013年度をピークに減少傾向。</li> <li>高齢者世帯が半数以上、次に傷病・障害世帯が続く。関係機関との連携による支援が不可欠。</li> <li>2013年度より保護課が主管となり生活困窮者自立支援制度のモデル事業に取り組んだ経験を有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現業員 119人、查察指導員 16人。</li> <li>主事資格内訳 第1号 128人 第2号 0人 第3号 6人</li> <li>任用資格なし 1人</li> <li>社会福祉士 6人 (查察指導員 2名、現業員 4名)。</li> <li>・福祉職採用を実施 (有資格者以外を含む)。</li> <li>・若手職員が配置されることが多い。</li> <li>・異動のスパンは4年。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任用資格第1号 (指定科目修了)、第2号 (養成機関修了)、第3号 (社会福祉士) の間に特段の違いはない。</li> <li>他の福祉関係部署 (高齢、障害等)との調整においては、幅広い福祉サービス・制度を知る社会福祉士が対応することがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護課の查察指導員と現業員の研修委員を置き、新任者研修、新任查察指導員研修、地区担当研修、特別研修等を実施。</li> <li>・2年目の現業員を、都道府県が主催する研修に派遣。</li> <li>・社会福祉士主任用要件および社会福祉士資格の取得に特段の支援はない (実習は免除)。</li> <li>・若手職員にはアセスメントの取り方をはじめ、事例検討を通じた研修を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの制度にまたがる幅広い層を対象とし、アトリーを含めた支援を行なうケースワーカーは福祉の総合職といえる。ケースワーカー、スーパーバイザーともに最低限の担保をどうするかが課題。</li> <li>・支援職が外部から客観的に評価される体制づくり、職員の自尊感情を高める取り組みが求められる。</li> </ul>
2	B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口約13万人、被保護世帯数 2,024世帯、被保護人員数 2,502人、保護率 18.97% (2024年3月31日)</li> <li>B市のある都道府県内で2番目に高い保護率。</li> <li>以前自動車工場があつた。物価や住宅費用が比較的安い地域。</li> <li>・高齢者世帯が半数以上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現業員 25人、查察指導員 4人。現業員の基準を満たしていないと指摘されている。</li> <li>・福祉事務所における主事資格内訳 第1号 24人 第2号 2人 第3号 15人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任用資格第1号、第2号、第3号の間に支援上の機能や役割の違いはない。</li> <li>・社会福祉士である職員は、課内・係内会議など支援を検討する会議時、福祉の専門知識を生かした助言を行うほか、他機関との連携を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員が訪問への同行や係内会議での検討等フォローアップを行う。</li> <li>・職場内研修では、社会福祉士およびその他の専門経験、資格を生かした研修を行っている。</li> <li>・都道府県の生活保護現業員を対象とした研修に職員を派遣。</li> <li>・市職員自己啓発助成制度の対象資格に社会福祉士が含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員が不足しており、早急な対策が必要。</li> <li>・現行の現業員配置基準では業務に追われ、自己研鑽や後進の指導が難しい。</li> <li>・福祉職の異動先が限られている。高齢、障害、児童福祉分野により査察指導員の規定が広がれば、活躍の場が広がる。</li> </ul>

3	C 市	<p>・人口約5.5万人、被保護世帯数130世帯、被保護人員数148人、保護率2.68%（2025年2月1日）</p> <p>・C市のある都道府県内では平均より低い保護率。</p> <p>・生活就労支援センターが市役所内に併設されており、より適切な制度利用にむけた連携体制がある。</p>	<p>・現業員2人、査察指導員1人。</p> <p>・福祉事務所における主事資格内訳 第1号 0人 第2号 0人 第3号 3人</p> <p>・現在の生活保護担当者は全員社会福祉士。</p> <p>・一般職員採用時に、社会福祉士有資格者（資格取得見込者）の記載あり</p> <p>※ 福祉職採用ではない。</p>	<p>・生活保護担当者全員が第3号（社会福祉士）である。</p> <p>・社会福祉士は、相談時の基本的なスキルを有するとともに、福祉の各分野に関する制度の基本的な知識があることで、仕事の理解度や対応の早さ、利用可能性がある制度の処のつけ方、新たな制度への対応等に違いがでると考えられる。</p> <p>・職員間ケース会議等においても社会福祉の共通基盤があることで検討がスムーズ。</p>	<p>・生活保護担当と生活就労支援センターがチームで支援に向けた相談や検討ができる体制がある。現業員が抱え込まず、相談しやすい環境の整備は重要。</p> <p>・現時点では社会福祉主事資格取得者もしくは社会福祉士を配置できているが、有資格者の職員が少なく、必ずしも配置できることは限らない、点が課題。</p>
4	D 市	<p>・人口約7.2万人、被保護世帯数336世帯、被保護人員数424人、保護率5.9%（2025年3月1日）</p> <p>・福祉総合相談体制を構築し重層的支援体制整備事業に取り組むとともに、市直営の権利擁護センター（中核機関）を設置している。</p>	<p>・現業員6人、査察指導員1人(充足率1.5)。</p> <p>・福祉事務所における主事資格内訳 第1号0人 第2号10人 第3号2人</p> <p>・3年を目処に異動。 ・福祉職採用がある。</p>	<p>・社会福祉主事（第3号以外）と社会福祉士（福祉職）の位置づけや役割は異なる。</p> <p>・分野ごとに横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、コーディネーションや連携、フアシリテーション、プレゼンテーション、交渉、社会資源開発・社会開発等を行い、地域の中で中核的な役割を担うのが社会福祉士。</p> <p>・主事は対人援助の基礎知識は学ぶが、虐待対応など複雑で切迫した相談や、地域への働きかけにおいては、より専門性が高い対応が求められる。</p> <p>・社会福祉主事と社会福祉士がお互いの役割を理解することは重要、主事から社会福祉士につながる流れも発展していくことよい。</p>	<p>・福祉職への志募が減少傾向にある。実習の受け入れ等を通じて養成校との連携を深め取り組みを実施している。</p> <p>・一般行政職員の社会福祉主事資格取得にかかる通信課程受講料・スクーリング参加宿泊料等は公費で負担。</p> <p>・社会福祉士資格取得にかかる通信課程受講料、スクーリング参加に係る宿泊費等は公費で負担。</p> <p>・社会福祉士資格を有する職員の社会福祉士実習指導者講習会の受講費・教材費は公費で負担。</p> <p>・市の社会福祉士による連絡会が定期的に開催されている。</p>

5	E市	<p>・人口約13万人、被保護世帯数580世帯、被保護人員数720人、保護率5.6%（2024年3月）</p> <p>・E市では福祉総合相談課全体を福祉事務所ととらえ、課内に福祉相談支援係と保護係を置き、連携しながら生活困窮者自立支援制度の事業と生活保護事業を一体的に実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員7人、被保護人員1人。</li> <li>・福祉事務所における主事資格内訳           <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号0人</li> <li>第2号9人</li> <li>第3号2人</li> </ul> </li> <li>・社会福祉士は課長1人、福祉相談支援係に2人配置。</li> <li>・福祉専門職の採用・配置は直営の地域包括支援センター設置を契機に開始。福祉専門職による課題解決の実績が評価され、福祉関係部署へ配置が拡大された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員の配置基準の見直しが必要。被保護世帯が抱える問題は複雑・複合化しており、1ケースの重みが昔とは異なる。現業員のほとんどが一般事務職であり、負担が大きい。查察指導員は現在一般事務職の係長が兼務しており、事務的な面で職員に指導・監督ができる。一方で職員に関する受講費用等の支援、資格手当はない。</li> <li>・社会福祉士採用の職員に対し、福祉専門職としての自己研鑽と推奨、職能団体の研修等の情報提供を行う。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員11人、查察指導員2人。</li> <li>・福祉事務所における主事資格内訳           <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号 7人</li> <li>第2号 0人</li> <li>第3号 4人</li> </ul> </li> <li>・第3号（社会福祉士）は全員現業員。</li> <li>・福祉職採用がある。</li> <li>・異動スパンは5年程度。</li> <li>・一般事務職の場合はペランのケースワーカーとコンビを組み、相談ができる体制をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の異動による人員体制の影響を受けることは避けられないため、情報や信頼関係に基づく対人援助等のスキルの継承が重要である。</li> <li>・異動が限定され、福祉に精通した社会福祉士の配置により、よりスマートな情報やスキルの継承と安定した支援が可能となるため、社会福祉士の配置は重要であり、期待も大きい。</li> </ul>
6	F市	<p>・人口約15.7万人、被保護世帯数634世帯、被保護人員数753人、保護率4.8%（2024年11月30日）</p> <p>・病気・障がいにより就労できない若年層やひきこもり等、多様なニーズを抱える市民からの相談が増加、多機関連携による支援の必要性が高まったことを受け、2024年よりF市直営で重層的支援体制整備事業を開始した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業員11人、查察指導員2人。</li> <li>・社会福祉士は課長1人、副課長2人、准課長3人、助役4人。</li> <li>・第3号（社会福祉士）は全員現業員。</li> <li>・福祉職採用がある。</li> <li>・異動スパンは5年程度。</li> <li>・一般事務職の場合はペランのケースワーカーとコンビを組み、相談ができる体制をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県主催の現業員初任者研修、国主催の新任查察指導員研修、国主催の生活保護担当ケースワーカー全国研修会、外部法人主催の生活保護自立支援推進研修会、市町村アカデミー主催の専門実務過程研修、その他就労支援、不当要求対策等への研修へ職員を派遣。</li> <li>・主任用資格取得者への支援は対象なし。</li> <li>・社会福祉士資格取得への支援はない。</li> </ul>

7	G 市	<p>・人口約 1.6 万人、被保護世帯数122世帯、被保護人員数134人、保護率8.1%（2025年1月31日）</p> <p>・高齢者世帯が約7割を占める。</p> <p>・観光地で多くの旅館があるが、住み込みの労働者の雇用契約が切れると同時に住居を失う等、生活保護と合わせて住居の確保も課題。</p> <p>・離島地区は医療面・介護面の資源が乏しい。</p> <p>・2020年度より重層的の支援体制整備事業を開始、同じ建物内にある社会福祉協議会のくらし相談等と連携している。</p>	<p>・現業員2人、査察指導員1人。</p> <p>・福祉事務所における主事資格内訳</p> <p>第1号1人(現業員) 第2号1人(査察指導員) 第3号1人(現業員)</p> <p>・充足率は過不足なし。</p> <p>・福祉職採用がある。 (福祉事務所・地域包括支援センターに配属、現業員を担う職員は入職1年目。)</p>	<p>・現業員業務上、第1号～第3号の機能や役割の違いはない。</p> <p>・社会福祉士が担うことで、インテークの段階でケースの緊急性の有無や他法・他施策、他機関との連携等について検討調整がスムーズに行えている。</p> <p>・成年後見制度の市町村長申立て等、権利擁護支援に関わる業務を行なうことができている。</p> <p>・重層的支援体制整備事業の会議には社会福祉士が出席している。</p> <p>・訪問への同行では、障がい特性に応じた対応など、他の職員の参考になる、という声が多い。</p>	<p>・社会福祉主事資格認定通信課程の受講について、全額を公費負担としている。</p> <p>・都道府県社会福祉主事連絡会にて年2回程度情報共有の機会を設けるほか、研修会を開催。</p> <p>・県内中小福祉事務所の福祉事務所生活保護研究会では、現業員の交流促進、事例検討等を行う。</p> <p>・全国公的扶助研究会、地域共生社会推進全国ミミット等への職員派遣、市社会福祉協議会と共催するひきこもりサポート養成講座、地域づくり講演会等にも職員参加を促す。</p>	<p>・異動の関係で主事資格保持者を福祉関係業界に活かしきれない場合がある。</p> <p>・生活保護担当課は重層的支援体制整備事業をはじめ、生活困窮、援助等を兼務する体制である。これは生活保護業務の視点から関連事業へのアプローチも可能な福利体制といえ、特に社会福祉士には重層的支援体制整備事業や地域福祉の充実について、専門性を発揮できるよう場を創出していくたい。</p>
8	H 市	<p>・人口約13万人、被保護世帯数 2,803 世帯、被保護人員数 3,428 人、保護率 27.11%(2024年 4月1 日)</p> <p>・島しょ地域があり、高齢化率が高く、貧困層が多い。</p> <p>・保護課が連携する福祉政策課では、社協とともに策定する地域福祉活動計画、重層的支援体制整備事業、成年後見制度の中核機関等を担当している。</p>	<p>・現業員/職員 14 人、 査察指導員 5 人。</p> <p>・会計年度任用職員 21 人。</p> <p>・福祉事務所における主事資格内訳</p> <p>第1号 第2号 第3号</p> <p>21人</p>	<p>・現業員業務上、第1号～第3号の機能や役割の違いはない。</p> <p>・査察指導員を社会福祉士が担うことで、インテークの段階でケースの緊急性の有無や他法・他施策、他機関との連携等について検討調整がスムーズに行えている。</p> <p>・成年後見制度の市町村長申立て等、権利擁護支援に関わる業務を行なうことができている。</p> <p>・重層的支援体制整備事業の会議には社会福祉士が出席している。</p> <p>・訪問への同行では、障がい特性に応じた対応など、他の職員の参考になる、という声が多い。</p>	<p>・保護課に研修担当職員を配置し、1年目研修、中堅現業員研修、査察指導員の研修等を開催。</p> <p>・社会福祉士資格取得時、職員には報償がある。</p> <p>・会計年度任用職員が社会福祉士資格を取得すると、正規職員採用への道が開ける。</p> <p>・市の社会福祉士連絡会を立ち上げており、職員の育成の場となっている。</p>	<p>・福祉職は係長昇進後、予算、補助金、議会対応等を初めて経験することになるため、事前に一般行政職の事務も経験する工夫が必要。</p>

9	I 福祉事務所 (都道府県)	<p>・(担当地域町村:3町) 人口約4万人、被保護世帯数 930世帯、被保護人員数 1,067人、保護率 27.25% (2024年10月) ・観光産業が中心の地域のため景気の影響を受けやすい。 ・高齢化率が進んでいる地域であり、高齢単身世帯の比率が高い。</p>	<p>・課長 1人、現業員 14人、 查察指導員 2人、全員福祉職採用。 非常勤職員は就労支援員 1人、面接相談員 1人、医療扶助支援員 1人、年金調査員 1人、子ども支援員 2人、母子父子寡婦支援員兼女性相談支援員 1人、女性相談支援員 1人</p> <p>・福祉事務所における主事 資格内訳 第 1 号 16人 第 2 号 1人 第 3 号 10人</p>	<p>・生活保護の現業員の現業員の配置について、社会福祉士資格取得者は基礎的知識や対象者理解を得ていることが担保されるため、ある程度の効果はみられると考える。 ・しかし、基礎的知識や短期間の実習機会のみでは支援に必要な技術(アセスメント、面接、調整等)は習得できず、資格取得後の OJT 等の強化がより必要とされている。</p> <p>・現業員として経験を積んだ頃、児童や障害部門に異動となるため、専門職としてのスキルの維持向上が今後の課題である。</p> <p>・都道府県の本庁では年数や職階に応じた研修が行われており、個々に調整して受講してもうつっている。</p> <p>・社会福祉士資格取得への支援はない。</p>
10	J 福祉事務所 (都道府県)	<p>・(担当地域町村:4町) 人口約8万人、被保護世帯数 927世帯、被保護人員数 1,120人、保護率 13.68% (2024年4月1日)</p>	<p>・現業員 18人、 查察指導員 2人。 ・福祉事務所における主事 資格内訳 第 1 号 18人 第 2 号 0人 第 3 号 11人</p> <p>・都道府県全体で福祉職採用があり、福祉の現場は福祉専門職が担う方針。 ・課長や查察指導員は過去に現業員を経験している職員が着任する。</p>	

### 3. ヒアリング結果から得られた示唆

#### (1) 社会福祉主任用資格による機能・役割の違い

業務上における現業員等の役割について、社会福祉主任用資格(第1号～第3号)による役割の違いがあると回答した福祉事務所が2カ所、任用資格による役割の違いはない回答した事務所が7カ所であった(※1カ所は現業員全員同じ任用資格(社会福祉士)のため回答不能)。

一方で、回答上における役割の違いが「ある」「ない」にかかわらず、ヒアリングでは以下のような役割・機能を社会福祉士が発揮していることを確認することができた。①他の部署及び機関との連絡調整、②制度の理解、③社会資源開発、④自立支援、⑤スーパービジョン、⑥緊急性の判断。これらの役割・機能はまさに社会福祉士の特徴を示しているといえるだろう。

役割に違いがある、と回答した事務所では、「第2号(養成課程)の職員は、経験を積むことによりケースワーク機能は発揮できるが、第3号(社会福祉士)のようにソーシャルワーク機能の発揮までは至らないと考える」、「主事は対人援助の基礎知識は学ぶが、虐待対応など複雑で切迫した相談や、地域への働きかけにおいては、より専門性が高い対応が求められる」と、ソーシャルワーク機能上の違いが指摘された。社会福祉士の職員は「クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能、および、クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能を発揮している」、「他の職員に対しスーパービジョン機能を発揮する。福祉各分野の関係機関とのネットワークも広く深い」等、社会福祉士が独自に発揮する支援機能についての言及がなされている。その上で「社会福祉主任と社会福祉士がお互いの役割を理解することは重要」と指摘されている。一般事務職として入職し、福祉事務所に主任として配属され、福祉の相談支援業務にやりがいを見いだした職員が、その後社会福祉士資格を取得する動きも複数の自治体で見られた。

一方で、「役割に違いがない」と回答した事務所においても、社会福祉士実習指導者については、8年以上の社会福祉主任経験者が担うことができるにもかかわらず、社会福祉士資格を持つ職員が担っていた。

また、複合化した課題における対応と多機関との連絡調整、成年後見制度の利用や虐待対応等の権利擁護支援に関する対応等については、社会福祉士の関与を複数の福祉事務所で見ることができた。

#### (2) 福祉事務所の人材養成における課題と展望

定期的な人事異動がある自治体において、専門性が求められる福祉事務所の業務を担う人材の確保と養成が重要な課題となっていることが明らかとなった。

福祉事務所の現業員に求められる役割と力、支援の視点について、全ての自治体から言及がなされた。福祉事務所の生活保護業務を担う現業員は、「多くの制度にまたがる幅広い層を対象とし、アウトリーチを含めた支援を行うケースワーカーは福祉の総合職といえる」という表現にもみられるように、ケースワーカーには様々な分野にわたる福祉の知識、援助技術が求められるといえる。その役割を担う人材を確保するため、多くの自治体では福祉職を採用する仕組みを有するとともに、自治体独自のOJTや研修の実施、都道府県・国への派遣、資格取得の支援等の人材養成に向けた取り組みが見られた。

しかし、現業員の充足率が基準を満たしていない自治体も多い中、「現業員が不足しており、早急な対策が必要」、「福祉職への応募が減少傾向」と人材を確保するための取り組みの必要性が指摘されている。その一環として、積極的に社会福祉士養成校の実習指導の受け入れを行っている自治体

も見られた。

査察指導員については、現業員経験を必須としている自治体が多い一方で、現業員経験がなく着任しているケースもあり、そのような場合、「事務的な面で職員に指導・監督ができても、ケースワークに関してはスーパーバイザーの役割を果たすことが難しい」という指摘も見られた。そのような場合、今回ヒアリング対象となった自治体では、現業員の相談対応や支援における助言等は、課内もしくは連携している課の現業員経験者、自治体内の事例検討会や有志の連絡会等にて行われていたが、そのような体制がない自治体においては、現業員の相談先の確保や孤立の防止が課題となると思われる。

また、福祉職採用者は、そのキャリア形成過程の特性から、「管理職への昇進者が少ない」、「管理職就任時に初めて経験する事務の負担が大きい」等の指摘もみられた。今後各自治体における福祉職採用者のキャリア形成について、さらなる検討が必要と考えられる。

## **第3章**

# **社会福祉協議会における社会福祉士の 配置・活用状況の実態把握調査**

---

## 第3章 社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査の結果・分析

### 1. 社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査について

#### (1)調査の目的

社会福祉協議会における「社会福祉士の配置の現状」、「社会福祉士の募集・採用の状況」、「社会福祉士取得への支援の実施状況」、「社会福祉士に期待している機能」等を調査することを目的とした。

#### (2)調査の対象

調査対象	市区町村・指定都市社会福祉協議会:1837箇所 都道府県社会福祉協議会:47箇所
調査期間	2025年1月8日(水)～2025年1月31日(金)
回収状況	市区町村・指定都市社会福祉協議会:717/1837(有効回収率39.0%) 都道府県社会福祉協議会:31/47(有効回収率66.0%)

#### (3)調査内容

- (1)各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数
- (2)2024年度に自治体から直接受託している事業
- (3)社会福祉士資格保持者(取得見込み含む)を対象とした採用を実施しているか
- (4)過去5年間の社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)の職員募集人数、実際に採用した社会福祉士数
- (5)社会福祉士資格所持者を対象とした採用を実施していない理由
- (6)社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援等を実施しているか
- (7)社会福祉士が現状特に発揮している機能、今後特に期待する機能(それぞれ上位5つ)
- (8)社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか
- (9)社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況
- (10)社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数

#### (4)調査の実施方法

##### 1)市区町村・指定都市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会については、都道府県社会福祉協議会を通じて、管内の市区町村社会福祉協議会に調査票をメール送付した。

指定都市社会福祉協議会については、全国社会福祉協議会を通じて、調査票をメール送付した。

##### 2)都道府県社会福祉協議会

全国社会福祉協議会を通じて、各都道府県社会福祉協議会に調査票をメール送付した。

### 2. アンケートの結果について

調査結果については、単純集計を実施し、項目毎に分析を行った。

## 日本社会福祉士会 市区町村・指定都市社会福祉協議会調査 単純集計結果

調査対象：市区町村・指定都市社会福祉協議会

調査期間：令和7（2025）年1月8日～令和7（2025）年1月31日

調査方法：都道府県社協に管内の市区町村社協へメールにて調査票を送付いただけるように依頼、メールにて返信

指定都市社協については、全国社会福祉協議会よりメールにて調査票を送付いただけるように依頼、メールにて返信

回収状況：

	市区町村・指定都市 社会福祉協議会	対象数	回収数	回収率
		1,837	717	39.0%

### I 職員の設置状況について

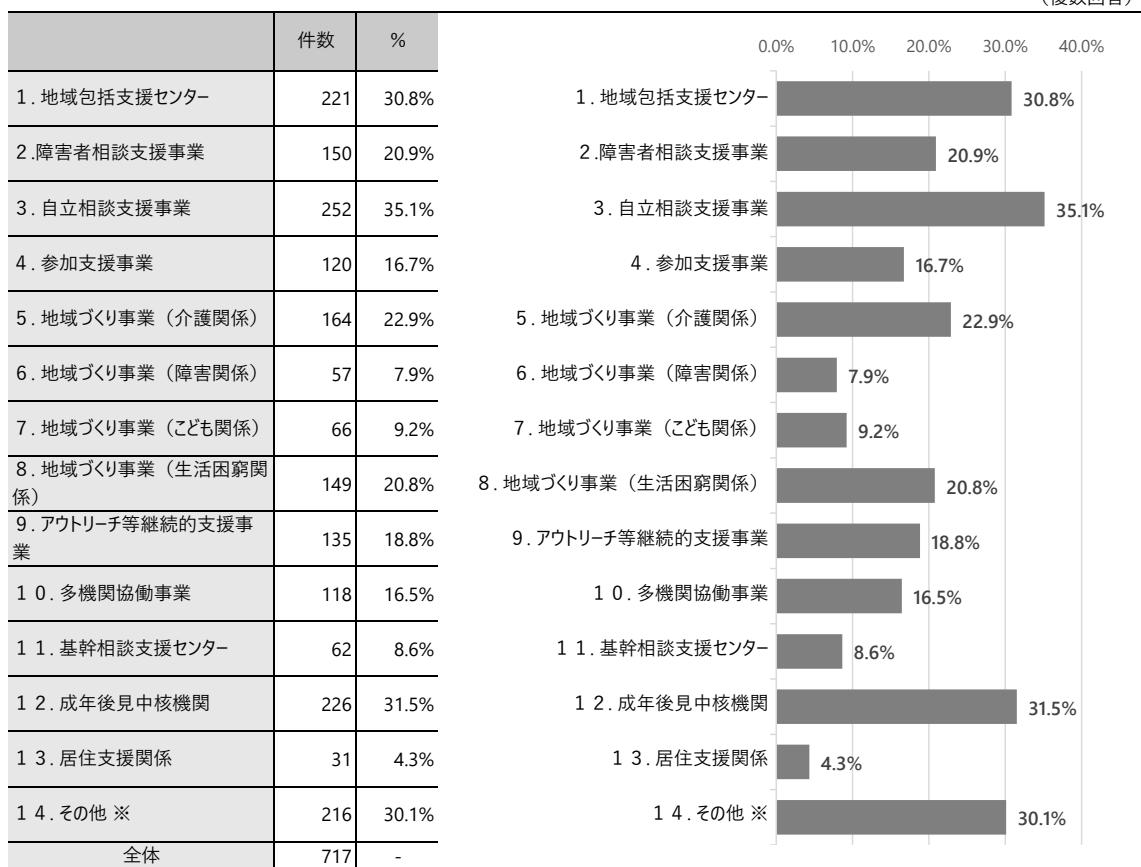
問1 各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数

	正規職員		非正規職員		人数合計				
	うち社会 福祉士	割合	うち社会 福祉士	割合	うち社会 福祉士	割合			
1. 事務局長 (事務局組織全体を代表する方)	505	135	26.7%	204	11	5.4%	709	146	20.6%
2. 法人経営部門職員	2,548	830	32.6%	1,221	38	3.1%	3,769	868	23.0%
3. 地域福祉活動推進部門職員	3,260	1,596	49.0%	2,179	145	6.7%	5,439	1,741	32.0%
4. ボランティア・市民活動センター職員	582	262	45.0%	457	29	6.3%	1,039	291	28.0%
5. 相談支援・権利擁護部門職員 (①+②)	4,246	2,425	57.1%	5,292	658	12.4%	9,538	3,083	32.3%
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業	4,055	2,328	57.4%	5,091	640	12.6%	9,146	2,968	32.5%
② ①以外の相談担当	191	97	50.8%	201	18	9.0%	392	115	29.3%
6. 介護保険サービス担当職員	6,328	679	10.7%	15,094	177	1.2%	21,422	856	4.0%
7. 障害福祉サービス担当職員	1,301	295	22.7%	2,806	58	2.1%	4,107	353	8.6%
8. 上記 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	2,031	184	9.1%	10,849	59	0.5%	12,880	243	1.9%
9. 会館運営事業担当職員	115	20	17.4%	914	2	0.2%	1,029	22	2.1%
10. その他職員	939	290	30.9%	1,420	76	5.4%	2,359	366	15.5%
合計	21,855	6,716	30.7%	40,436	1,253	3.1%	62,291	7,969	12.8%

※回答がなかった場合には、人数合計に含まないため、回答件数と人数合計は一致しない

問2 2024年度に自治体から直接受託している事業（複数回答）

(複数回答)



※ソーシャルワーク機能を発揮していると考える受託事業

→ ■ 14（その他）の内容

高齢者・医療	生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーター事業、デイサービス事業 等
権利擁護	成年後見支援事業、権利擁護事業、日常生活自立支援事業 等
障害	地域活動支援センター事業、障害者就労支援事業、身体障害者デイサービス 等
子ども・子育て・若者	ファミリー・サポート・センター事業、支援対象児童等見守り強化事業、子育て支援センター事業 等
地域づくり	心配ごと相談事業、地域福祉コーディネーター事業、コミュニティソーシャルワーカー事業 等

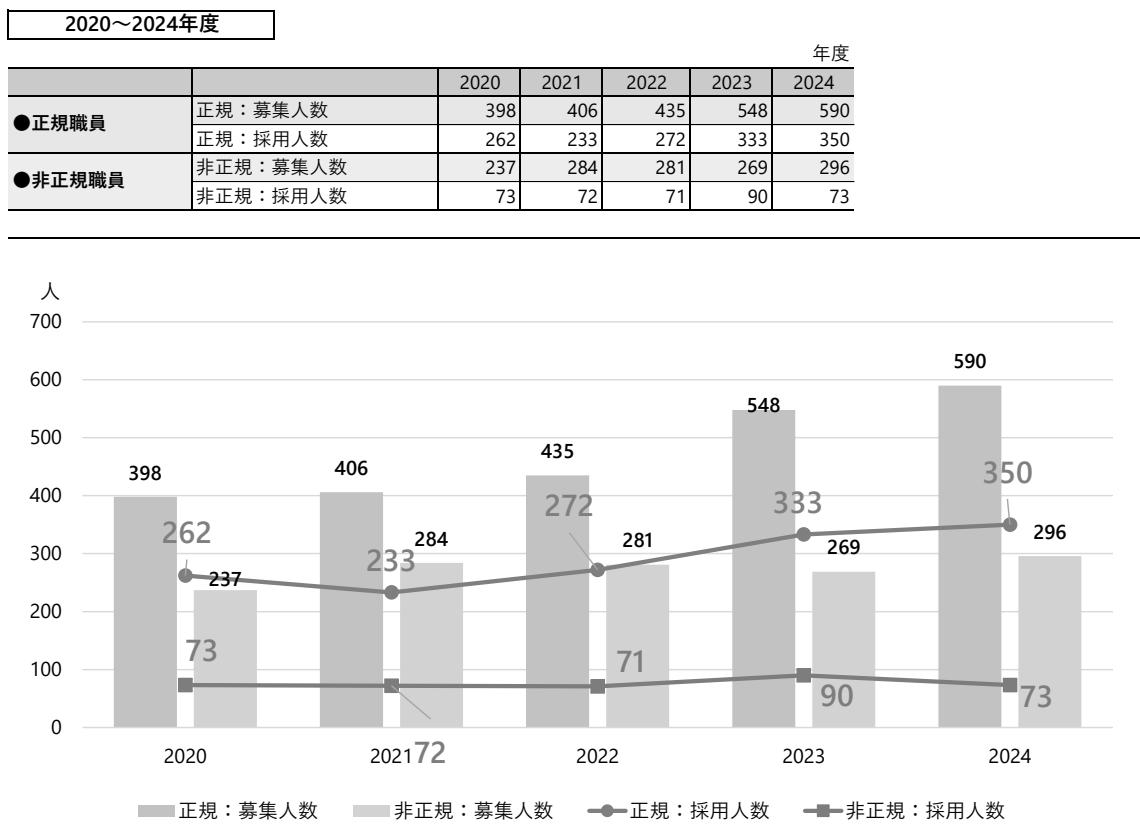
## II 社会福祉士資格所有者の採用等について

### 問3-1 社会福祉士資格所持者（取得見込み含む）を対象とした採用

	件数	%		0.0%	20.0%	40.0%	60.0%
1. 毎年実施している（直近5年間）	83	11.6%	1. 每年実施している（直近5年間）	11.6%			
2. 年度によっては実施している	381	53.1%	2. 年度によっては実施している		53.1%		
3. 6年以上前に実施したことがあるが、現在は実施していない	68	9.5%	3. 6年以上前に実施したことがあるが、現在は実施していない	9.5%			
4. 実施していない	183	25.5%	4. 実施していない		25.5%		
無回答	2	0.3%	無回答	0.3%			
合計	717	100.0%					

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

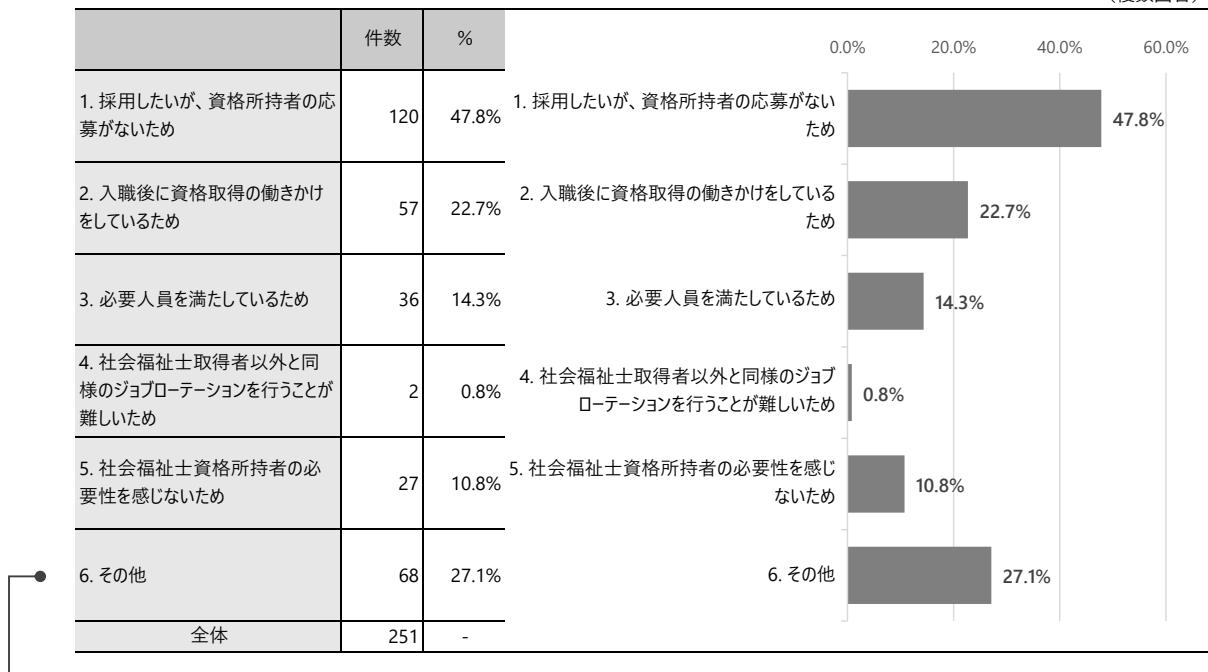
- 問3-2 過去5年間の社会福祉士資格所持者（取得見込み含む）の職員の募集人数、実際に採用した社会福祉士数  
（★問3-1で「1」または「2」と回答した場合）



問3-3 社会福祉士資格所持者を対象とした採用を実施していない理由

(★問3-1で「3」または「4」と回答した場合)

(複数回答)

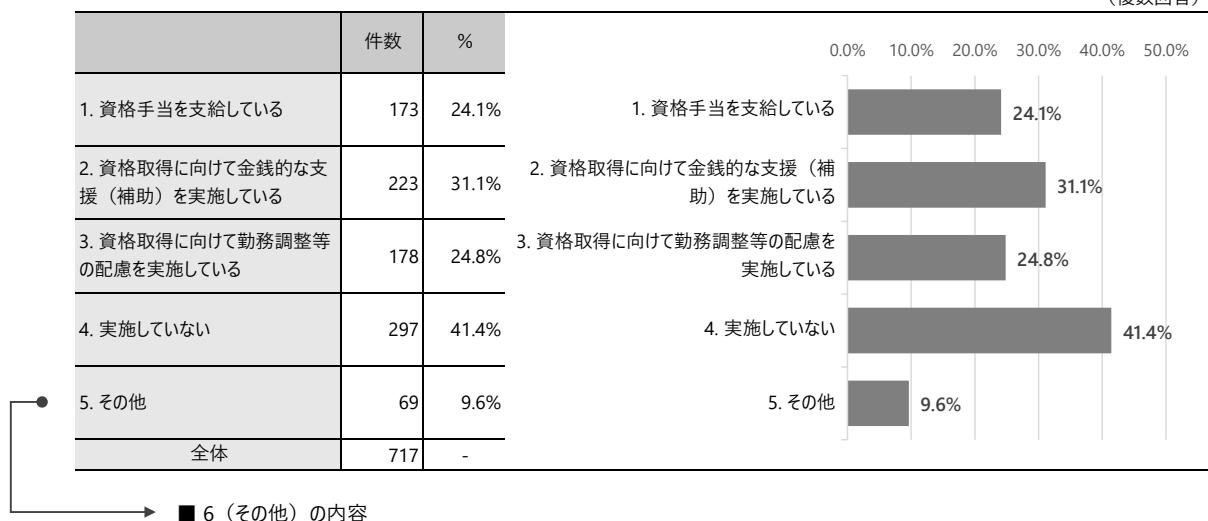


→ ■ 6 (その他) の内容

幅広い人材を確保したいため、財源の都合のため、社会福祉士を必須とする事業を実施していないため、職員募集をしていないため 等

問4 社会福祉士資格所持者に対する資格手当、資格取得の支援等

(複数回答)



→ ■ 6（その他）の内容

給与への加算、特別昇給を実施している、非常勤職員のみ手当を支給している、資格取得者に一時金・祝い金を支給している、業務内容・所属部署によっては手当を支給している、受講料・登録料等の補助を実施している、資格取得費用の貸付をしている 等

### III 社会福祉士に期待する機能について

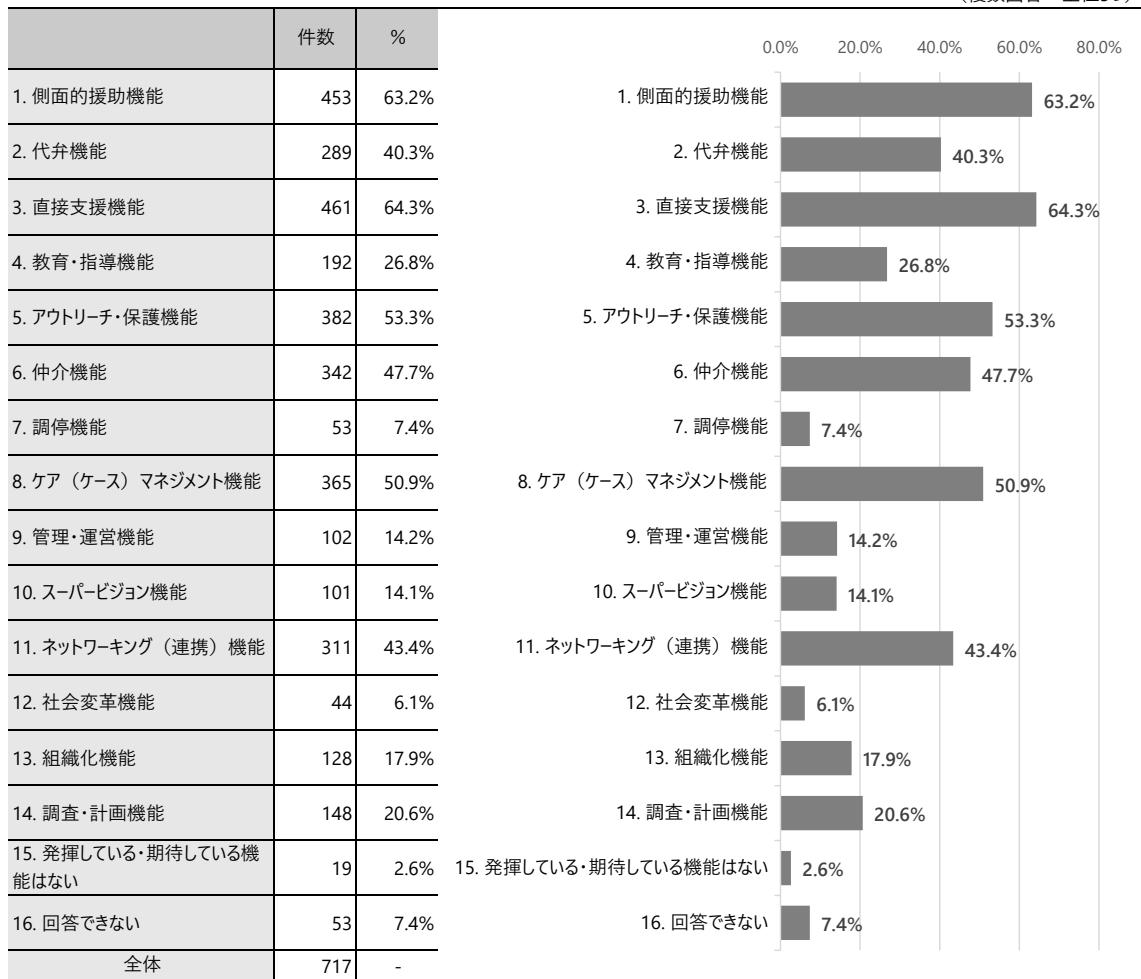
問5 社会福祉士が現状特に発揮している機能、今後特に期待する機能(それぞれ上位5つを選択)

※本調査における社会福祉士の機能の整理は以下のとおり

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能	
1. 側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2. 代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。
3. 直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。
4. 教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5. アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度・専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能	
6. 仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7. 調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8. ケア（ケース）マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア（ケース）マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能	
9. 管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10. スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11. ネットワーキング（連携）機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有效地に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能	
12. 社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人々がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13. 組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会（セルフヘルプグループや家族会など）の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14. 調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのために住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聞く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

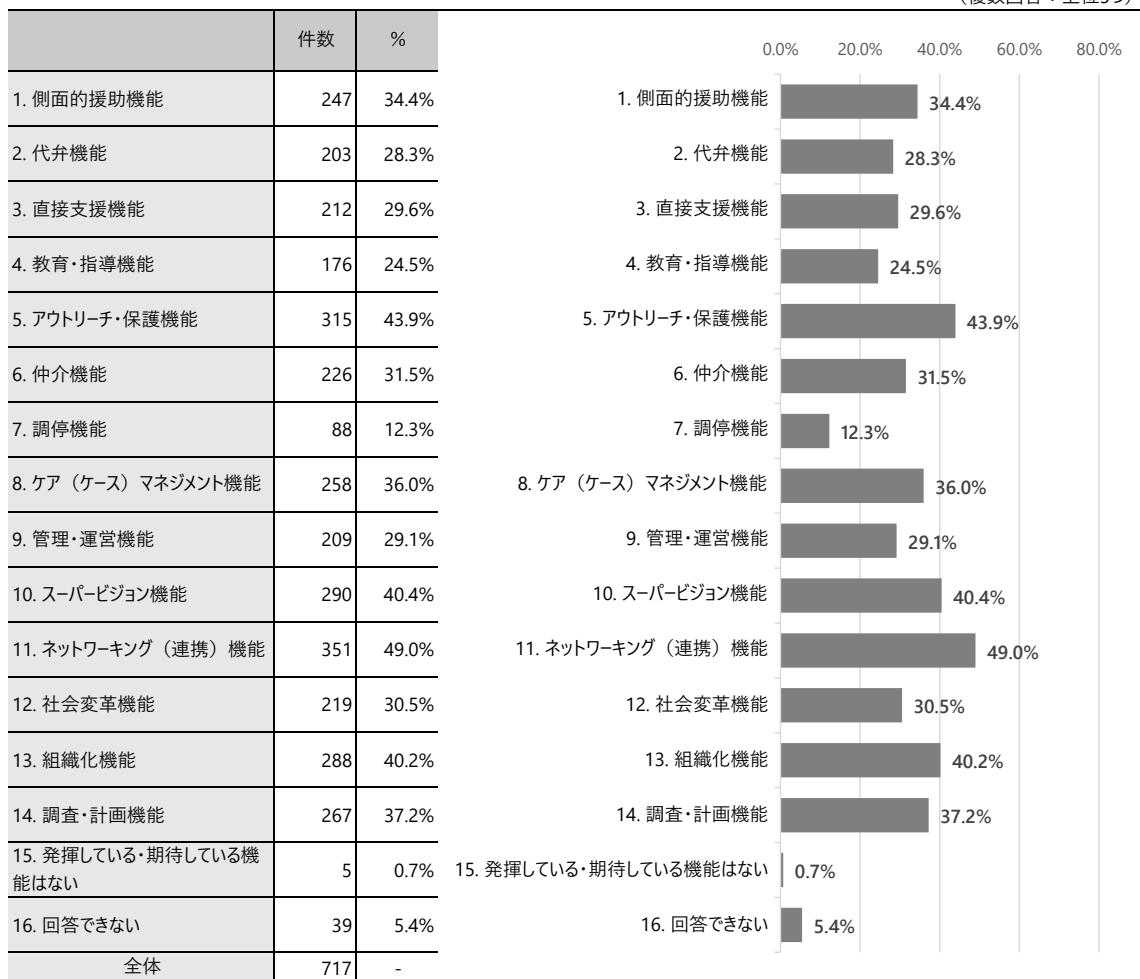
■現状特に発揮している機能

(複数回答：上位5つ)

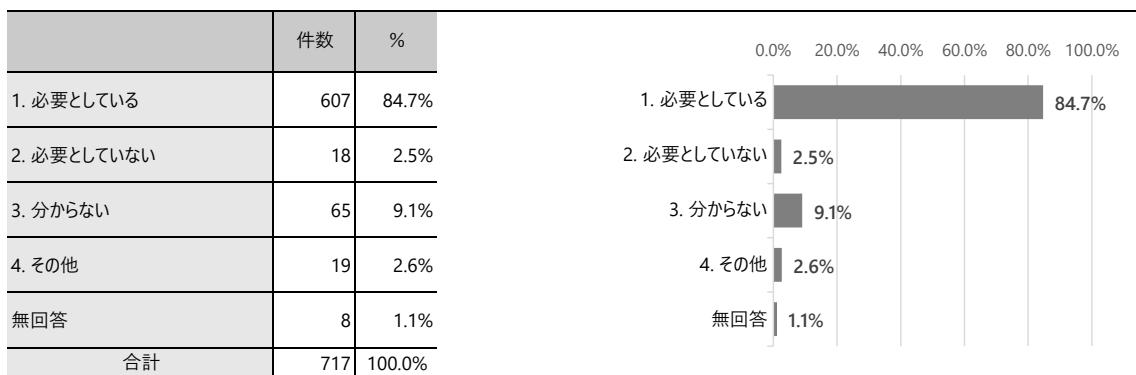


■今後特に期待する機能

(複数回答：上位5つ)



問6 社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築  
などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか

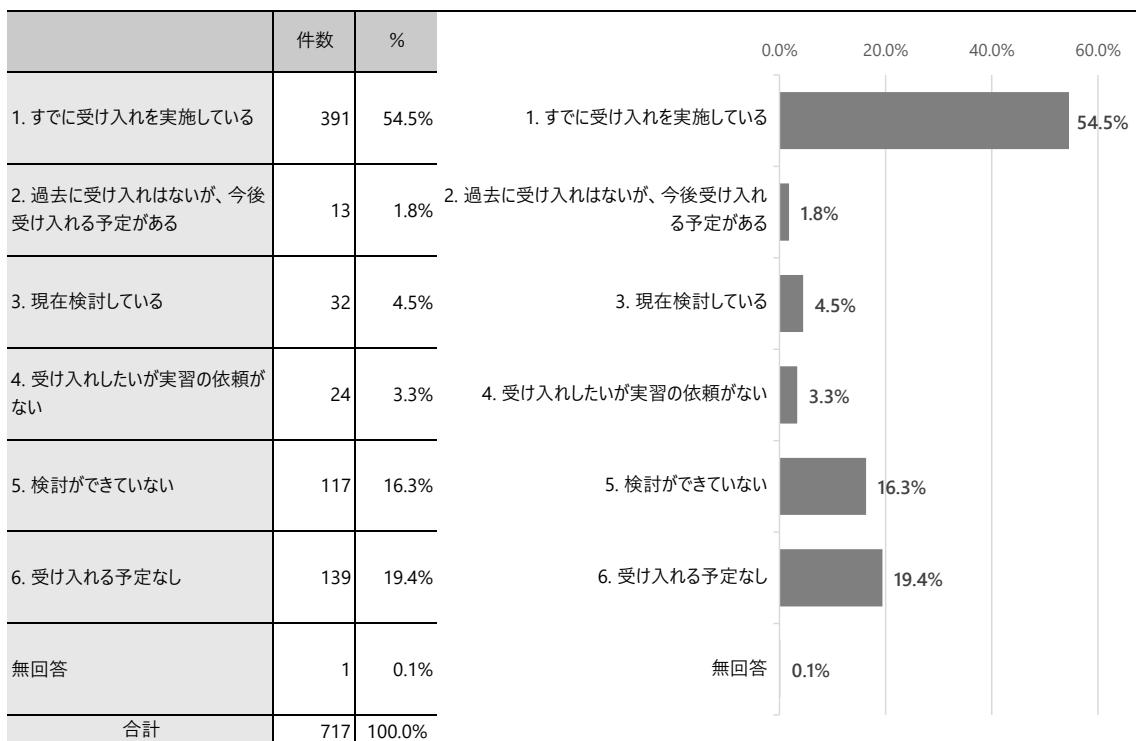


※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

■ 4（その他）の内容

社会福祉士資格があればなお良いとしている、資格ではなく個々の力量が重要、場面・展開によっては必要 等

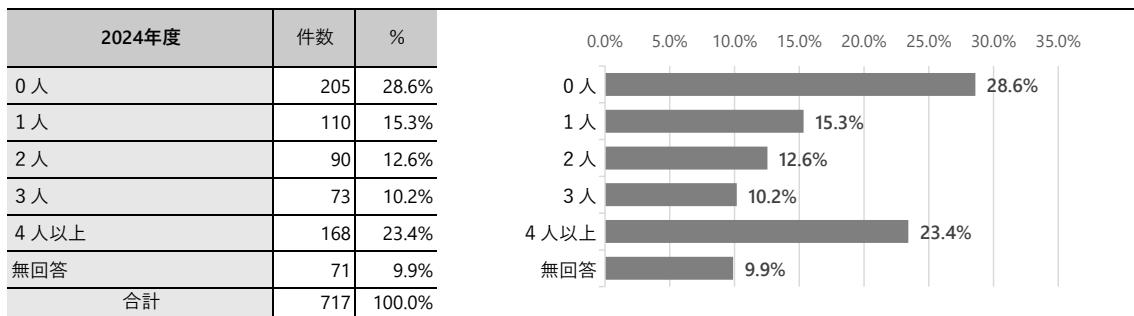
問7-1 社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

問7-2 社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数

※実習指導者の要件：社会福祉士として相談援助の実務経験が3年以上あり、実習指導者講習会を修了したもの



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

問8 社会福祉士のあり方について等、社会福祉士や本調査に関するご意見（自由記述）

人材確保・育成・待遇改善の課題、社会福祉士の専門性・役割・機能の期待、継続的な学習・研修の重要性、資格の意義と課題、  
社会福祉士会の活動 等

## 日本社会福祉士会 都道府県社会福祉協議会調査 単純集計結果

調査対象：都道府県社会福祉協議会

調査期間：令和7（2025）年1月8日～令和7（2025）年1月31日

調査方法：全国社会福祉協議会を通じてメールにて送付、メールにて返信

回収状況：

都道府県 社会福祉協議会	対象数	回収数	回収率
	47	31	66.0%

### I 職員の設置状況について

問1-1 各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数

	正規職員		非正規職員		人数合計		
	うち社会 福祉士	割合	うち社会 福祉士	割合	うち社会 福祉士	割合	
1. 事務局長 (事務局組織全体を代表する方)	26	7	26.9%	4	1	25.0%	30
2. 法人経営部門職員	180	79	43.9%	95	4	4.2%	275
3. 地域福祉活動推進部門職員	489	265	54.2%	579	43	7.4%	1,068
4. 福祉人材・研修担当部門職員	305	136	44.6%	449	30	6.7%	754
5. 会館運営事業担当部門職員	11	6	54.5%	28	0	0.0%	39
6. 介護保険サービス担当職員	19	7	36.8%	27	6	22.2%	46
7. その他職員	55	15	27.3%	125	12	9.6%	180
合計	1,085	515	47.5%	1,307	96	7.3%	2,392
							611
							25.5%

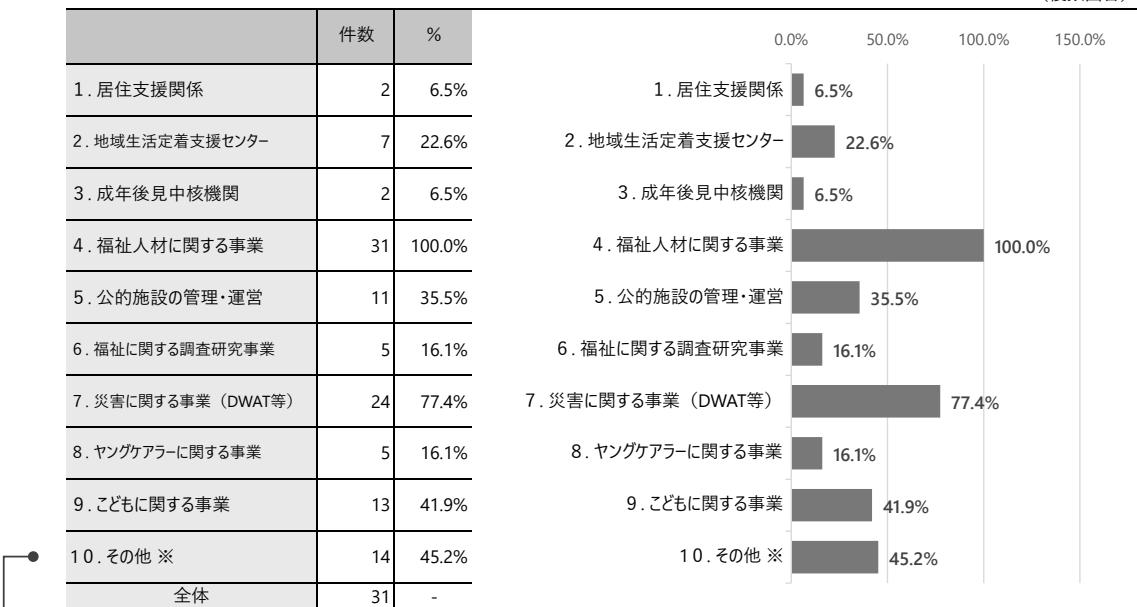
※回答がなかった場合には、人数合計に含まないため、回答件数と人数合計は一致しない

→ ■ 7（その他職員）の職務内容

地域生活定着支援センター、高齢者大学校の運営、種別団体事務局担当者、外国人介護実習支援センター、DWAT担当、  
第三者評価推進機構担当、市町村社協活動支援事業担当、介護実習・普及センター職員 等

問2 2024年度に自治体から直接受託している事業

(複数回答)



※ソーシャルワーク機能を発揮していると考える受託事業

→ ■ 10（その他）の内容

高齢者・医療	すこやか長寿社会運動事業、介護生産性向上推進総合事業 等
権利擁護	権利擁護支援体制整備・拡充事業、権利擁護専門人材育成研修事業 等
地域づくり	重層の支援体制整備事業関連、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 等
相談事業	生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業 等

## II 社会福祉士資格所有者の採用等について

問3-1 社会福祉士資格所持者（取得見込み含む）を対象とした採用

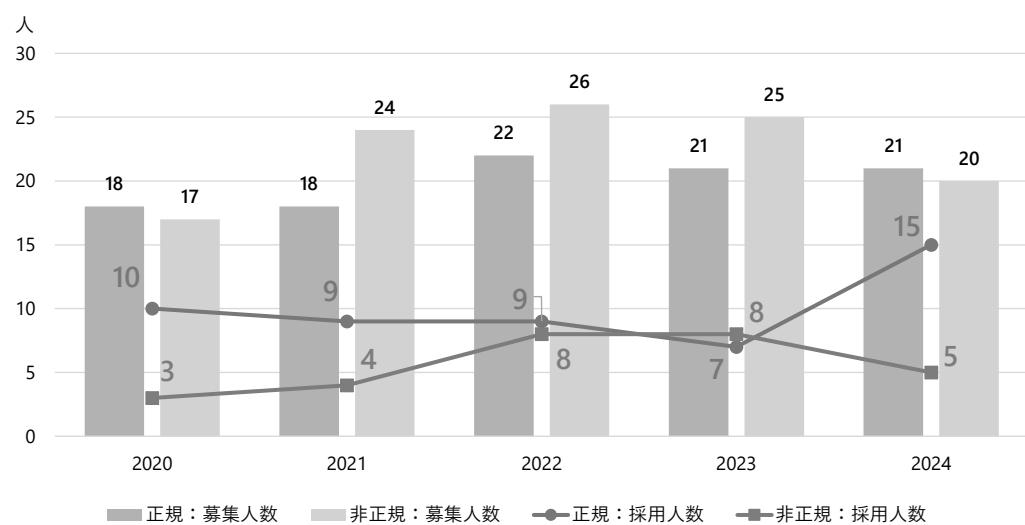
	件数	%		
1. 毎年実施している（直近5年間）	5	16.1%	1. 每年実施している（直近5年間）	16.1%
2. 年度によっては実施している	8	25.8%	2. 年度によっては実施している	25.8%
3. 6年以上前に実施したことがあるが、現在は実施していない	3	9.7%	3. 6年以上前に実施したことがあるが、現在は実施していない	9.7%
4. 実施していない	15	48.4%	4. 実施していない	48.4%
無回答	0	0.0%	無回答	0.0%
合計	31	100.0%		

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

→ 問3-2 過去5年間の社会福祉士資格所持者（取得見込み含む）の職員の募集人数、実際に採用した社会福祉士数  
（★問3-1で「1」または「2」と回答した場合）

### 2020～2024年度

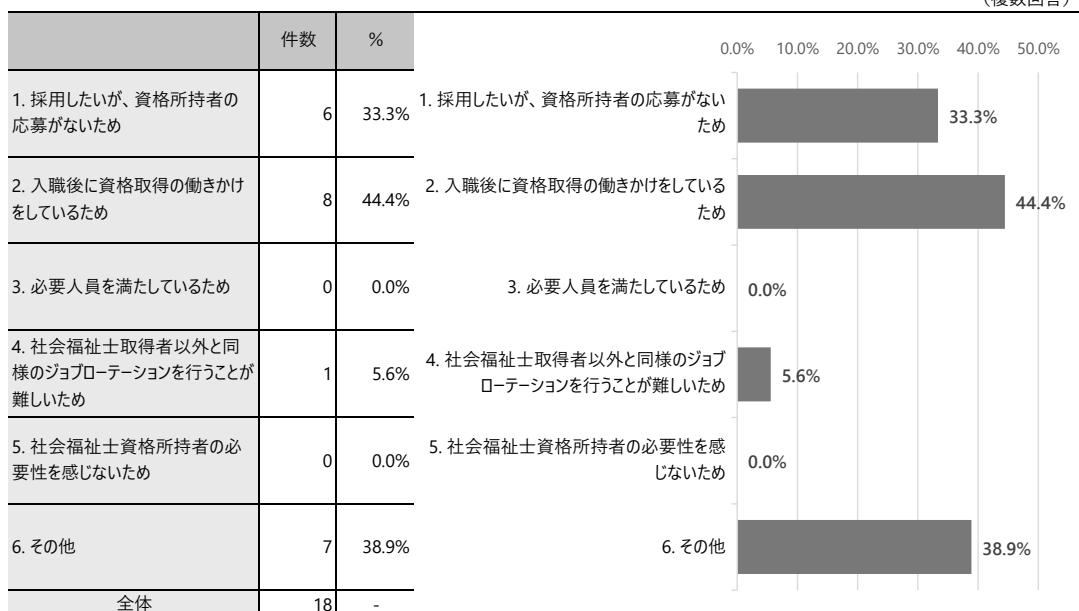
		年度				
		2020	2021	2022	2023	2024
●正規職員	正規：募集人数	18	18	22	21	21
	正規：採用人数	10	9	9	7	15
●非正規職員	非正規：募集人数	17	24	26	25	20
	非正規：採用人数	3	4	8	8	5



問3-3 社会福祉士資格所持者を対象とした採用を実施していない理由

(★問3-1で「3」または「4」と回答した場合)

(複数回答)

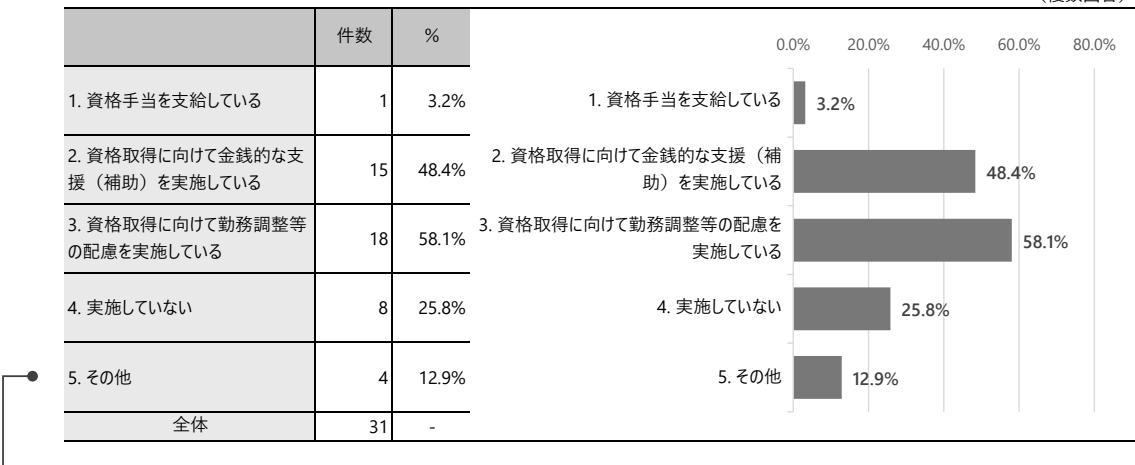


→ ■ 6 (その他) の内容

幅広い人材を確保したいため、部署によって社会福祉士の必要性が異なるため 等

問4 社会福祉士資格所持者に対する資格手当、資格取得の支援等

(複数回答)



→ ■ 6（その他）の内容

その他の理由

非正規雇用職員に対して資格手当を支給、取得後の特別昇給、資格取得給付金を支給 等

### III 社会福祉士に期待する機能について

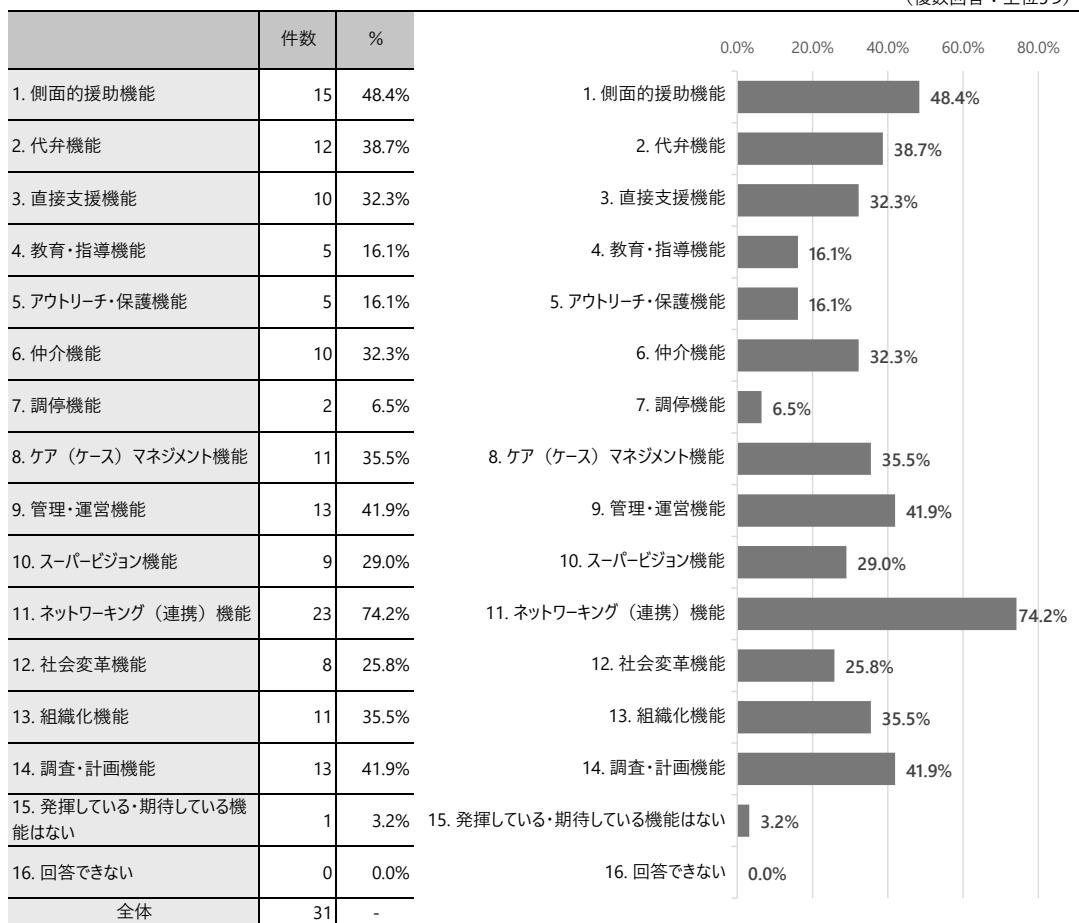
問5 社会福祉士が現状特に発揮している機能、今後特に期待する機能(それぞれ上位5つを選択)

※本調査における社会福祉士の機能の整理は以下のとおり

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能	
1. 側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2. 代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。
3. 直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。
4. 教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5. アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能	
6. 仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたっている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7. 調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8. ケア（ケース）マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア（ケース）マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能	
9. 管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10. スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11. ネットワーキング（連携）機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有效地に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能	
12. 社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13. 組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会（セルフヘルプグループや家族会など）の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14. 調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのため住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聞く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

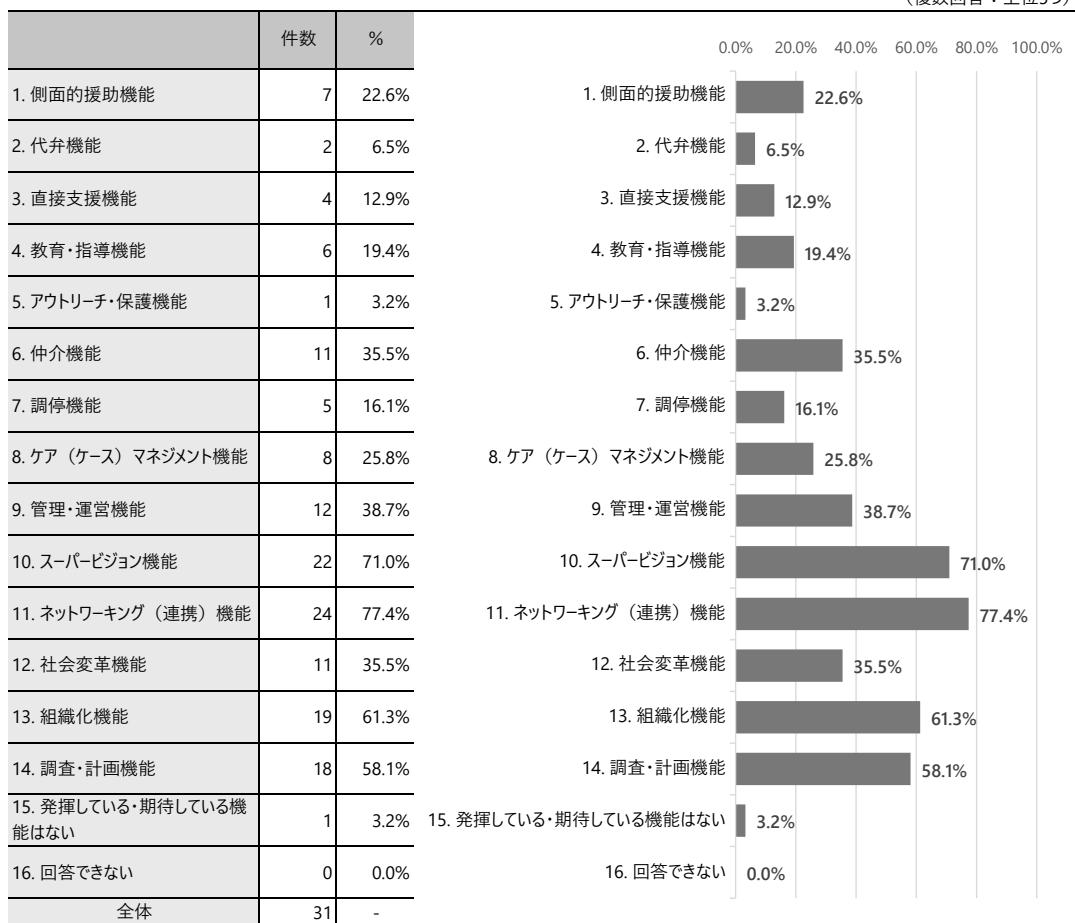
■現状特に発揮している機能

(複数回答：上位5つ)

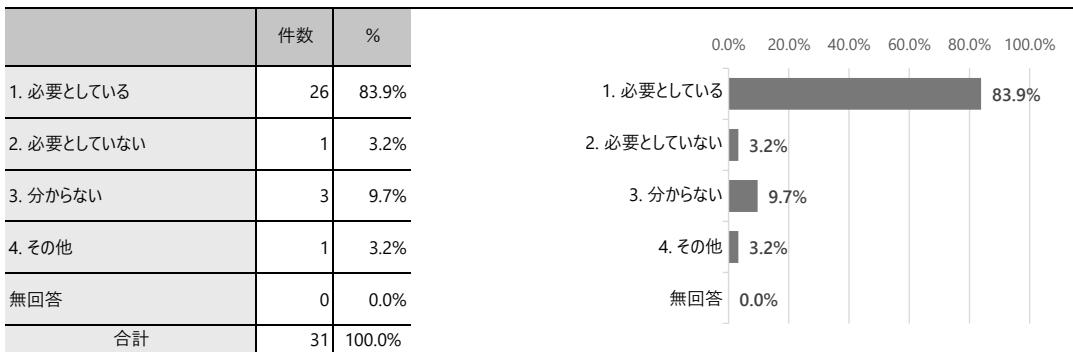


■今後特に期待する機能

(複数回答：上位5つ)



問6 社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか



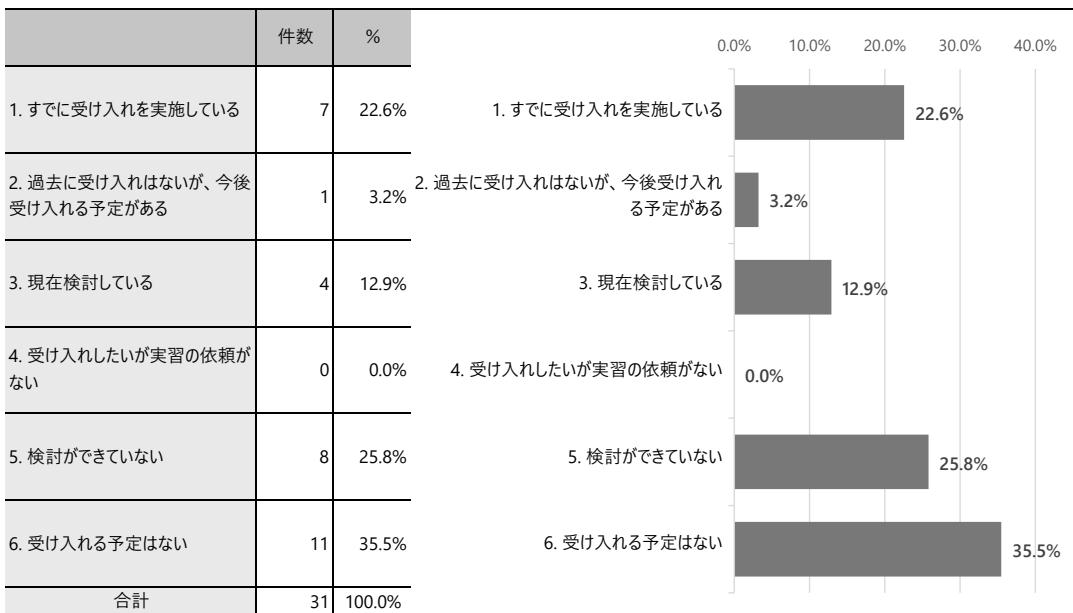
※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

■ 4（その他）の内容

**その他の理由**

組織及び職員管理能力や対外交渉力等を有していることが前提となる。

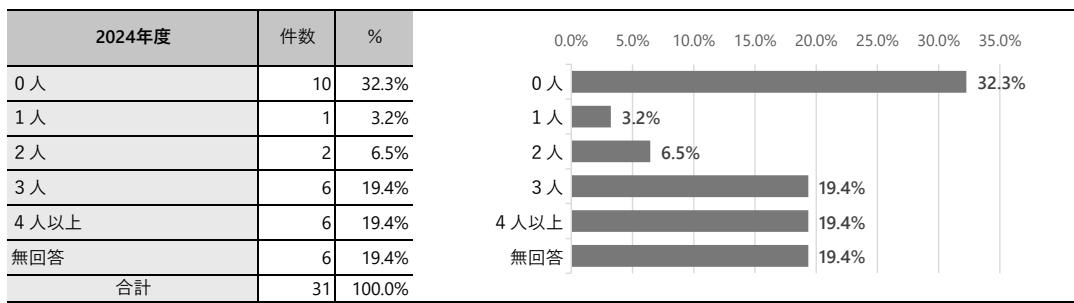
問7-1 社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

問7-2 社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数

※実習指導者の要件：社会福祉士として相談援助の実務経験が3年以上あり、実習指導者講習会を修了したもの



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

問8 社会福祉士のあり方について等、社会福祉士や本調査に関するご意見（自由記述）

都道府県社協の役割として、市町社協や福祉関係団体との連携・支援や相談支援業務など、社会福祉士等の専門職に必要な知識が求められる。一方で、本会は、採用時に社会福祉士等の資格を要件としておらず、採用後に資格取得の助成や実習の特休制度を設けているが、社会福祉士等の資格の有無に関わらず、業務を行っているのが現状である。

問7-1について...現時点で受け入れる予定はないが、過去受入れを実施したことはある。

### 3. 市区町村・指定都市社会福祉協議会に関するデータの分析

#### (1)各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数

回答のあった市区町村・指定都市社会福祉協議会で、正規職員については 30.7%が社会福祉士を所持しているのに対し、非正規職員では 3.1%という所持率だった。

正規職員において、社会福祉士を所持している職員が多い部門としては「相談支援・権利擁護部門(57.1%)」、「地域福祉活動推進部門(49.0%)」、「ボランティア・市民活動センター職員(45.0%)」となっている。反対に社会福祉士資格を所持している職員が少ない部門としては「介護・障害保険サービス以外の在宅サービス事業担当(9.1%)」、「介護保険サービス担当職員(10.7%)」、「会館運営事業担当職員(17.4%)」となっている。

図表3－3－1 各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数

	正規職員		非正規職員		人数合計		
	うち社会 福祉士	割合	うち社会 福祉士	割合	うち社会 福祉士	割合	
1. 事務局長 (事務局組織全体を代表する方)	505	135	26.7%	204	11	5.4%	709 146 20.6%
2. 法人経営部門職員	2,548	830	32.6%	1,221	38	3.1%	3,769 868 23.0%
3. 地域福祉活動推進部門職員	3,260	1,596	49.0%	2,179	145	6.7%	5,439 1,741 32.0%
4. ボランティア・市民活動センター 職員	582	262	45.0%	457	29	6.3%	1,039 291 28.0%
5. 相談支援・権利擁護部門職 員 (①+②)	4,246	2,425	57.1%	5,292	658	12.4%	9,538 3,083 32.3%
①日常生活自立支援 事業、地域包括支援 センター、障害者相談 支援事業	4,055	2,328	57.4%	5,091	640	12.6%	9,146 2,968 32.5%
② ①以外の相談担 当	191	97	50.8%	201	18	9.0%	392 115 29.3%
6. 介護保険サービス担当職員	6,328	679	10.7%	15,094	177	1.2%	21,422 856 4.0%
7. 障害福祉サービス担当職員	1,301	295	22.7%	2,806	58	2.1%	4,107 353 8.6%
8. 上記 6. 7. 以外の在宅サー ビス事業担当	2,031	184	9.1%	10,849	59	0.5%	12,880 243 1.9%
9. 会館運営事業担当職員	115	20	17.4%	914	2	0.2%	1,029 22 2.1%
10. その他職員	939	290	30.9%	1,420	76	5.4%	2,359 366 15.5%
合計	21,855	6,716	30.7%	40,436	1,253	3.1%	62,291 7,969 12.8%

※回答がなかった場合には、人数合計に含まないため、回答件数と人数合計は一致しない

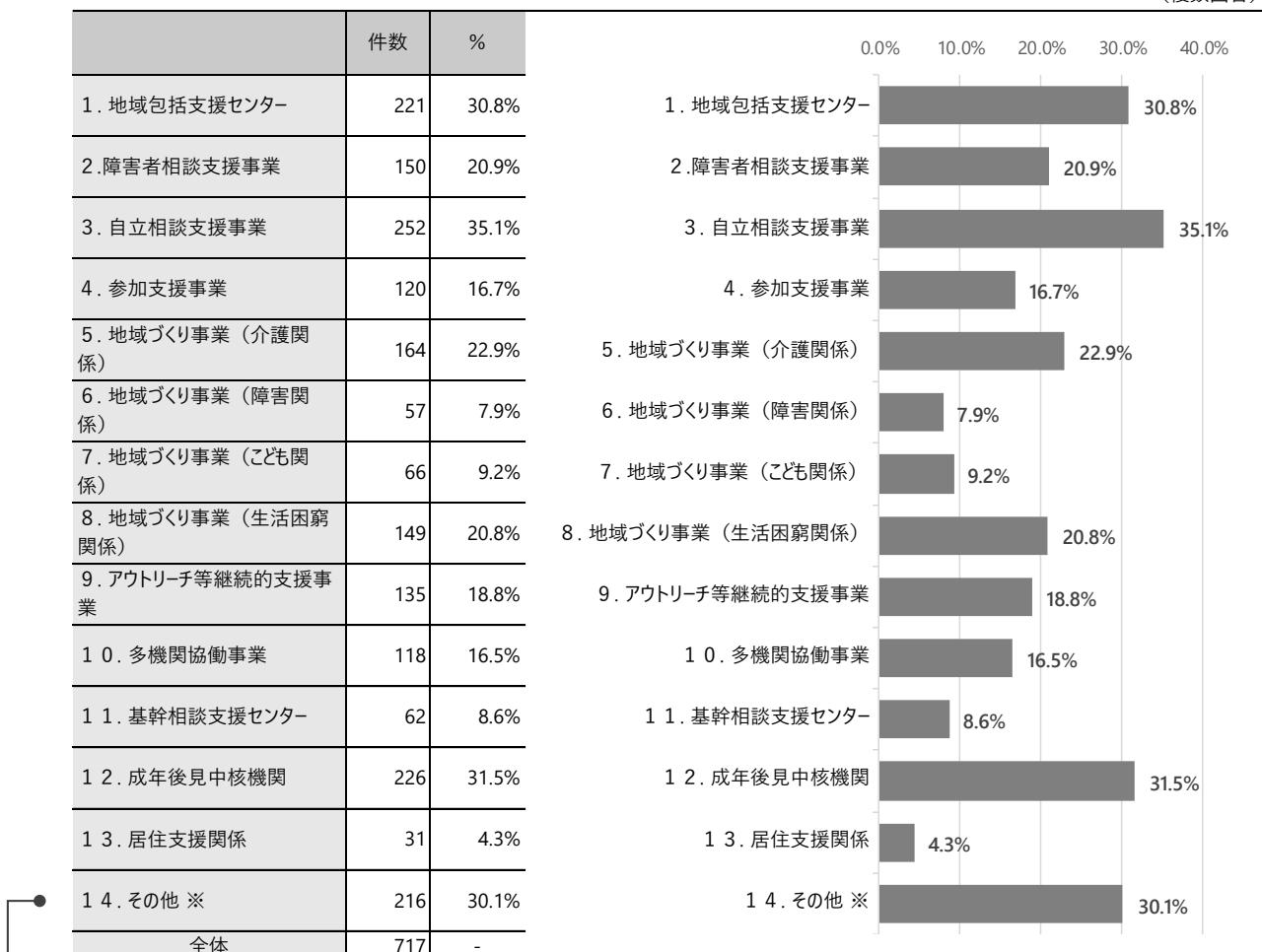
## (2) 2024年度に自治体から直接受託している事業

回答のあった市区町村・指定都市社会福祉協議会が自治体から受託している事業として多いのは、「自立相談支援事業(35.1%)」、「成年後見中核機関(31.5%)」、「地域包括支援センター(30.8%)」という結果だった。

その他、ソーシャルワーク機能を発揮している事業として、生活支援体制整備事業、成年後見支援事業、地域活動支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業、心配ごと相談事業等が実施されていることが分かった。

**図表3-3-2 2024年度に自治体から直接受託している事業**

(複数回答)



※ソーシャルワーク機能を発揮していると考える受託事業

→ ■ 14（その他）の内容

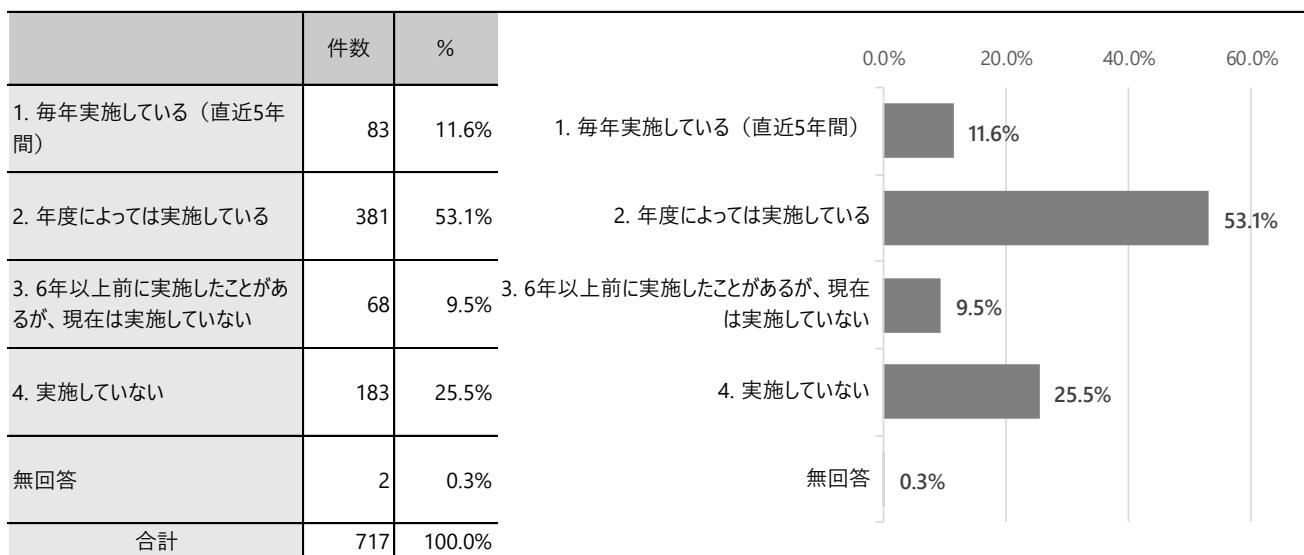
高齢者・医療	生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーター事業、デイサービス事業 等
権利擁護	成年後見支援事業、権利擁護事業、日常生活自立支援事業 等
障害	地域活動支援センター事業、障害者就労支援事業、身体障害者デイサービス 等
子ども・子育て・若者	ファミリー・サポート・センター事業、支援対象児童等見守り強化事業、子育て支援センター事業 等
地域づくり	心配ごと相談事業、地域福祉コーディネーター事業、コミュニティソーシャルワーカー事業 等

### (3)社会福祉士資格所有者(取得見込み含む)を対象とした採用

回答のあった市区町村・指定都市社会福祉協議会で、社会福祉士の採用を毎年または年度によって実施しているのは 464 箇所(64.7%)、現在は採用を実施していないのは 251 箇所(35.0%)だった。

社会福祉採用を実施している 464 箇所全体の募集人数、採用人数をみると、正規職員については、募集・採用数ともに増加傾向にあり、募集数の 6 割前後の社会福祉士が毎年採用できている。非正規職員については、募集数・採用数ともに年度によって大きな変化はなく、募集数の 3 割前後の社会福祉士が毎年採用できている。

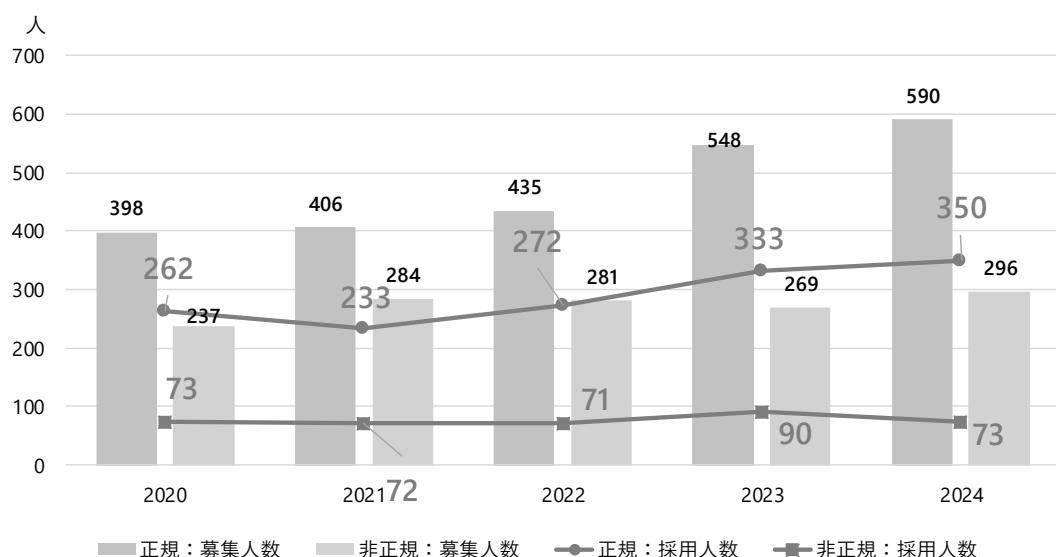
図表3－3－3 社会福祉士資格所有者(取得見込み含む)を対象とした採用



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

図表3－3－4 2020～2024 年度の社会福祉士資格の所持者の募集・採用数

		2020	2021	2022	2023	2024
●正規職員	正規：募集人数	398	406	435	548	590
	正規：採用人数	262	233	272	333	350
●非正規職員	非正規：募集人数	237	284	281	269	296
	非正規：採用人数	73	72	71	90	73



#### (4)社会福祉士資格所有者を対象とした採用をしていない理由

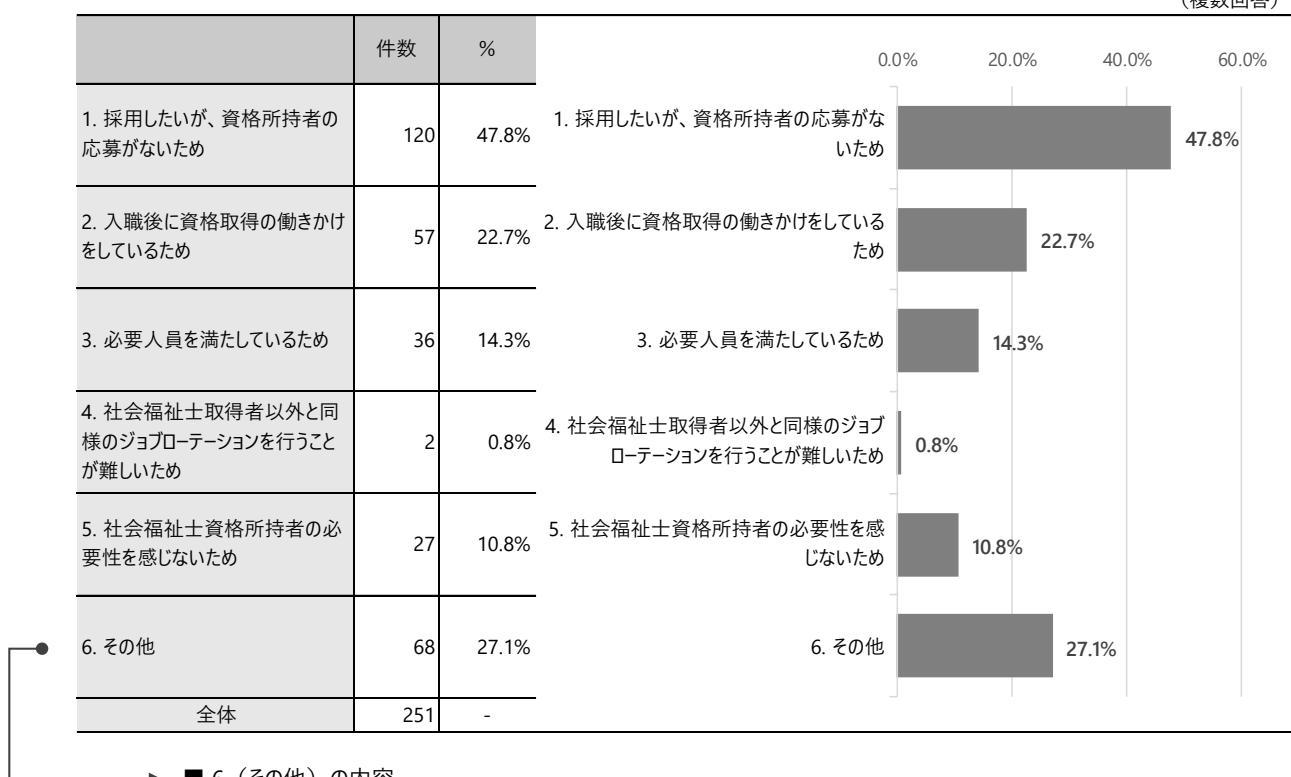
「3-3-3 社会福祉士資格所有者を対象とした採用活動の実施状況」にて明らかとなった、現在は採用を実施していない 251箇所が、採用をしていない理由として「採用したいが、資格所持者の応募がないため(47.8%)」「入職後に資格取得の働きかけをしているため(22.7%)」が多くみられた。

また、「社会福祉士資格所持者の必要性を感じないため(10.8%)」という理由は少なく、89.2%は必要でないとは考えていないが、資格所持者の応募がない・入職後に資格取得の働きかけをしている等の理由で採用活動を実施していないことが判明した。

その他の理由としては、幅広い人材確保のため募集を限定していない・財源の関係で募集していない等の回答があった。

**図表3-3-5 社会福祉士資格所持者を対象とした採用をしていない理由**

(複数回答)



→ ■ 6(その他) の内容

幅広い人材を確保したいため、財源の都合のため、社会福祉士を必須とする事業を実施していないため、職員募集をしていないため 等

## (5)社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援

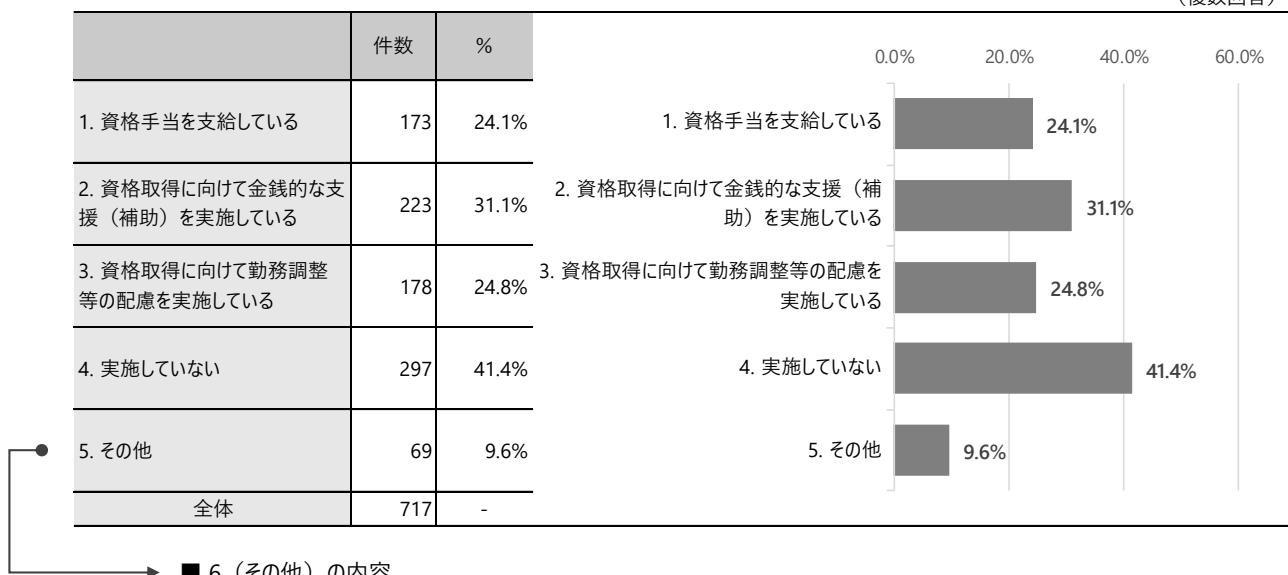
420箇所(58.6%)においては、資格手当または資格取得の支援、もしくは両方が実施されていることが判明した。

実施内容で一番多いのは「資格取得に向けて金銭的な支援(補助)を実施している(31.1%)」、ついで「資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している(24.8%)」だった。

その他、手当ではなく給与への加算の実施・非常勤職員のみ手当を支給している・資格取得費用の貸付等を実施しているという回答があった。

**図表3-3-6 社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援**

(複数回答)



→ ■ 6(その他) の内容

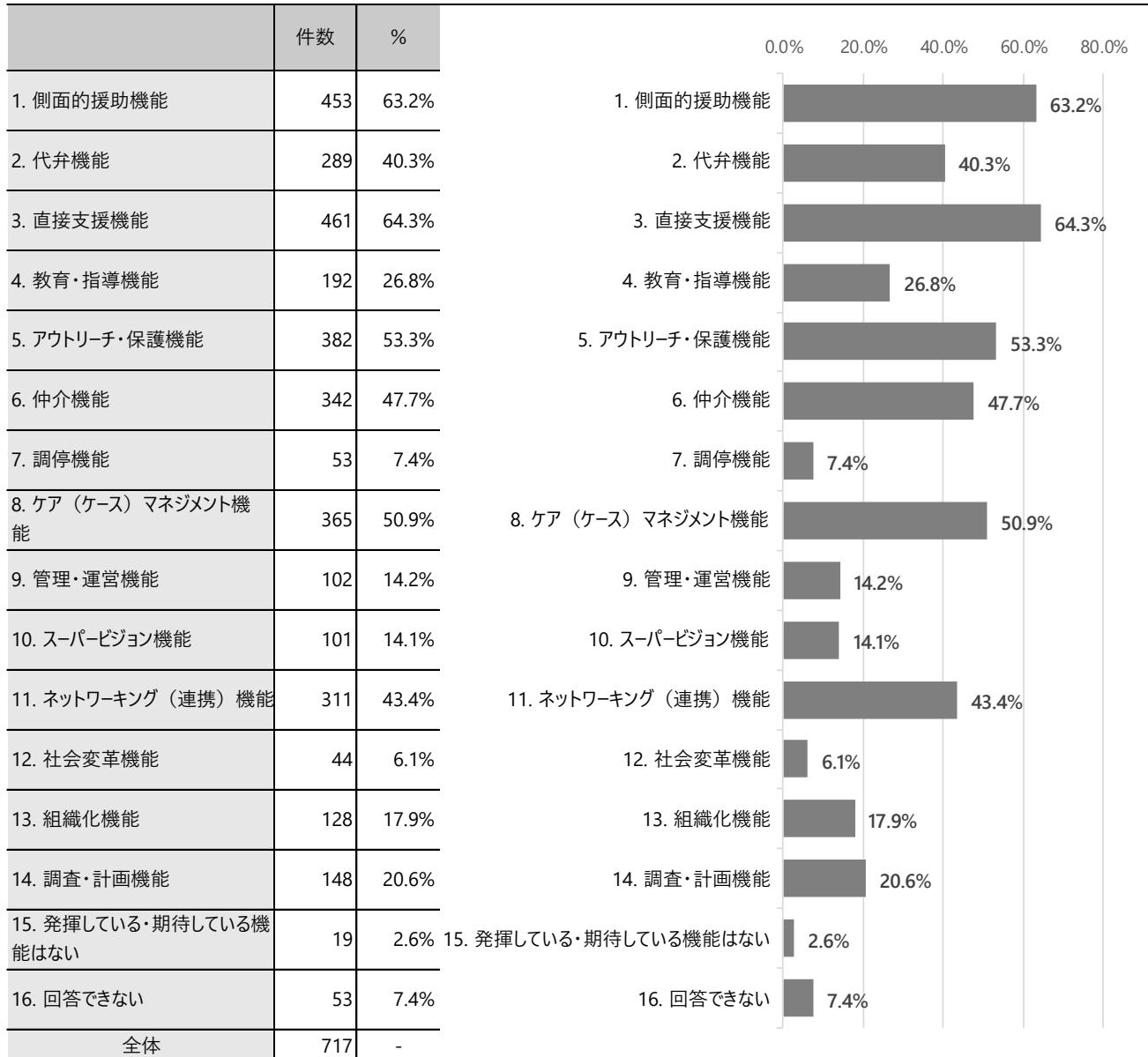
給与への加算、特別昇給を実施している、非常勤職員のみ手当を支給している、資格取得者に一時金・祝い金を支給している、業務内容・所属部署によっては手当を支給している、受講料・登録料等の補助を実施している、資格取得費用の貸付をしている 等

## (6) 社会福祉士が現状特に発揮している機能

社会福祉士が現状特に発揮している機能として、「3 直接支援機能(64.3%)」、「1 側面的援助機能(63.2%)」、「5 アウトリーチ・保護機能(53.3%)」、「8 ケア(ケース)マネジメント機能(50.9%)」が5割以上の市区町村・指定都市社会福祉協議会から回答された。一方で「7 調停機能(7.4%)」、「12 社会変革機能(6.1%)」を特に発揮していると回答した市区町村・指定都市社会福祉協議会は1割以下という結果だった。

図表3－3－7 社会福祉士が現状特に発揮している機能

(複数回答：上位5つ)

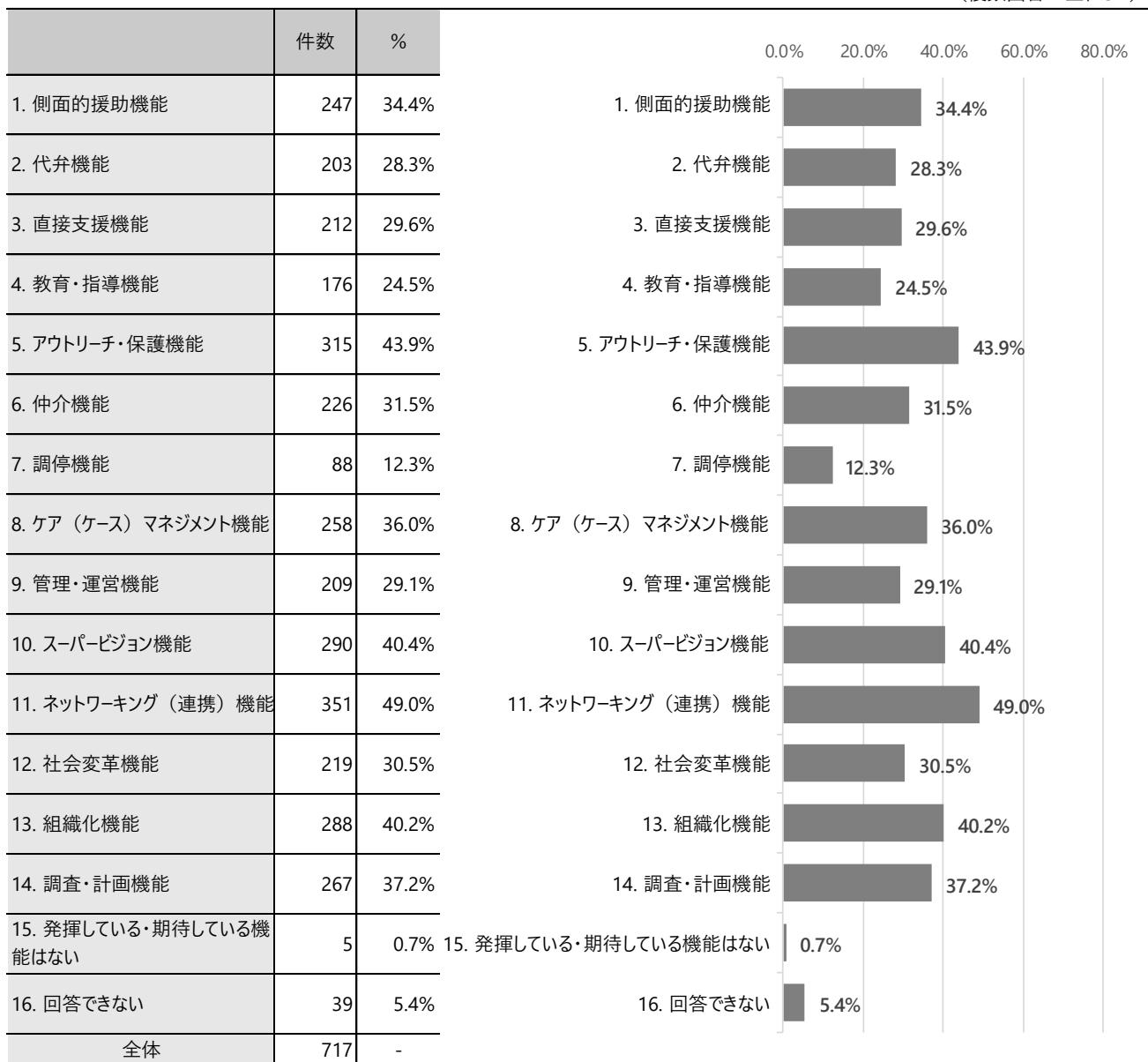


## (7) 社会福祉士に今後特に期待する機能

社会福祉士に今後特に期待する機能としては、「11 ネットワーキング（連携）機能（49.0%）」、「5 アウトリーチ・保護機能（43.9%）」、「10 スーパービジョン機能（40.4%）」、「13 組織化機能（40.2%）」を4割以上の市区町村・指定都市社会福祉協議会が回答している。

図表3－3－8 社会福祉士に今後特に期待する機能

（複数回答：上位5つ）

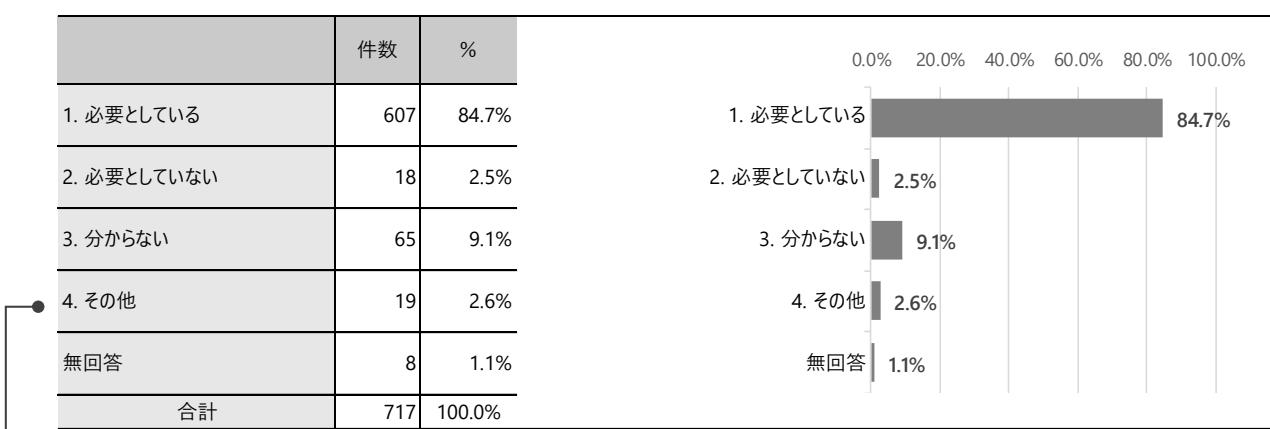


(8)社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか。

市区町村・指定都市社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているかという質問に対しては、84.7%が必要としているという回答だった。

その他、社会福祉士であればなお良いとしている・資格ではなく個々の力量が重要等の回答もあった。

図表3－3－9 社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか

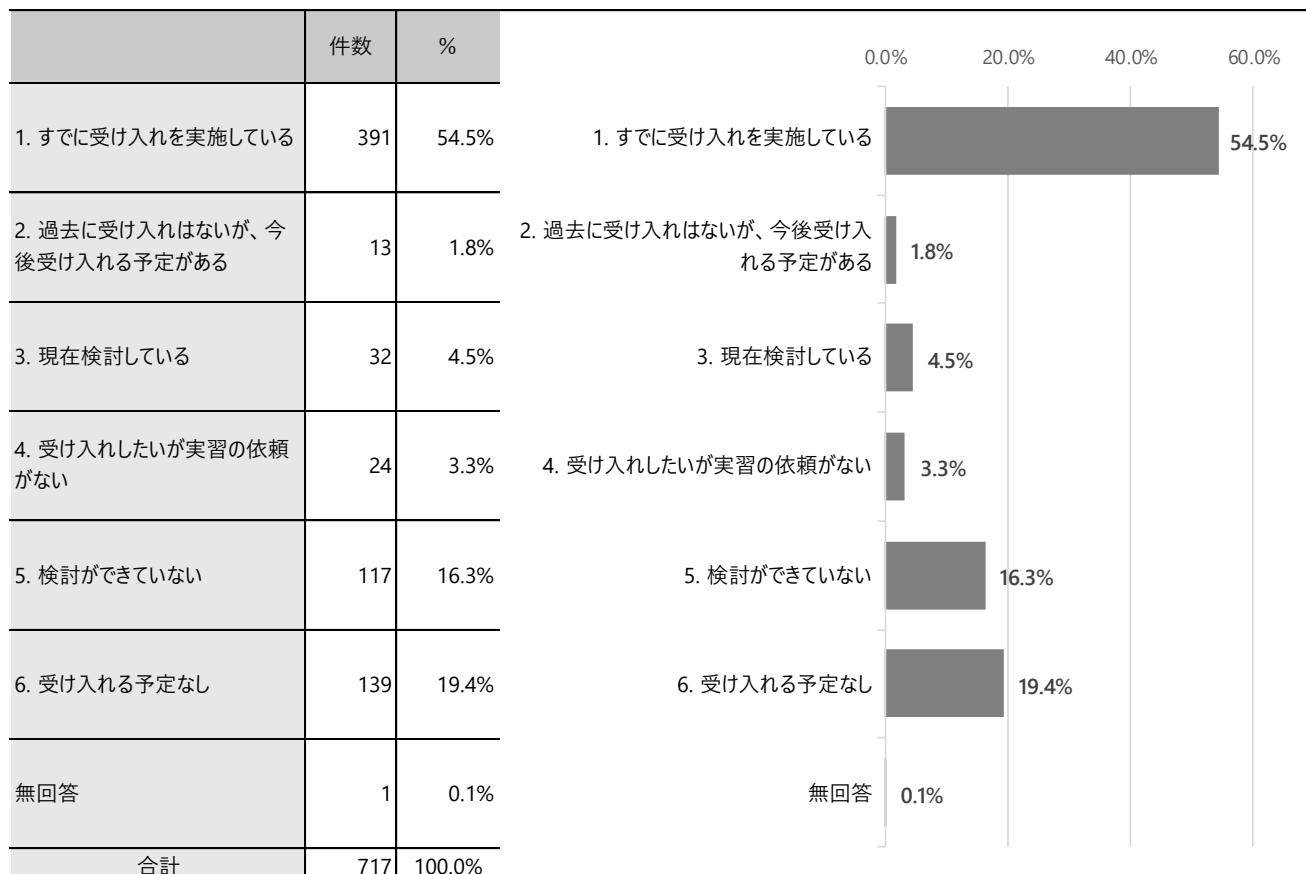


## (9)社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況

ソーシャルワーク実習の受け入れをしている市区町村・指定都市社会福祉協議会は、今後受け入れる予定を含め 404 箇所(56.3%)であった。受け入れる検討ができていないのは 117 箇所(16.3%)、受け入れる予定がないのは 139 箇所(19.4%)だった。また、受け入れしたいが実習の依頼がないというところが 24 箇所(3.3%)あった。

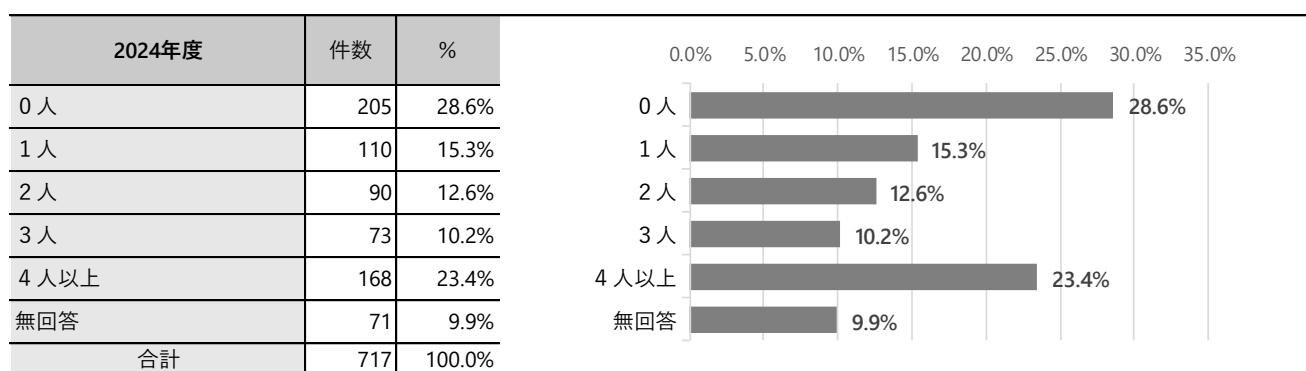
ソーシャルワーク実習の受け入れ資格を持った職員については、1 人以上いる市区町村・指定都市社会福祉協議会が 441 箇所(61.5%)だった。

図表3－3－10 社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

図表3－3－11 社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

#### 4. 都道府県社会福祉協議会に関するデータの分析と考察

##### (1)各部門別の職員数、社会福祉士資格の所持者数

回答のあった都道府県社会福祉協議会で、正規職員については 47.5%が社会福祉士を所持しているのに対し、非正規職員では 7.3%の所持率だった。

**図表3－4－1 各部門別の職員数、社会福祉士資格の所持者数**

	正規職員		非正規職員		人数合計		うち社会福祉士	割合	
	うち社会福祉士	割合	うち社会福祉士	割合	うち社会福祉士	割合			
1. 事務局長 (事務局組織全体を代表する方)	26	7	26.9%	4	1	25.0%	30	8	26.7%
2. 法人経営部門職員	180	79	43.9%	95	4	4.2%	275	83	30.2%
3. 地域福祉活動推進部門職員	489	265	54.2%	579	43	7.4%	1,068	308	28.8%
4. 福祉人材・研修担当部門職員	305	136	44.6%	449	30	6.7%	754	166	22.0%
5. 会館運営事業担当部門職員	11	6	54.5%	28	0	0.0%	39	6	15.4%
6. 介護保険サービス担当職員	19	7	36.8%	27	6	22.2%	46	13	28.3%
7. その他職員	55	15	27.3%	125	12	9.6%	180	27	15.0%
合計	1,085	515	47.5%	1,307	96	7.3%	2,392	611	25.5%

→ ■ 7（その他職員）の職務内容

---

地域生活定着支援センター、高齢者大学校の運営、種別団体事務局担当者、外国人介護実習支援センター、DWAT担当、第三者評価推進機構担当、市町村社協活動支援事業担当、介護実習・普及センター職員 等

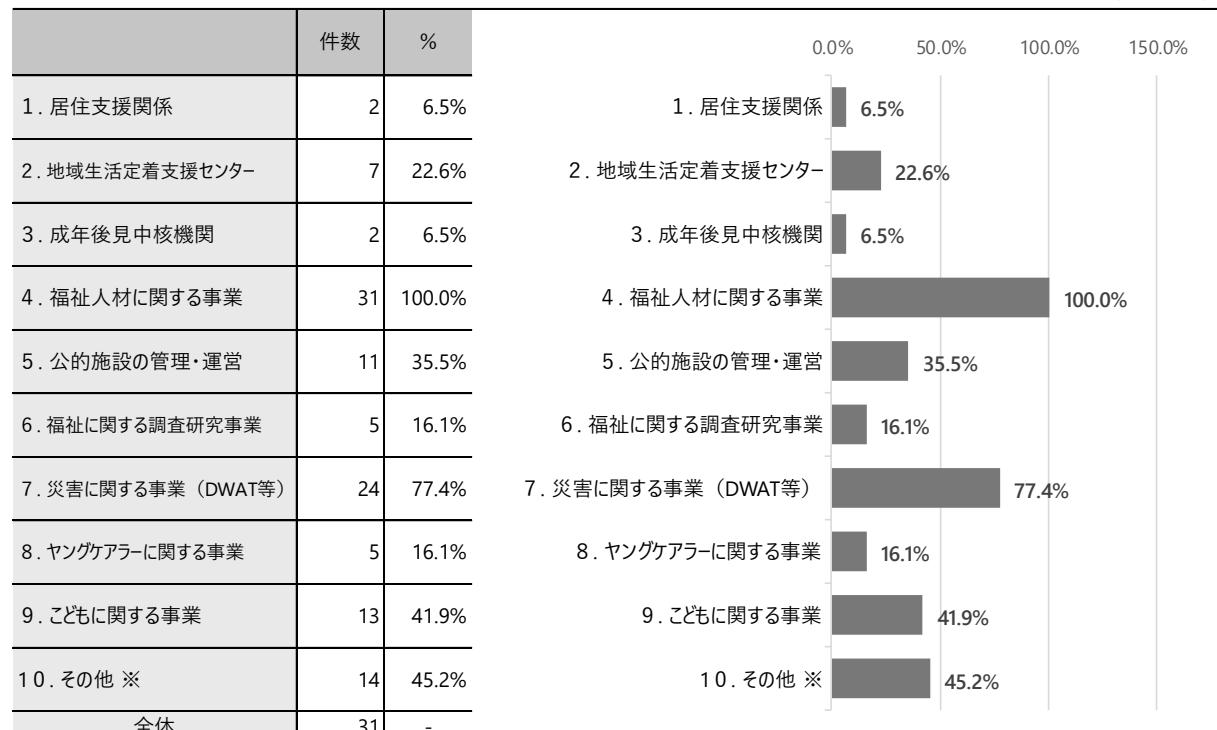
---

## (2) 2024年度に自治体から直接受託している事業

回答のあった都道府県社会福祉協議会が自治体から受託している事業として多いのは、「福祉人材に関する事業(100%)」、「災害に関する事業(DWAT等)(77.4%)」という結果だった。受託が少ない事業としては、「居住支援関係(6.5%)」、「成年後見中核機関(6.5%)」だった。

### 3-4-2 2024年度に自治体から直接受託している事業

(複数回答)



※ソーシャルワーク機能を発揮していると考える受託事業

→ ■ 10 (その他) の内容

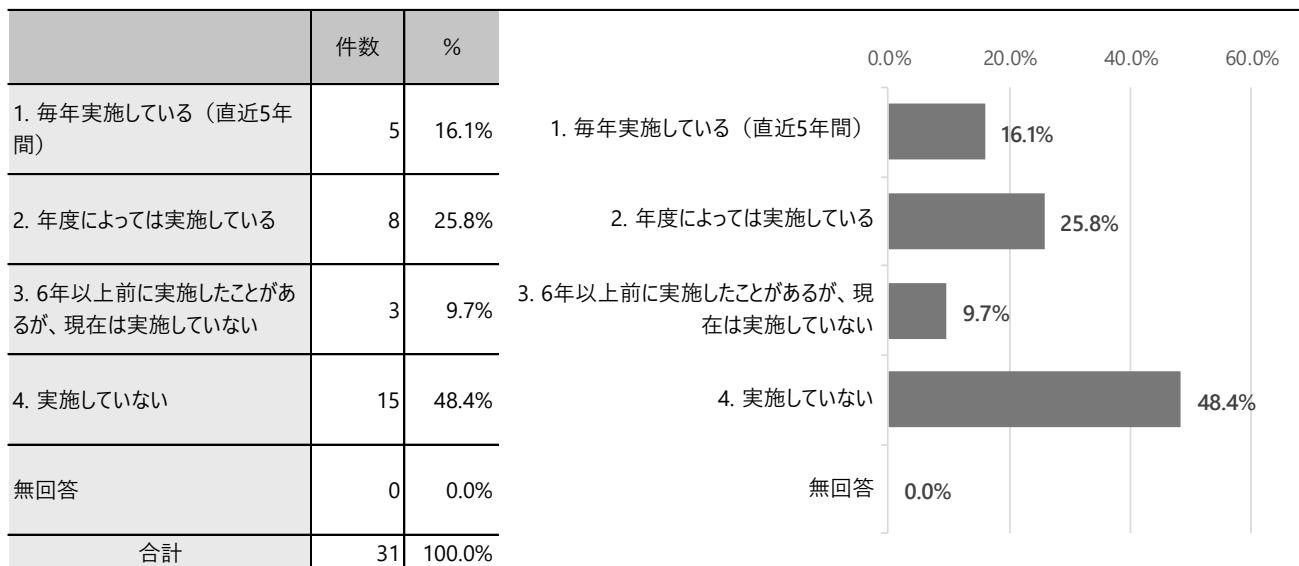
高齢者・医療	すこやか長寿社会運動事業、介護生産性向上推進総合事業 等
権利擁護	権利擁護支援体制整備・拡充事業、権利擁護専門人材育成研修事業 等
地域づくり	重層的支援体制整備事業関連、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 等
相談事業	生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業 等

### (3)社会福祉士資格所有者(取得見込み含む)を対象とした採用

回答のあった都道府県社会福祉協議会で、社会福祉士の採用を毎年または年度によって実施しているのは13箇所(41.9%)、現在は採用を実施していないのは15箇所(48.4%)だった。

社会福祉士採用を実施している13箇所の募集人数、採用人数については、正規・非正規を問わず、過去5年間はほとんど変化がなかった。

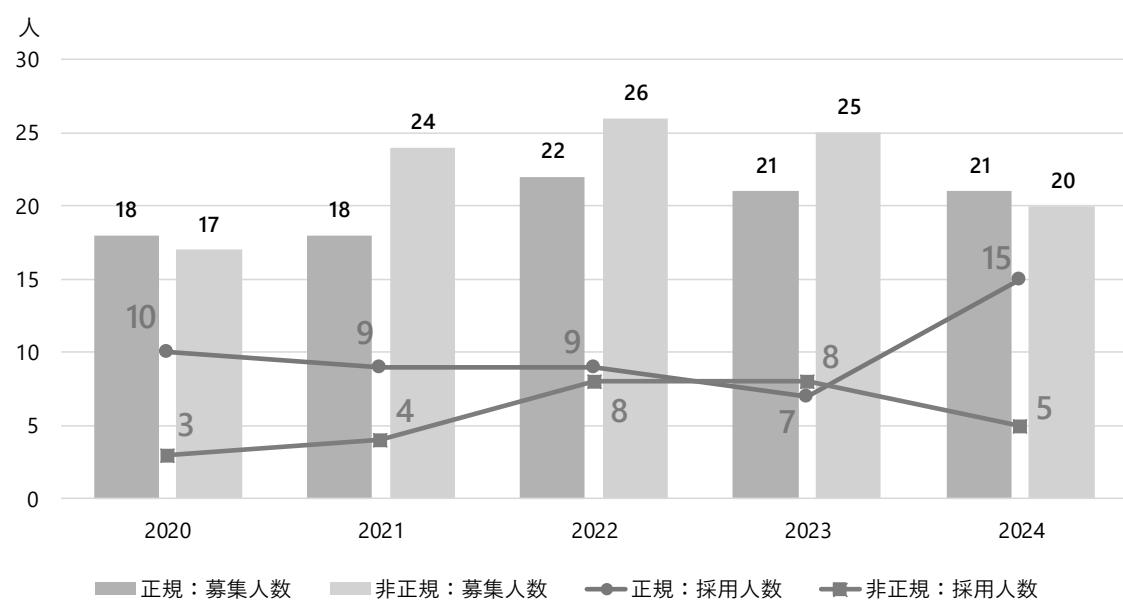
図表3-4-3 社会福祉士資格所有者(取得見込み含む)を対象とした採用



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

図表3-4-4 2020～2024年度の社会福祉士資格の所持者の募集・採用数

		2020	2021	2022	2023	2024
●正規職員	正規：募集人数	18	18	22	21	21
	正規：採用人数	10	9	9	7	15
●非正規職員	非正規：募集人数	17	24	26	25	20
	非正規：採用人数	3	4	8	8	5



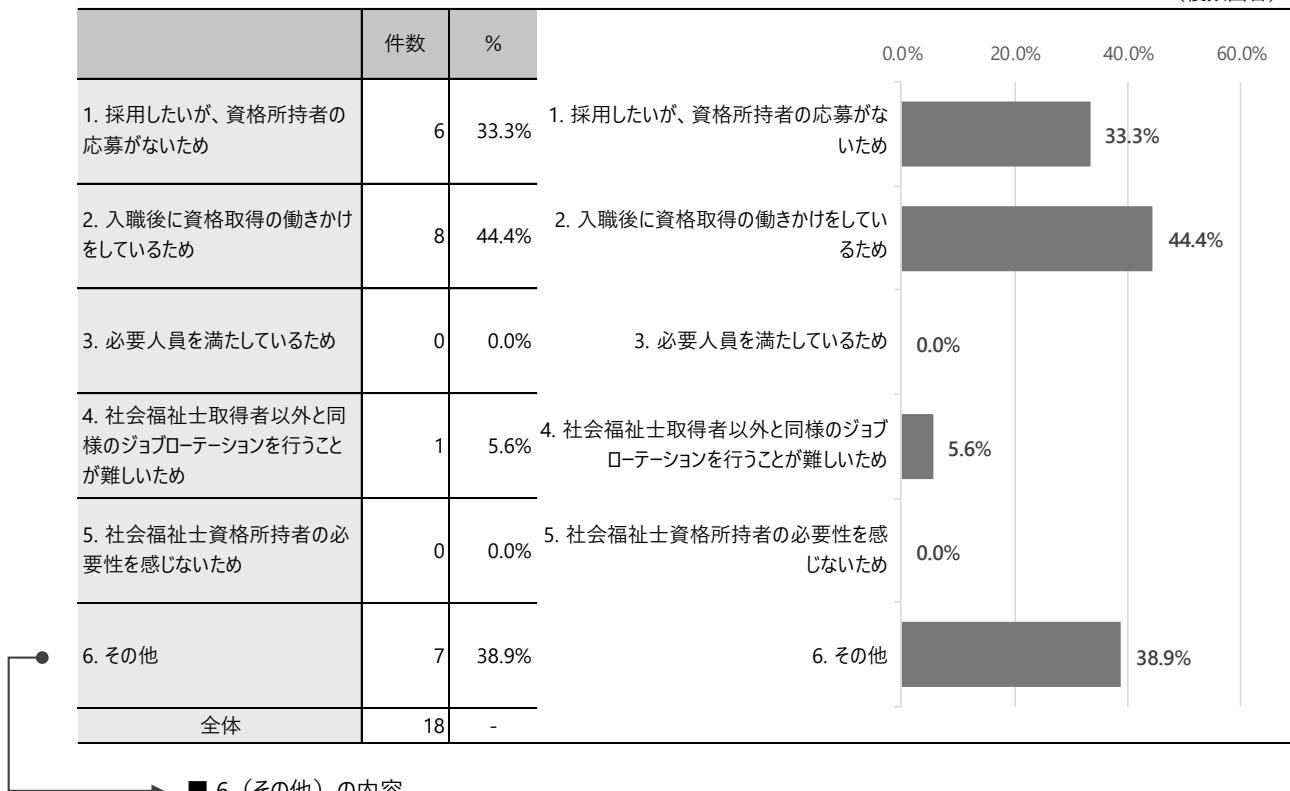
#### (4) 社会福祉士資格所有者を対象とした採用をしていない理由

「3-4-3 社会福祉士資格所有者を対象とした採用活動の実施状況」にて明らかとなった、現在は採用を実施していない18箇所にて、採用をしていない理由として「採用したいが、資格所持者の応募がないため(33.3%)」「入職後に資格取得の働きかけをしているため(44.4%)」が多くみられた。

また、「必要人員を満たしているため(0%)」「社会福祉士資格所持者の必要性を感じないため(0%)」という理由の回答はなかった。

図表3-4-5 社会福祉士資格所有者を対象とした採用をしていない理由

(複数回答)



→ ■ 6 (その他) の内容

幅広い人材を確保したいため、部署によって社会福祉士の必要性が異なるため 等

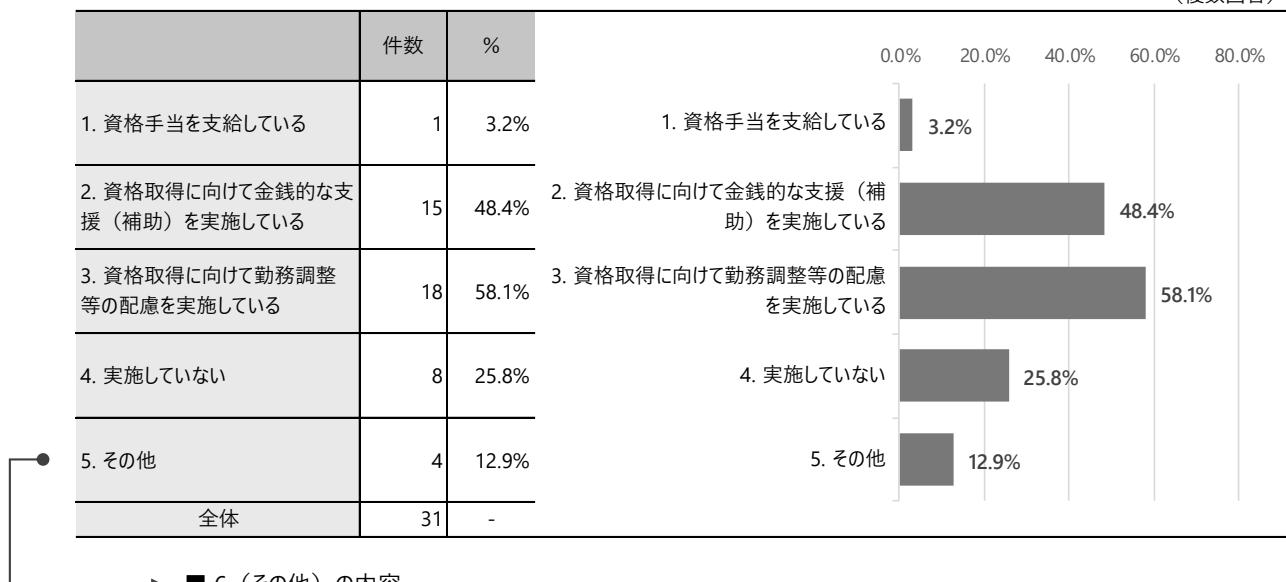
## (5)社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援

社会福祉士資格の所持者に対する資格手当または資格取得の支援をいずれも実施していないのは、8箇所(25.8%)だった。そのため23箇所(74.2%)においては、資格手当または資格取得の支援、もしくは両方が実施されていることが判明した。

実施内容で多いのは「資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している(58.1%)」、「資格取得に向けて金銭的な支援(補助)を実施している(48.4%)」だった。

**図表3－4－6 社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援**

(複数回答)



→ ■ 6 (その他) の内容

【その他の理由】

非正規雇用職員に対して資格手当を支給、取得後の特別昇給、資格取得給付金を支給 等

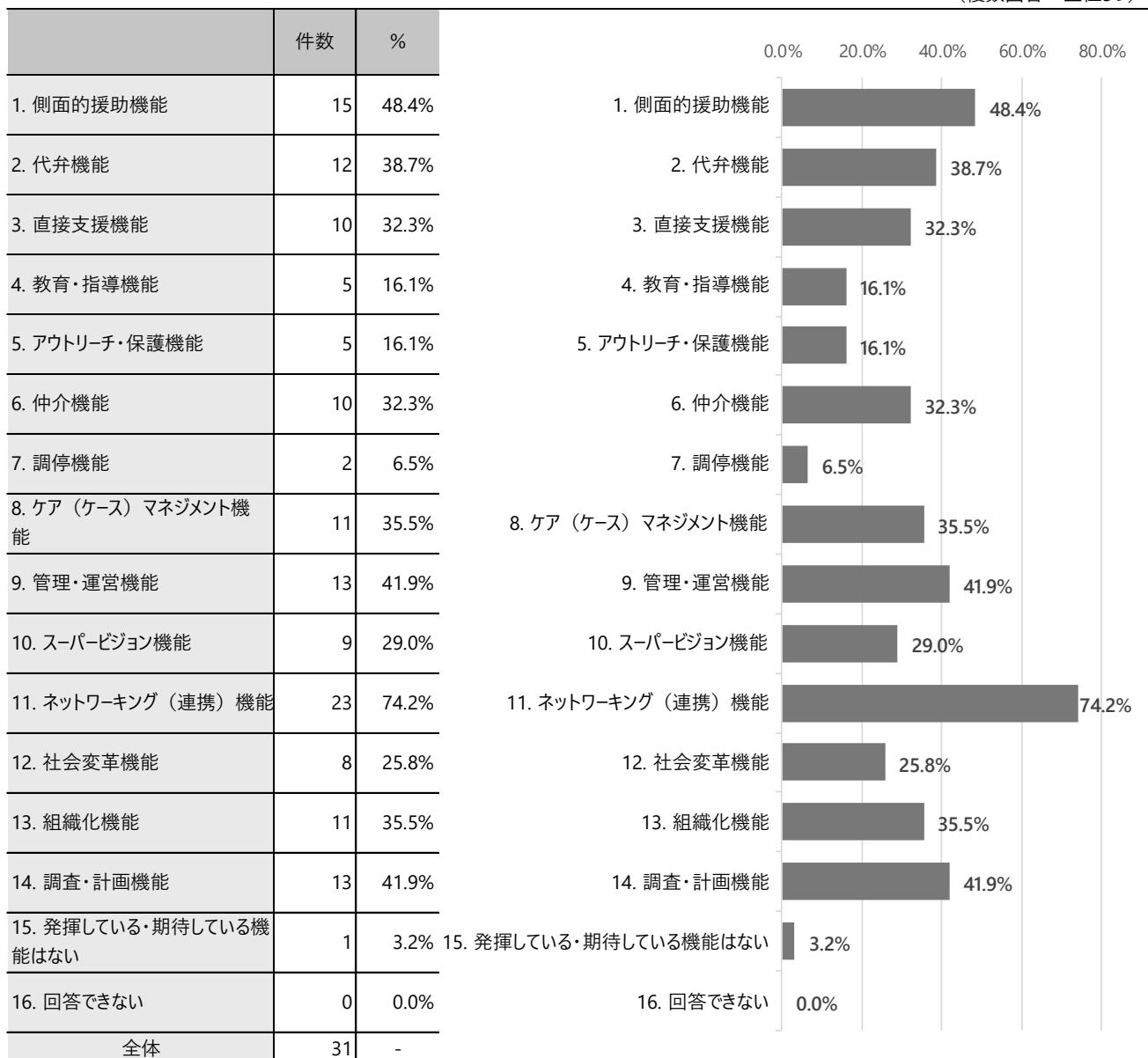
## (6) 社会福祉士が現状特に発揮している機能

社会福祉士が現状特に発揮している機能としては、「11 ネットワーキング(連携)機能(74.2%)」が最も高く、「1 側面的援助機能(48.4%)」、「9 管理・運営機能(41.9%)」、「14 調査・計画機能(41.9%)」が4割以上の都道府県社会福祉協議会から回答された。

一方で「7 調停機能(6.5%)」を特に発揮していると回答した都道府県社会福祉協議会は1割以下という結果だった。

図表3-4-7 社会福祉士が現状特に発揮している機能

(複数回答：上位5つ)

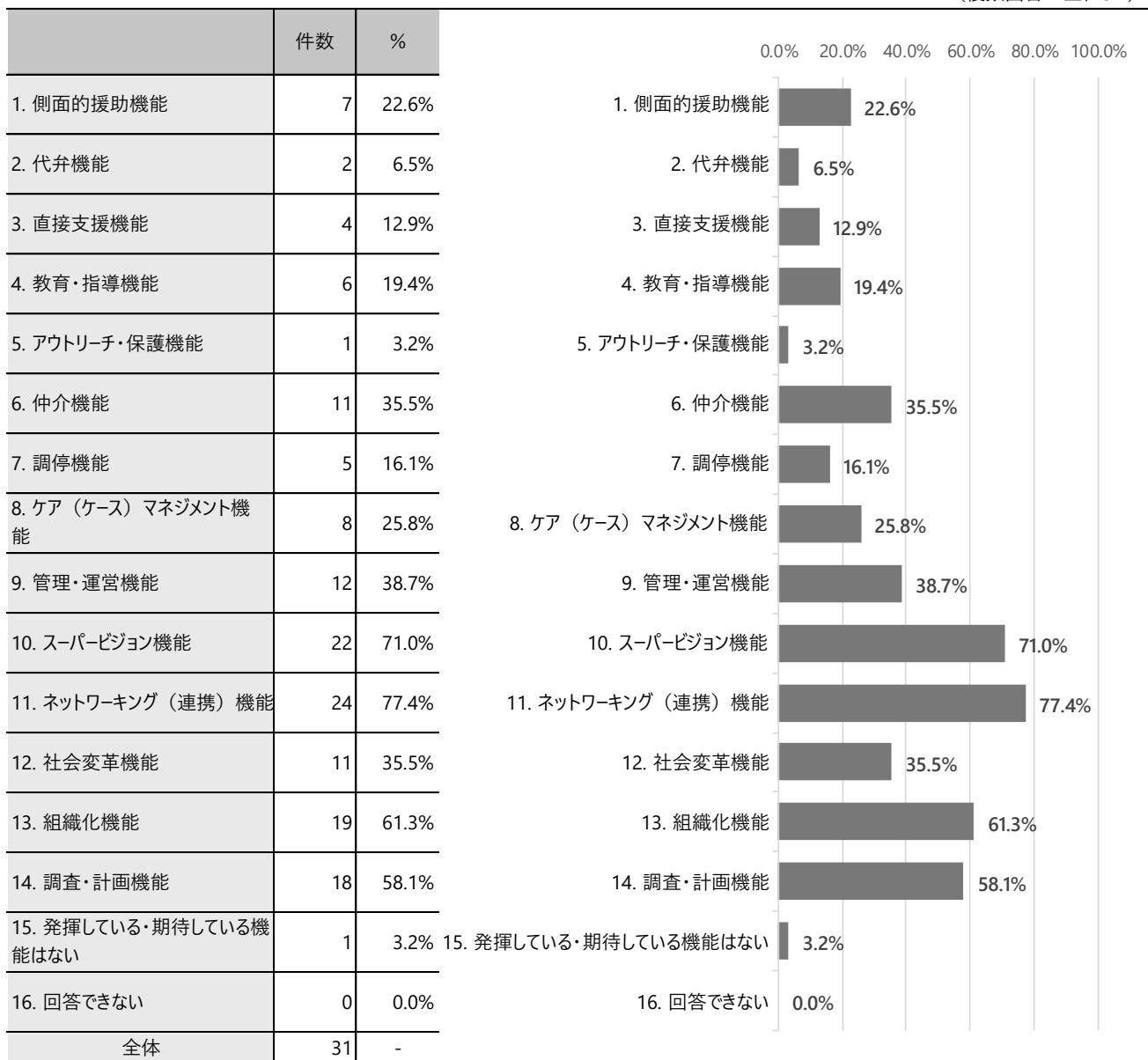


## (7) 社会福祉士に今後特に期待する機能

社会福祉士が今後特に発揮することを期待されている機能としては、「11 ネットワーキング（連携）機能（77.4%）」、「10 スーパービジョン機能（71.0%）」が 7 割以上の都道府県社会福祉協議会から回答された。

図表3－4－8 社会福祉士に今後特に期待する機能

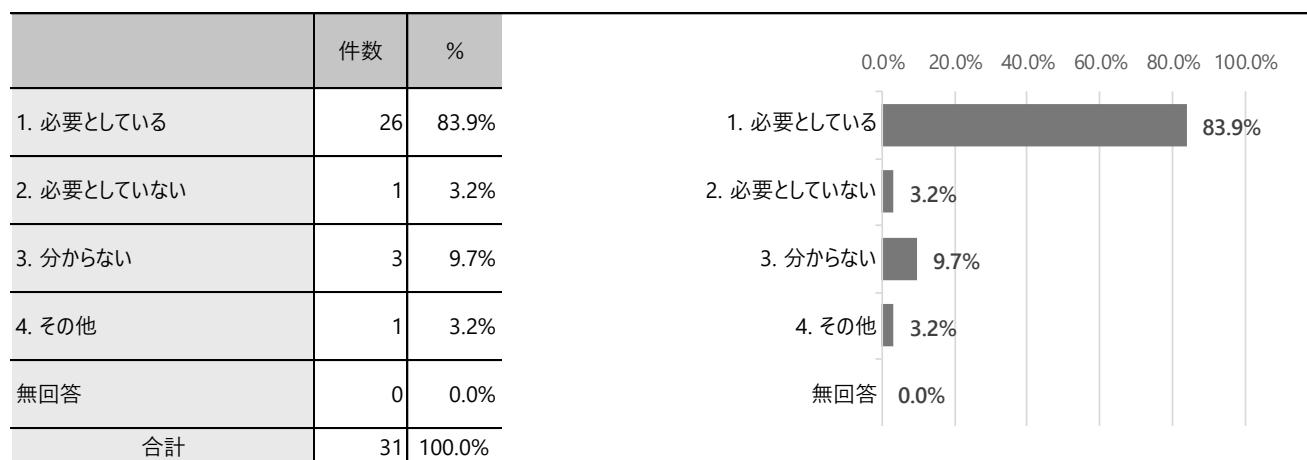
（複数回答：上位5つ）



(8)社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか。

社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているという質問に対しては、83.9%が必要としていると回答された。

図表3－4－9 社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか



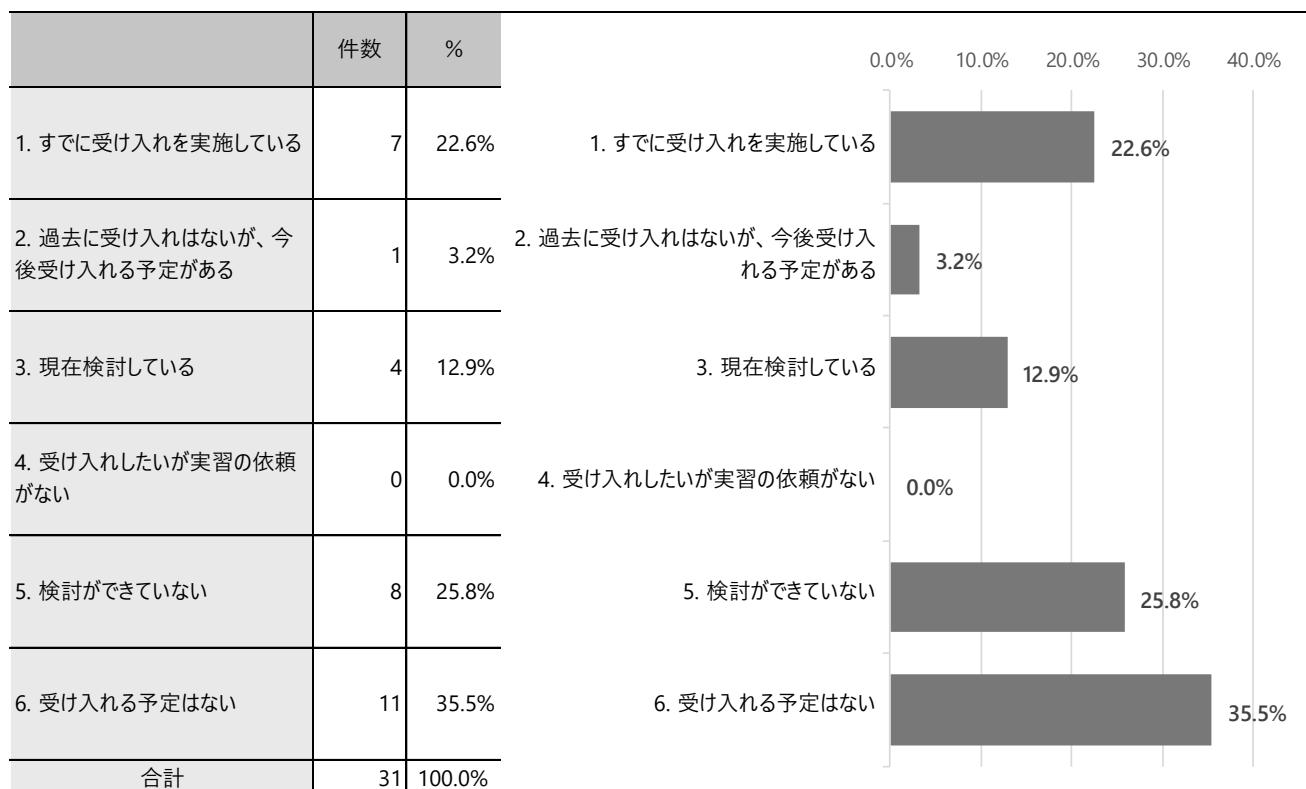
※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

## (9)社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況

ソーシャルワーク実習の受け入れをしている都道府県社会福祉協議会は、今後受け入れる予定を含め8箇所25.8%であった。受け入れる検討ができていない都道府県社会福祉協議会は8箇所(25.8%)、受け入れる予定がない都道府県社会福祉協議会は11箇所(35.5%)だった。

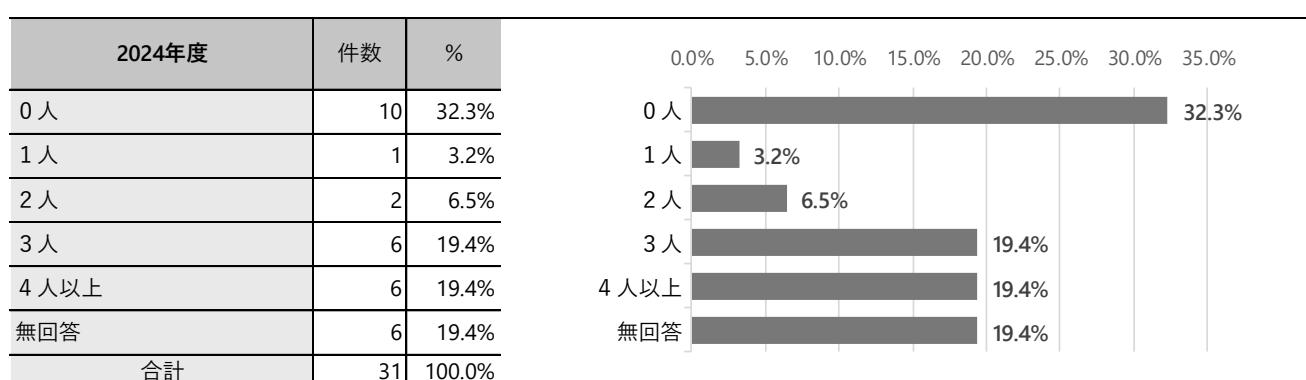
ソーシャルワーク実習の受け入れ資格を持った職員については、1人以上いる都道府県社会福祉協議会が15箇所(48.5%)だった。

**図表3-4-10 社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況**



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

**3-4-11 社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数**



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

## 5. 考察

### (1)社会福祉士の配置の現状

#### 1) 市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士の配置の現状

市区町村・指定都市社会福祉協議会における社会福祉士の配置は、正規職員は30.7%であった一方、非正規職員は3.1%となり、正規職員における社会福祉士の配置は非正規職員に比べてかなり高いことが明らかになっている。また、部門別に見てみると「5相談支援・権利擁護部門」がもっとも高く57.1%で、次いで地域福祉活動推進部門、ボランティア・市民活動センター職員へと続いている。

相談・権利擁護部門や地域づくり、市民活動分野の職員として社会福祉士（正規職員）が配置されている割合が高い部署は、「側面的援助機能（63.2%）」「代弁機能（40.3%）」「直接支援機能（64.3%）」「アウトリーチ・保護機能（53.3%）」「仲介機能（47.7%）」「ケア（ケース）マネジメント機能（50.9%）」「ネットワーキング機能（43.4%）」を発揮することによってより良い実践が行われる可能性が高い。

一方で、正規職員において「介護保険サービス担当職員（10.7%）」「障害福祉サービス担当職員（22.7%）」「これら以外の在宅サービス事業担当（9.1%）」といったケアに係る部署の担当職員に関しては、社会福祉士の配置の割合が低く、資格の専門性によって配置部署が検討されていることが分かる。

また、非正規職員に占める社会福祉士有資格者の割合は正規職員に占める社会福祉士有資格者の割合と比べてかなり低い。

#### 2) 都道府県社会福祉協議会の社会福祉士の配置の現状

都道府県社会福祉協議会における社会福祉士の配置は、正規職員は47.5%であった一方、非正規職員は7.3%となり、正規職員における社会福祉士の配置は非正規職員に比べてかなり高いことが明らかになっている。

部門別の職員数に占める社会福祉士所有者数をみると、「6介護保険サービス担当職員」に占める社会福祉士所有者の割合は比較的低いものの「3地域福祉活動推進部門職員」における社会福祉士所有者の割合は50%を超えており、市区町村社会福祉協議会における配置との共通点ともいえる。また、「社会福祉士が現状特に発揮している機能」としては、「ネットワーキング機能（74.2%）」が圧倒的に高い割合を示している点は、市区町村社会福祉協議会の結果との違いであり、都道府県社会福祉協議会に配置されている社会福祉士資格所有者の特徴といえる。

### (2)社会福祉士の募集・採用の状況

#### 1) 市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士の募集・採用の状況

社会福祉士所有者を対象とした採用募集を行っている市区町村・指定都市社会福祉協議会は、回答のあった社会福祉協議会のうちの約65%に上り、多くの社会福祉協議会で社会福祉士の採用を必要としていることが分かる。このことは「社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか」について、84.7%が必要と回答していることからも裏付けられている。

2020年度から2024年度にかけて、市区町村・指定都市社会福祉協議会における社会福祉士所有者を対象とした採用募集数と社会福祉士有資格者数は特に増加傾向にあり、募集の増加に応えて、社会福祉士有資格者の採用が促進されていることが分かる。一方で、採用募集数と実際の採用数の差が徐々に開きつつあるよう見える。つまり、社会福祉士の採用募集をしても、思うように

採用できていない可能性が示唆されている。社会福祉士を対象とした採用をしていない場合の理由で「採用したいが、資格所持者の応募がないため(47.8%)」が最も多いことからも、採用したくても採用できない状況、採用募集数には表れていない潜在化した社会福祉士の需要があることが分かる。これらの結果から、社会福祉士資格所有者への期待は高まってきているものの、人材の供給が追い付いていない可能性が示唆されている。

## 2) 都道府県社会福祉協議会の社会福祉士の募集・採用の状況

都道府県社会福祉協議会では、社会福祉士資格所有者を対象とした採用活動を実施していないという回答が48.4%に上り、2020～2024年度の社会福祉士資格の所持者の募集・採用数が多くない。市区町村社会福祉協議会と比較しても、15%以上低くなっている。一方で、部門別の職員数に占める社会福祉士所有者の占める割合が多いことから、社会福祉士資格所有者を対象とした募集ではないところに社会福祉士所有者の応募が多くある可能性や入職後に資格取得の働きかけをしている(44.4%)可能性が考えられる。つまり、「社会福祉士資格所持者の必要性を感じないため」という回答が0%であったことからもわかるように、社会福祉士資格所有者を対象とした採用活動を実施していないのは、資格所有者を対象とした採用活動をしなくても所有者を採用できる可能性があることや「採用したいが応募がない(33.3%)」ため入職後に資格取得を働きかけていることによるものであり、社会福祉士の専門性そのものは都道府県社会福祉協議会においても強く必要とされていると考えられる。また、「社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか」について、市区町村・指定都市社会福祉協議会とほぼ同じく83.9%が必要と回答していることからも、その必要性は明らかである。

## (3) 社会福祉士取得への支援の実施状況

### 1) 市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士取得への支援の実施状況

社会福祉士所有者を対象とした採用をしていない理由の一つに、「入職後に資格取得の働きかけをしているため」という回答が22.7%ある。このように社会福祉協議会では、入職時に社会福祉士所有者の採用が叶わない場合であっても、その専門性を社会福祉協議会職員に求められる資質と認め、資格取得に働きかけているところが一定数あることが分かる。

より具体的に見ると、「社会福祉士資格所有者に対する資格手当、資格取得の支援」に関する質問項目に対して「資格取得に向けて金銭的な支援(補助)を実施している(31.1%)」「資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している(24.8%)」「資格手当を支給している(24.1%)」といった回答が得られている。その他の回答の中には「給与への加算」「特別昇給の実施」「資格取得のための受講料・登録料等の補助」「資格取得費用の貸付」などの方法によって、社会福祉士所有者の採用促進や社会福祉士を所有していない職員への資格取得の促進に取り組んでいる。

### 2) 都道府県社会福祉協議会の社会福祉士取得への支援の実施状況

市区町村・指定都市社会福祉協議会の状況と共に、「入職後に資格取得の働きかけをしているため(33.3%)」、社会福祉士所有者を対象とした採用をしていないという回答が多い。市区町村・指定都市社会福祉協議会と同じように、職員に求められる資質として、社会福祉士の専門性に期待していることが分かる。

資格取得の支援の実施状況を見てみると、「資格取得に向けた金銭的な支援(補助)を実施している(48.4%)」「資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している(58.1%)」という点について、市区町村・指定都市社会福祉協議会よりも積極的に行われている可能性が示唆されている。

#### (4)社会福祉士に期待している機能

##### 1) 市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士に期待している機能

本調査では、「社会福祉士が現状発揮している機能」「社会福祉士に今後特に期待する機能」をそれぞれ5つ選択するという方法で、回答を得ている。

市区町村・指定都市社会福祉協議会では、「現状発揮している機能」では、特に「側面的援助機能(63.2%)」「直接支援機能(64.3%)」「アウトリーチ・保護機能(53.3%)」「ケア(ケース)マネジメント機能(50.9%)」のように50%以上を示す項目がはっきり示されている一方で、「今後特に期待する機能」では50%以上を示す項目ではなく、多くの項目が幅広く平均して選択されている。このことから社会福祉協議会では、現状発揮している機能に加えて、社会福祉士として持ちうる機能をより幅広く発揮することが期待されていることが分かる。

##### 2) 都道府県社会福祉協議会の社会福祉士に期待している機能

前述したように、都道府県社会福祉協議会では、「ネットワーキング機能(74.2%)」が他の機能に比べて特に発揮されていることが示唆されている。一方で、「今後特に期待する機能」では、「ネットワーキング機能(77.4%)」に加えて、「スーパービジョン機能(71.0%)」「組織化機能(61.3%)」「調査・計画機能(58.1%)」の機能を発揮することが社会福祉士に期待されていることが明らかになっている。

これらは、市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士に期待されている内容とは全く異なっており、それぞれの業務内容の違いが強く反映された結果と考えられる。いずれにしても、都道府県社会福祉協議会においても、社会福祉士の専門性が発揮されていること、そして、今後より良く専門性が発揮されることが期待されることが明らかになっている。

#### (5)社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れの状況

##### 1) 市区町村・指定都市社会福祉協議会の社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れの状況

これまでの考察から確認されているように、社会福祉協議会ではその組織特性により、社会福祉士資格所有者の採用とその専門性を活かした業務を展開することが期待されていることは明らかである。同時に、その採用が思うように実施できていない状況も明らかとなっている。そこで期待されるのが、社会福祉協議会自身が社会福祉士の人材育成にかかり、社会福祉協議会の仕事の大切さや面白さを伝え、関心を高めていくことである。その方法の一つが「社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ」である。

すでに、ソーシャルワーク実習の受け入れ資格を持った職員が1人以上いる市区町村・指定都市社会福祉協議会は61.5%に上り、それぞれの社会福祉協議会が積極的に取り組んでいることが分かる。

##### 2) 都道府県社会福祉協議会の社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れの状況

社会福祉士養成課程のカリキュラム改訂に伴い、都道府県社会福祉協議会で社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる扉が開かれた。まだ、新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習の

実施ははじまったばかりとも言え、都道府県社会福祉協議会による受け入れも、26%程度は受け入れを経験しているものの、13%程度は検討しているという結果となっている。

本調査の結果からも明らかなように、都道府県社会福祉協議会においては特に「ネットワーキング機能」のようなメゾ・マクロレベルでの実践が取り組まれており、このような実習の機会を得て、より良く都道府県社会福祉協議会が期待する機能を発揮できる社会福祉士を採用できる可能性を高めていくことが期待されているといえる。

## **第4章 社会福祉士等の実践・活用等に 関する事例集の作成**

---

## 第4章 社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成

### 1. 社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集について

福祉専門職である社会福祉士に期待する役割や活動について、幅広い分野で社会福祉士が発揮している機能を見える化することを目的とした。

社会福祉士が所属している 10 団体に対して Zoom を活用したオンラインまたは対面によるヒアリング調査を行った。ヒアリング先は以下のとおり。それぞれヒアリング内容に基づくテーマを付記した。

対象団体の選出にあたっては、すでに行政や他団体の事例で取り組みを紹介されている団体より、多分野でのソーシャルワーク実践の調査ができるように委員会で整理したうえで実施した。

事例については、各団体の取り組みにおいて「社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント」の整理を行い、各団体が実施している活動および社会福祉士の機能がどの活動で発揮されているか図として整理を行った。各団体の取り組みの詳細については次ページ以降に記載する。

なおヒアリング調査で使用した調査票については巻末に掲載する。

	事例テーマ	団体名
①	権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり	社会福祉法人 鯵ヶ沢町社会福祉協議会
②	地域住民自身による地域づくりの取り組み	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
③	母子保健と児童福祉の一体的な取り組み	松戸市役所
④	地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの取り組み	医療財団法人緑秀会 田無病院
⑤	能登半島地震における被災者支援の取り組み	一般社団法人 石川県社会福祉士会 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
⑥	社会福祉協議会が取り組む居住支援	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
⑦	自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
⑧	地域包括支援体制の構築	明石市役所 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
⑨	住民が住民らしく活躍するひきこもり支援	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
⑩	地域づくりと担い手の育成	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会

### 2. 社会福祉士が発揮している機能について

ヒアリング調査では、社会福祉士が発揮している機能について、公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻(第 2 版)」P44-50,2021 年.を一部改変し、14 の機能として整理を行った上で、各団体において発揮されている社会福祉士の機能について調査を実施した。14 機能の詳細については、図表 4-2-1 に掲載する。

図表4-2-1 社会福祉士(ソーシャルワーク)の機能について

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1	側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2	代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。
3	直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。
4	教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5	アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6	仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7	調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8	ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9	管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10	スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11	ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12	社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13	組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14	調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのために住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年。を一部改変。

機関名	社会福祉法人 鯵ヶ沢町社会福祉協議会
特に発揮されている 社会福祉士の機能	5 アウトリーチ・保護機能、7調停機能、9 管理・運営機能、 10 スーパービジョン機能、12 社会変革機能、13 組織化機能

## 権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

鯵ヶ沢町人口	8,505 人(2024 年 12 月末時点)
鯵ヶ沢町面積	343.08km <sup>2</sup>
鯵ヶ沢町世帯数	4,339 世帯(2024 年 12 月末時点)
社協職員数	22 名
事業担当者数	5 名(内、2 名社会福祉士)※権利擁護センターあじがさわの職員

#### 2. 鯵ヶ沢町社会福祉協議会の権利擁護分野での活動概要

- ・深浦町と協働した権利擁護支援に関する体制整備
- ・権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

##### ▶鯵ヶ沢町における権利擁護支援に関する体制づくり(12 社会変革機能)

- ・深浦町社会福祉協議会と協力しながら中核機関を立ちあげたことや、「地域あんしん生活保証事業」を鯵ヶ沢町社会福祉協議会(以下、「鯵ヶ沢町社協」)の事業として開始したことは「12 社会変革機能」を発揮し、地域に新しい社会資源を開発したといえる。

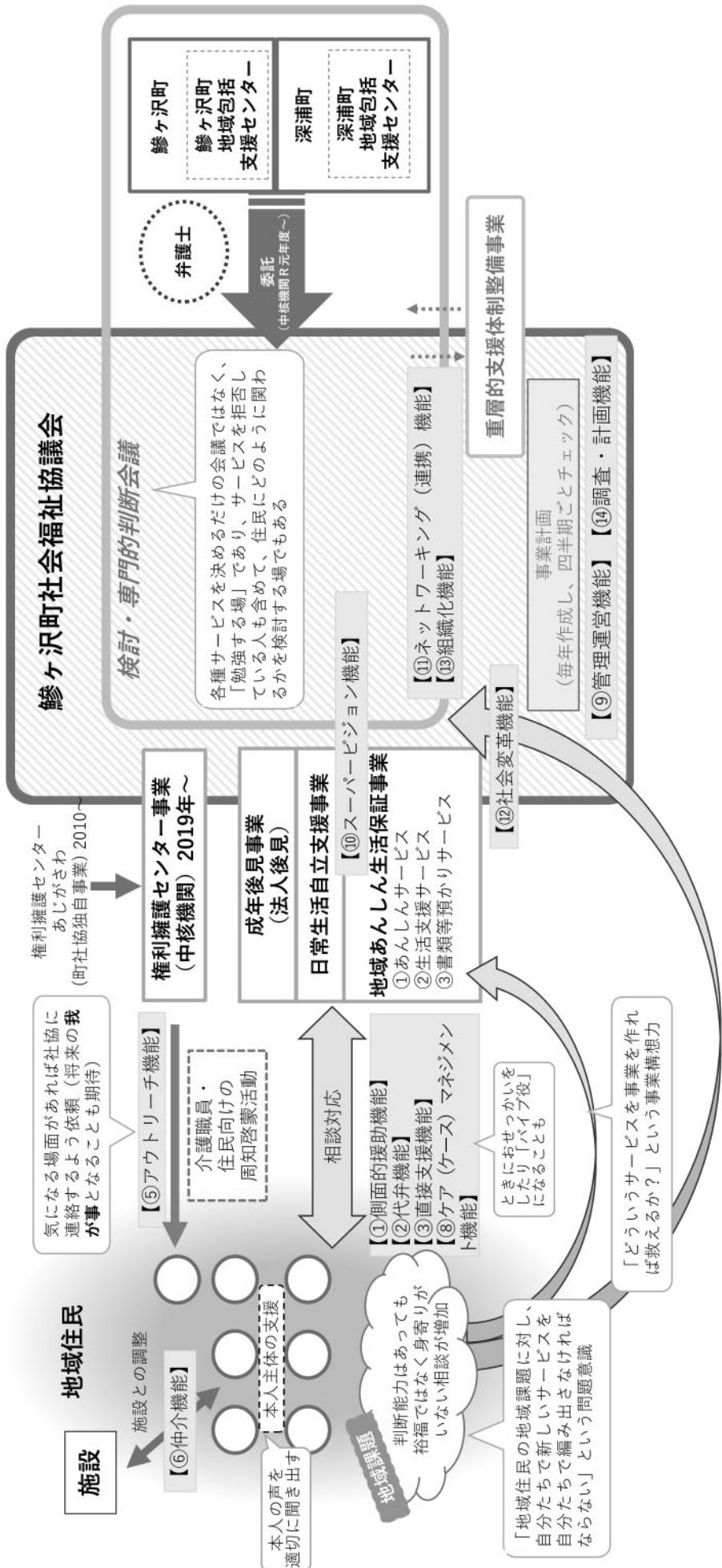
##### ▶権利擁護に関わる支援(5 アウトリーチ・保護機能、7調停機能、13 組織化機能)

- ・家族と疎遠であった当事者の支援のため、アウトリーチを行い地域住民から当事者家族の情報を集めて子どもと連絡をとり、家族関係の再構築を図ったことは「5アウトリーチ・保護機能」「7 調停機能」が発揮されていると言える。
- ・地域住民に対し、具体例を伝えながら地域で気になる方がいれば連絡が欲しいと説明することで、地域住民同士がお互いに気にかける体制を構築するという「13 組織化機能」が発揮されている。どのような方が気になるか学ぶことで、我が事として捉えてもらうことも期待されている。

##### ▶社会福祉士として成長できる組織づくり(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能)

- ・日々のあらゆる場面で福祉専門職として「考える」ことの働きかけを行っている。福祉専門職として日々考えることで、自分なりの答えを出し、必要な行動がとれるように成長する組織の環境づくりが、社会福祉士が「10 スーパービジョン機能」を発揮することで実施されている。
- ・「9管理・運営機能」も発揮されており、自身で考えるために、様々な知識や行政・住民等とのつながりや、人から話を聞き出す力、どのようなサービスがあるか、サービスの財源はなにか等、職員個々が知識を身につけることが組織全体の質の向上につながっている。

図表4-1-1 鰐ヶ沢町社会福祉協議会において発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている鰯ヶ沢社会福祉協議会の権利擁護分野に関する取り組みについて、以下に記載する。

### 1. 鰯ヶ沢町における権利擁護支援に関する体制(12 社会変革機能)

鰯ヶ沢町社協では、2010 年より権利擁護センターを立ちあげている。立ちあげの理由としては、住民の意思決定支援等において、対象者の気持ちに寄り添った支援をするためには、近隣住民との関わり方等を含めて色々な情報を入手する必要があり、地域に近い存在として鰯ヶ沢町社協で法人後見を実施した方がよいと考えたため。

権利擁護センターは、当初は鰯ヶ沢町社協の独自事業として補助金等もない状況で運営していたが、継続性を確保することに加え、地域における権利擁護で行政でなければできないこと、社会福祉協議会でなければできないことの住み分けをするため、司令塔機能を権利擁護センターに位置づける必要があった。そこで、鰯ヶ沢町長に権利擁護の取り組みの重要性やこれまでの実績を説明するとともに、鰯ヶ沢町役場の担当者に成年後見制度の重要性を伝える勉強会等を行った。

その結果、2019 年に鰯ヶ沢町社協が成年後見制度利用促進事業の委託を鰯ヶ沢町から受けるとともに、隣接する深浦町からも委託をうけて中核機関としての体制を整備し、深浦町社会福祉協議会と協働で中核機関としての取り組みを実施することとなった。毎年作成する中核機関の事業計画は、四半期毎にチェックを行い、事業をやる意味を職員全体で共有している。運営費については、鰯ヶ沢町社協として事業計画・予算案を作成し、どのように活動をしていくのかについて行政に説明し、委託料を行政に検討してもらっている。

中核機関では、「検討・専門的判断会議」を月 1 回程度開催しており、鰯ヶ沢町社協・深浦町社会福祉協議会・鰯ヶ沢町の地域包括支援センター・深浦町の地域包括支援センターから各 1 名以上出席している。さらに、法律行為が必要な案件がある場合は、法テラス鰯ヶ沢事務所の弁護士にも出席してもらうか、事前に意見を確認するようにしている。その他、当事者やその家族、ケアマネジャー等の支援に携わっている人たちも参加しており、権利擁護版の地域ケア会議のような状況になっている。重層的支援体制整備事業とも連携しており、重層的支援体制整備事業の会議から検討・専門的判断会議に相談がくることもあればその逆もある。

また、鰯ヶ沢町社協の独自事業として、判断能力はあるが、頼れる身寄りがなく、将来の暮らしに不安を抱えている方を対象に「困りごとが起こる前に準備すること」を目的として、入院・施設入所時の支援、福祉サービスの利用相談、書類等の預かり等を行う「地域あんしん生活保証事業」を実施している。

### 2. 権利擁護に関わる支援(5 アウトリーチ・保護機能、7 調停機能、13 組織化機能)

権利擁護センターの立ちあげのきっかけになったのは、家族と疎遠であった当事者の支援で、アウトリーチを行い地域住民からの当事者家族の情報によって、子どもと再会することができた。今の時代は、地域住民が家族に連絡することや、住民だけで支援をすることは難しいが、福祉専門職(権利擁護センター)が間に入ることで当事者と家族をつなげるパイプ役になることができ、これが地域福祉の一つの形であると考えている。

住民への啓発活動として実施していることは、例えば「スーパーで買い物するときに財布にお金がなく、お店の人に色々聞かれている等、地域で気になった方がいれば、社協に電話をして欲しい」と、住民によって気になるレベルが異なるため、様々な具体例を伝えてお願いをしている。その結果、住民から連絡があり、検討・専門

的判断会議で当事者に支援が必要か検討すること等につながっている。また、近隣住民に「将来お金の管理に気をつけましょう」と伝えるより、お金の管理に困っている他人を見つけてもらうことで、その姿がその人自身の中に残り、自然と我が事として捉えることにつながっている。

制度のはざまに埋もれている人について考える場合、どういう制度があるのか理解していないとはざまがどこにあるかそもそも分からぬ。今ある制度・サービスでは対応できないものが制度のはざまであり、それを埋めるために新しいサービスが必要となる。「地域あんしん生活保証事業」の創設の際には、成年後見制度や日常生活自立支援事業について細かく確認し、新しいサービスが必要であると判断した。

### 3. 社会福祉士として成長できる組織づくり(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能)

事業計画については、成果を数値化することが意識されており、研修会の参加人数、裁判所とどれくらい話し合いを実施しているか等が記載され、計画に沿った取り組みが実施できているか四半期ごとにチェックしている。その際、なぜこの取り組みを実施するのかということを鰺ヶ沢町社協の職員に説明し、全員が共通する考え方ができるようになることを目指している。

また、鰺ヶ沢町社協として、職員が「考える」ことを重視している。例えば、職員から「当事者が入居している施設に5万円預ける」という報告があった場合、職員には「何のために施設職員は5万円が必要なのか」を確認するように伝え、確認の結果、はぐらかされた場合は、「なぜ施設職員ははぐらかしたのか」を考えるように伝えている。日々の実務を行う中で、なぜそのようなことをしたのか、それについて福祉専門職としてどう思うのかを問いかけ、考えることを日常化することで、自分なりの答えを出し、必要な行動がとれるように成長する組織の環境づくりを行っている。

検討・専門的判断会議についても、成年後見制度・日常生活自立支援制度・地域あんしん生活保証事業の3つの支援ツールを使うかという答えを出すものではないということを意識している。当事者がそもそも支援を受けたくないという場合もあり、支援を断っている人をどのように支援していくのかということを考える等、学ぶ場となっている。「放っておいてよ」という人への支援を考えることが貴重な人材育成につながる。「放っておいてよ」という状態から、「鰺ヶ沢町社協っていいな」と思ってもらえるようになるためには、どのようにアプローチをすればよいか考えることが重要である。例えば、支援を拒否されていた方に対し、鰺ヶ沢町社協として除雪支援をきっかけに関係をつくり今では別の相談をしてくれるまでの関係になったということもある。このような形で地域住民に必要とされると専門職として感じることが、一番の人材育成であると考えている。

機関名	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
特に発揮されている 社会福祉士の機能	5 アウトリーチ・保護機能、9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、 11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能

## 地域住民自身による地域づくり

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

山形市人口	239,344 人(2025 年 1 月末時点)
山形市面積	381.30km <sup>2</sup>
山形市世帯数	104,353 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	240 名
事業担当者数	16 名(内、14 名社会福祉士)

#### 2. 山形市社会福祉協議会の地域づくりの活動概要

- ・「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の実施(地域包括ケアの推進・CSW の配置の推進)
- ・30 の行政区毎の地区社協の組織化と住民自身による地域づくりの支援

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

##### ▶山形市の地域づくりの体制(13 組織化機能)

- ・山形市の 30 地区ごとに住民主体の地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」)が組織化され、地域福祉活動の中核を担っている。また、市内に地域包括支援センターが 14 カ所あり、3 ブロックに分かれて活動している。生活支援コーディネーターもこのブロックに合わせてチームを形成し、リーダーを中心にスタッフのサポート体制を作り、住民主体の地域づくりを支援している。地区社協には福祉協力員が配置され高齢者への見守りや住民相互のつながりづくりが実践され、地域づくりを実施していく取り組みは「13 組織化機能」を発揮し、住民の組織化による地域福祉の推進を促しているといえる。

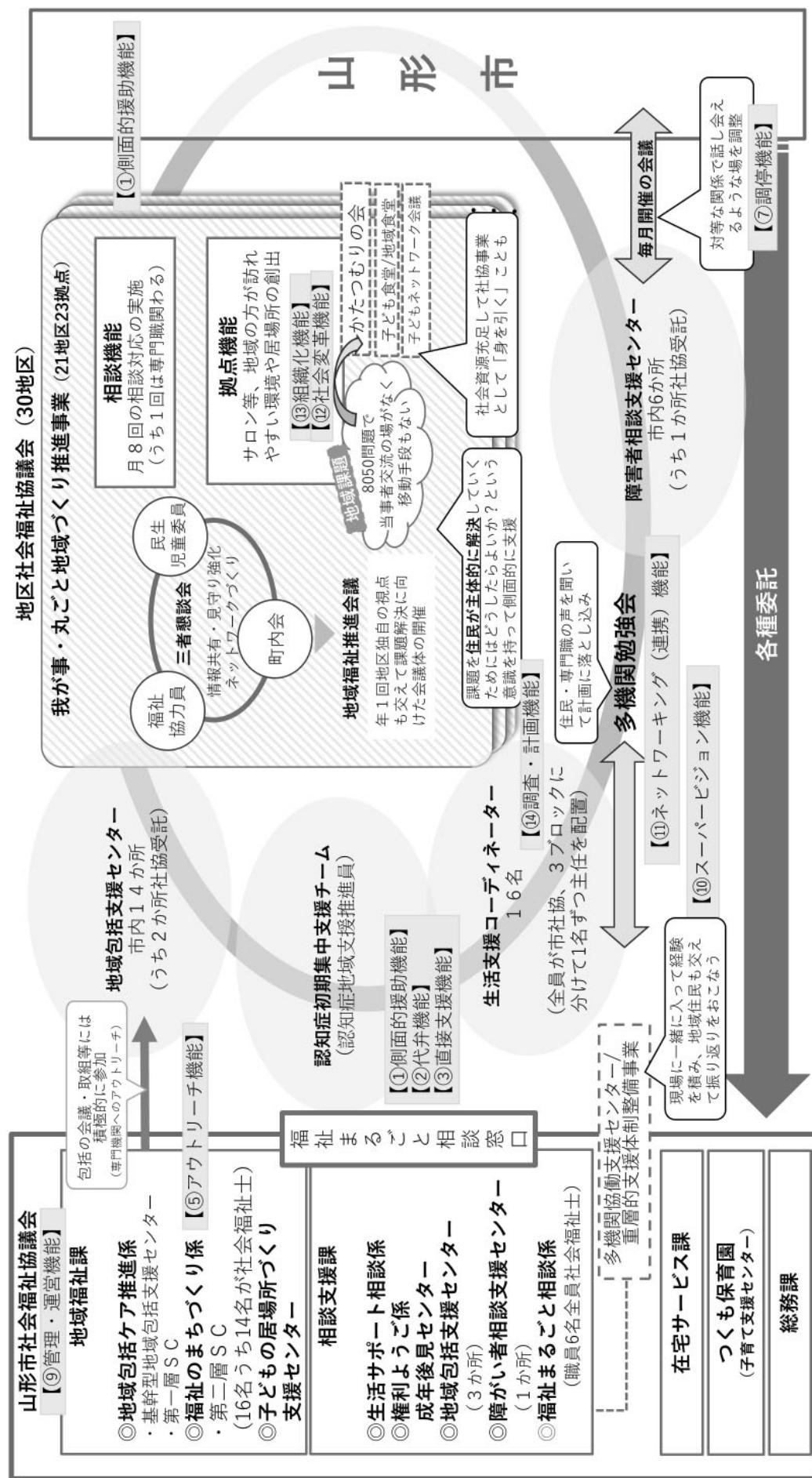
##### ▶地域住民自身による地域づくりの取り組み(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能)

- ・我が事丸ごと地域づくり推進事業に取り組む地区では、月 8 回以上の相談受付を実施している。内 1 回以上は社会福祉士等の専門職を交えた相談を実施している。地域住民相互の相談機能を構築しながら、地域住民では対応が難しい地域生活課題には、専門職の協力による相談機能を組み合わせて相談を実施しているという点で身近な地域への「5 アウトリーチ・保護機能」が発揮されている。
- ・地域の情報共有として町内会ごとに、町内会・自治会役員・民生委員・児童委員、福祉協力員による三者懇談会が実施され、三者懇談会で見えてきた課題を地区で解決するため、「地域福祉推進会議」を開催する体制づくりは「11 ネットワーキング(連携)機能」、「13 組織化機能」が発揮されており、町内レベル・地区レベルでの住民主体の活動が相互に連動している取り組みといえる。

##### ▶山形市社協による地域づくりの支援(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能)

- ・30 地区で行われている活動の支援を山形市社会福祉協議会(以下、「山形市社協」)組織の地域福祉推進部門や相談支援部門の各部所の取り組みを連動させながら組織全体で支援していく体制づくりは「9 管理・運営機能」「10 スーパービジョン機能」が発揮されて各種の取り組みが構築されているといえる。
- ・地区社協会長の連絡協議会を立ちあげ、30 地区の地域の声として相互に情報共有や意見交換しながら住民同士の合意形成や地域福祉推進を図る場の形成には「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」「13 組織化機能」が発揮されている。

図表4-1-2 山形市社会福祉協議会における地域づくりで発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている山形市における住民主体の地域づくりの実践について、以下に記載する。

### 1. 山形市の地域づくりの体制(13 組織化機能)

山形市社協では、第 2 層の生活支援コーディネーターとして地域づくりのサポートをしている「福祉のまちづくり係」、多機関協働事業・参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・ひきこもり生活者支援事業の4つを一体的に実施している「福祉まるごと支援係」を中心に地域づくりの支援が実施されている。「福祉のまちづくり係」には 16 名の生活支援コーディネーターがいるが、内 14 名は社会福祉士、「福祉まるごと支援係」については 6 名の職員全てが社会福祉士となっている。

山形市は 30 の行政区に分かれており、山形市社協が活動を始めた 1955 年頃からそれぞれに地区社協を組織している。また、30 地区全てで、山形市社協が独自に配置している福祉協力員の活動の推進、地域住民の交流の場としてふれあいききサロンが開催されている。

### 2. 地域住民自身による地域づくりの取り組み(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能)

30 地区内 21 地区では、山形市が独自に実施している「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を実施しており、2 地区は拠点が2つあるため、21 地区 23 拠点での活動となっている。取り組みの内容としては、1つ目に拠点づくりとして、地域の方が誰でも気軽に立ち寄れる環境や居場所をつくっている。2 つ目は相談機能として、地域の困りごとを包括的に受け止め、相談ができる機能を発揮している。

拠点づくりについては、以前から実施していたサロンや介護予防の取り組みの中で気軽に相談ができるように体制を整備する地区が多い。あえて拠点に相談しにくる必要性はないと考える住民もいるが、その場合でも民生委員や福祉協力員が地域住民宅に訪問して悩み事をきけるということもあるため、相談機能の一部として訪問をしている地区もある等、地区によって活動内容や方針が異なっている。受け付けた相談を地域の中で活かし、地域の中で地域住民の悩み事を解決していく体制の構築をすすめる地区も出てきている。

相談機能については、月 8 回以上の相談受付を必須としている。相談の7~8割は住民たち自身で解決しているが、専門職につなぐ必要があるケースもあるため、月 8 回以上のうちの 1 回は専門相談として、社会福祉士等の専門職を交えた相談を受ける日とするように依頼している。取り組みについては、毎月実施報告の提出があり、拠点の開催回数・どのような相談を受けたか・相談の対応状況が報告される。

30 地区には 545 の町内会があるが、町内の情報共有として、福祉協力員・民生委員・児童委員・町内会・自治会役員が情報共有をして地域の見守り体制を強化する三者懇談会の実施を進めている。2023 年からは、7~8割の町内会で三者懇談会が開催されている。また、三者懇談会で見えてきた課題を地区で解決するため、「地域福祉推進会議」が年に数回 30 地区全てで開催されており、町内レベル・地区レベルでの活動が連動している。

### 3. 社会福祉協議会による地域づくりの支援(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能)

30 地区で行われている活動は、第2層の生活支援コーディネーターが支援しており、地域住民同士の支え合いだけでは解決が難しく専門的な支援が必要な悩み事については、地域の専門機関へ丁寧につなぐほか、つなぎ先が明確でない悩み事や複合化・複雑化した悩み事については、福祉まるごと支援係と相談しながら課題を整理し、必要な支援につなげていくという山形市社協内で組織レベルの連携・協働した支援体制を構築している。また、重層的支援体制整備事業等が新しく始まる際には、理解の促進のために山形市社協のみならず、地域包括支援センターや医療関係者等の関係機関にも声かけし、お互いの事業で取り組んでいる内容の共有等を図っている。

地域づくりについては、主体となって進めていく事ができるよう関わり方に配慮し、地区ごとに地域づくり活動に対する思いは様々であるが、現存する組織を維持することができるよう一緒に考えている。

また、専門職の取り組みと地域の住民主体の活動を通した関係性において、「民生委員の役割はここだからお願いしたい」で終わるのではなく、一緒に動いていくことを意識している。専門職の答えありきでの関わりではなく、地域住民に主体的に決定してもらうプロセスに関わることを重要視している。数年前からは、地域の声を行政に地域住民自身で伝える形が重要と考え、地区社協会長の連絡協議会を立ちあげ、30 地区の声として何を行政に届けるか、住民同士の情報共有と合意形成を図る取り組みを実施している。

山形市社協として、15 年ほど前くらいには職員の社会福祉士の資格取得を重要視していなかったが、新たな事業を実施していく中で、職員が自ら考え、住民の方と一緒に実施していく側面的な支援をしていくところは、社会福祉士の特徴であると組織としても考えるようになった。そのため、山形市社協として社会福祉士資格を持った人材を確保することを重要と考え、入職している職員についても、社会福祉士資格を取得することを推奨している。社会福祉士を手厚く配置することで、重層的支援体制整備事業や生活支援コーディネーター事業を山形市から委託される等、山形市社協は社会福祉士、ソーシャルワークの専門職の組織として関係者から期待されている。

機関名	松戸市
特に発揮されている社会福祉士の機能	2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能、5 アウトリーチ・保護機能 6 仲介機能、9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能

## 母子保健と児童福祉の一体的な取り組み

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

松戸市人口	499,846 人(2025 年 1 月時点)
松戸市面積	61.38 km <sup>2</sup>
松戸市世帯数	243,678 世帯(2025 年 1 月時点)
松戸市こども家庭	統括支援員 2 名(内、社会福祉士 1 名)
センター職員数	家庭児童相談担当 35 名(内、社会福祉士 16 名) 庶務事業班 6 名、女性相談 5 名、要対協担当 1 名 親子すこやかセンター13 名(内、社会福祉士 4 名)

#### 2. 松戸市における児童分野の活動概要

- ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応を目指した母子保健と児童福祉の一体的な取り組み
- ・要保護児童対策地域協議会におけるケース検討
- ・虐待リスクに応じた段階的な支援

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

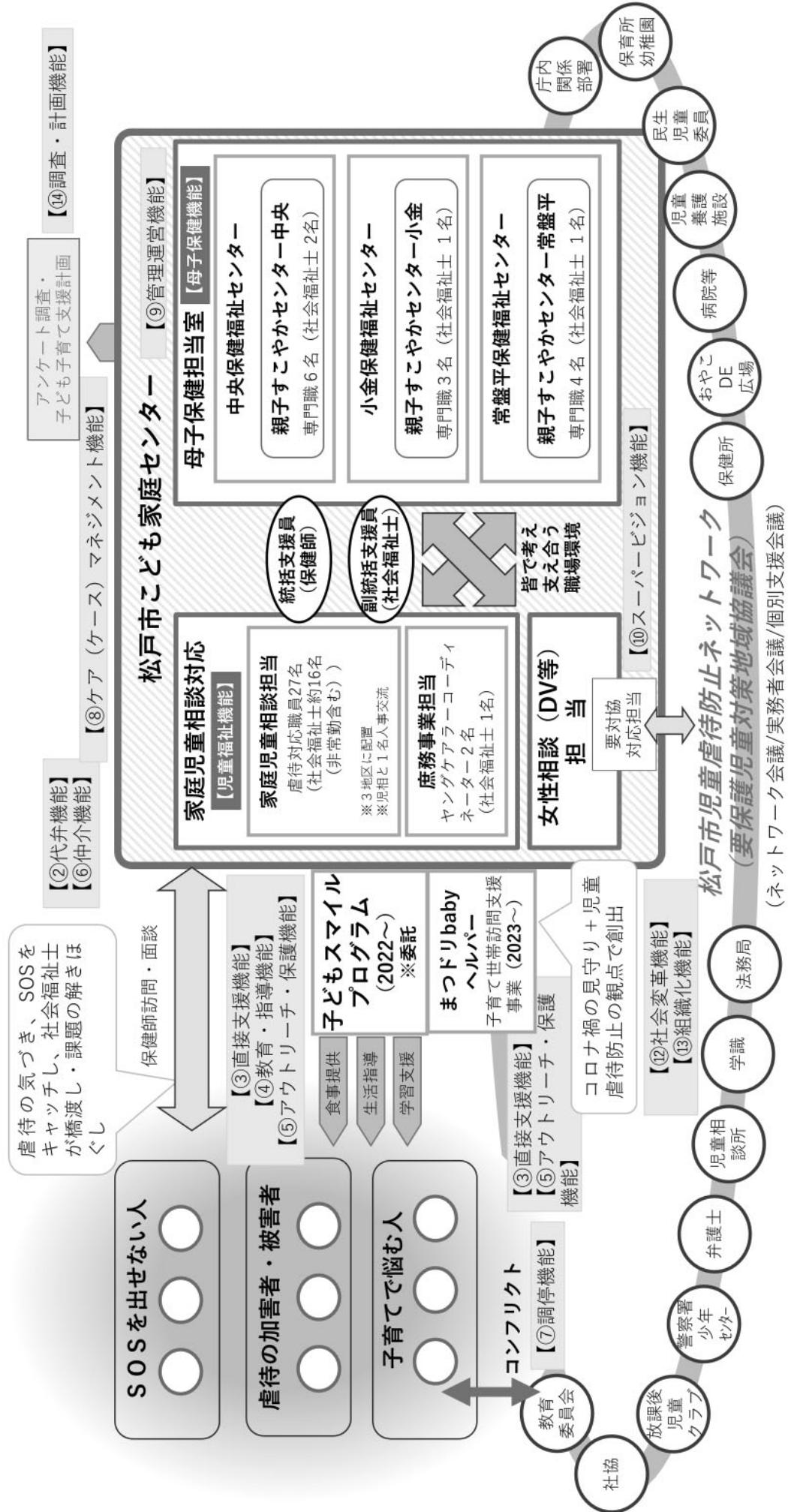
##### ►松戸市における児童福祉の取り組み(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・母子保健と児童福祉の一体的な取り組みとして、松戸市の「要保護児童対策地域協議会」に参加している他部署や関係機関の協力を得ることは、自らの組織の質を向上させる「9 管理・運営機能」、そして相談機関間の連携を行う「11 ネットワーキング(連携)機能」が発揮されている。
- ・「要保護児童対策地域協議会」にて、年間 150 回程度行われる個別支援会議、年 4 回開催される実務者(ケース進行管理)会議の開催については「11 ネットワーキング(連携)機能」が発揮されていると言える。

##### ►各専門職の役割・特徴(2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能)

- ・社会福祉士が虐待対応へつなげることについては、当事者を適切な社会資源につなげる「6 仲介機能」が発揮されていると言える。親に知的な課題等がある家庭への支援では「2 代弁機能」「3 直接支援機能」を発揮し、困りごとが何であるかを汲み取り、説明することで、不利益を被ることがないようにしている。
- ・親と学校の関係が悪い場合については、お互いの意図を理解し、それぞれに説明することで、当事者が抱えている問題解決に必要な情報を提供する「4 教育・指導機能」および社会福祉士が自ら出向いて必要な相談支援を行う「5 アウトリーチ・保護機能」が発揮されていると言える。

**図表4-1-3 松戸市における子ども支援分野で発揮される社会福祉士の機能**



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている松戸市における児童福祉分野の取り組みについて、以下に記載する。

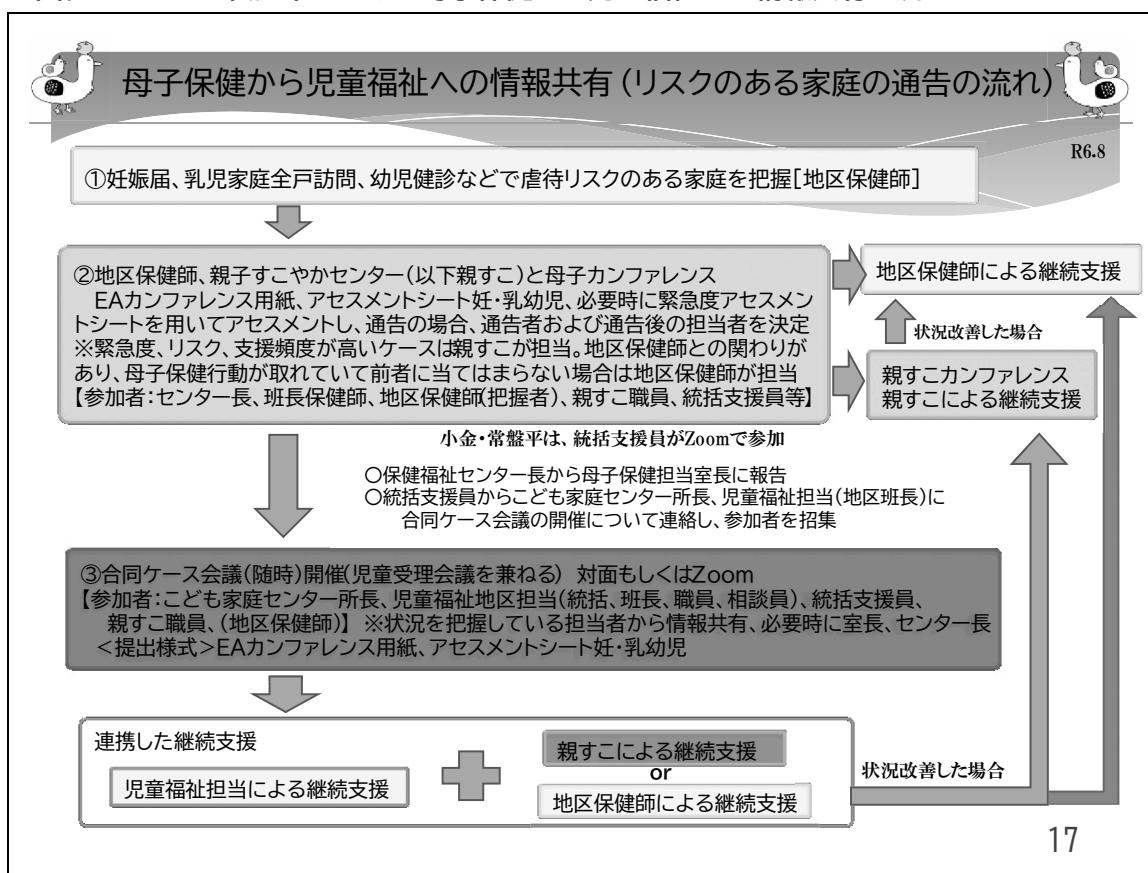
### 1. 松戸市における児童福祉の取り組み(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

こども家庭センターは、本課と母子保健担当室で区分けされ、それぞれ中央・小金・常盤平の3つの地区に担当が分けられて配置をされており、3つの地区それぞれに保健福祉センターと親子すこやかセンターが設置されている。保健師・助産師・社会福祉士等の様々な職種が入り交じった多職種のチームとなっている。

「要保護児童対策地域協議会」には、社会福祉協議会・児童養護施設・医師会・歯科医師会・民生児童委員・保育園・学校・警察等の他、庁内関係部署が参加している。その中で、個別支援会議を年間150回程度開催し、関係機関同士のつながりを強める取り組みがなされている。また、年4回開催される実務者(ケース進行管理)会議では、1回に中央・小金・常盤平の3つの地区からそれぞれ15件のケースを集め、児童相談所や教育委員会等、どの場所にどのようなことを聞きたいかを明確にした上で共有されている。

実際の支援の流れとしては、保健福祉センターの地区保健師が、乳児家庭全戸訪問等を実施する中で、虐待リスクがあるケースについて把握した場合、親子すこやかセンターに引継ぎが行われる。そこでハイリスクな妊婦や子どもがいる家庭への支援を行った上で、要保護性や要支援性が高まっているケースについては、児童福祉担当者につながれている。支援の流れについては、それぞれの組織での理解の促進や円滑な運用のため、以下の図が作成され、流れを見える化することで情報共有に漏れがない体制を構築している。

図表4-1-4 松戸市における母子保健から児童福祉への情報共有の流れ



出典:松戸市ヒアリング資料より引用

## 2. 各専門職の役割・特徴(2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能、5 アウトリーチ・保護機能 6 仲介機能)

3 か所ある親子すこやかセンターそれぞれに保健師・助産師・社会福祉士が配置されており、それぞれの専門職の強みを活かしたチームとしての支援が行われている。

保健師については、地域をよく理解しており、人の表情や動作を見逃すことがなく、妊婦の方から申告がなくとも気になる家庭はチーム内で共有が行われている。助産師については、妊婦と接する中で受診が必要かの判断等、子どもが生まれるまでの道筋を示すことができることが強みである。社会福祉士については、関わる家庭の親に知的な課題等があると、困りごとをうまく表出することができないため、どのようなことに困っているか代弁する、虐待対応へつなげること等、関係者との調整等の役割を担っている。

親と学校の関係が悪い場合については、親がなぜこのような行動をとっているのか、学校が何に重点を置いて考えているのか、お互いの事情や意向を代わりに説明することもある。間に入り代わりに説明をすることで、お互いが新たな気づきを得ることにつながっている。

ヤングケアラーコーディネーターにも社会福祉士が配置されており、教職員 OB の方とともに活動をしている。現在は、関係機関を回ってヤングケアラーについて説明を実施している。相談にはコーディネーター2 人が対応し、必要に応じて児童福祉の担当者とも同行して訪問する等、それぞれの視点で当事者に関わっている。

また、虐待対応専門員 27 名の内、16 名が社会福祉士を取得している。保育士として入職した後に社会福祉士を取得された方もおり、社会福祉士の活躍が期待されていることが推測される。

児童福祉分野では、2025 年 4 月からは認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」取得者が誕生するが、児童家庭センター等の子どもに携わるあらゆる地域の機関で、お互いに共通の認識を持ちながら連携をっていくことで、その資格がある方がいるから良い連携がとれたということが増えてくると、5~10 年後くらいには資格がつくられた効果がでてくるのではないかと考えている。

機関名	医療財団法人緑秀会 田無病院
特に発揮されている社会福祉士の機能	4 教育・指導機能、6 仲介機能、7 調停機能、8 ケアマネジメント機能 9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能

## 地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの取り組み

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

西東京市人口	206,115 人(2025 年 1 月末時点)
西東京市面積	15.75km <sup>2</sup>
西東京市世帯数	102,950 世帯(2025 年 1 月末時点)
事業担当者数	6 名(内、4 名社会福祉士・MSW)

#### 2. 田無病院の医療ソーシャルワーカーの活動概要

- ・医療ソーシャルワーカーとして見える課題を重視した患者への支援
- ・西東京市医療ソーシャルワーカーの会による専門職同士の連携
- ・民生委員への出張講座の実施

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

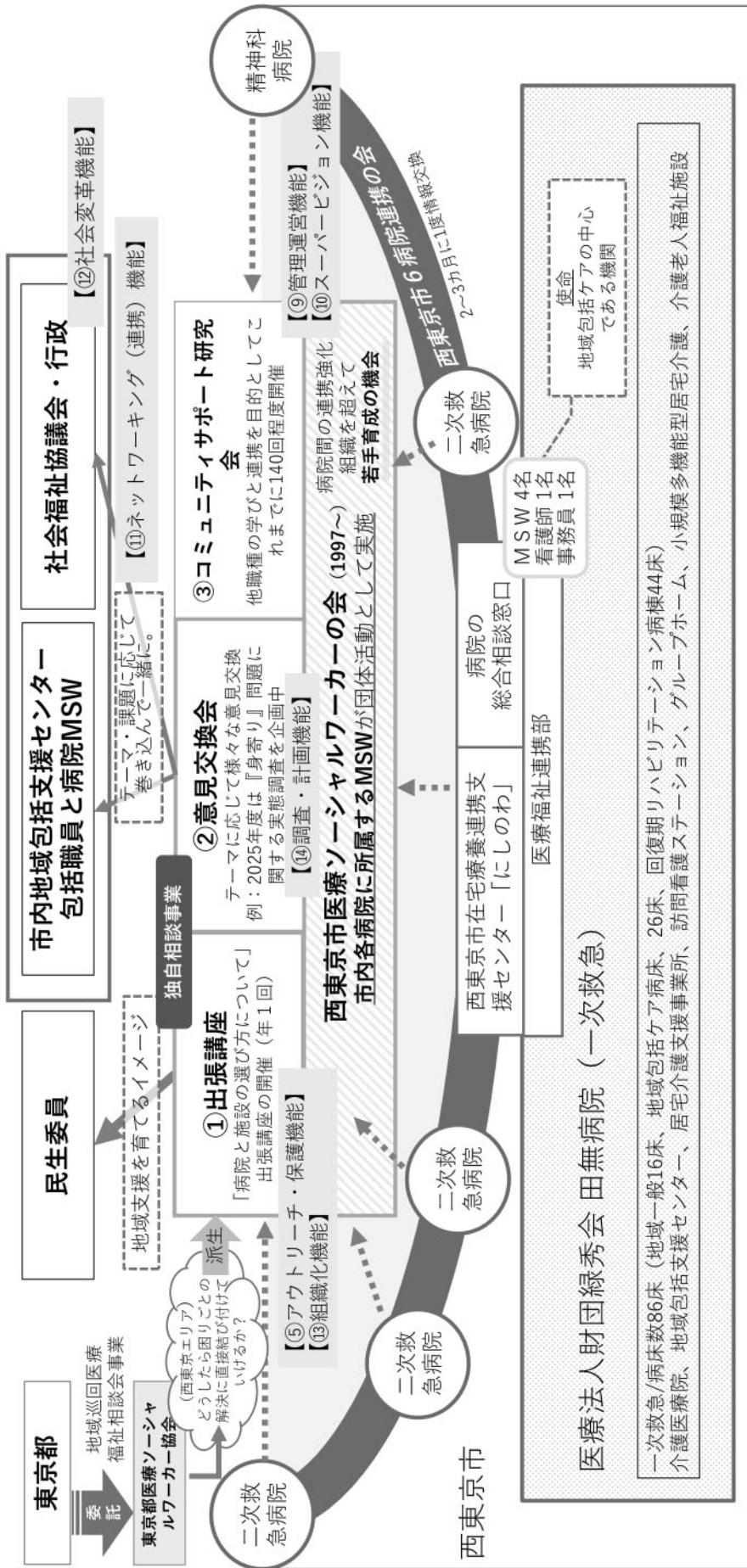
##### ▶田無病院における医療ソーシャルワーカーを支える仕組み(9 管理・運営機能)

- ・市内にある 6 病院の連携の会や西東京市医療ソーシャルワーカーの会のメンバーが企画や運営をしているコミュニティサポート研究会、東京都医療ソーシャルワーカー協会の活動の一端となる西東京市独自相談活動を実施することで、病院同士の連携強化や医療ソーシャルワーカー(以下、「医療 SW」)同士で情報交換することによる力量の向上につながっていることは、田無病院という組織の強化につながっており、「9 管理・運営機能」を発揮している。
- また医療 SW は、地域においてソーシャルワークを展開するにあたり、病院内部における質の高い個別支援や外部との連携による成果をあげることによって、病院内部の権限保有者等からの信頼を得ることができている点を確認することができた。

##### ▶田無病院の医療 SW の取り組み(4 教育・指導機能、6 仲介機能、7 調停機能、8 ケアマネジメント機能 10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・医療 SW として、患者の課題を総合的に把握して患者に伝えることは、「4 教育・指導機能」を発揮し、患者が自らの問題に対処することを支えている。
- ・転院や施設利用となった場合は、クライエントのニーズに応じた社会資源とつなげる「6 仲介機能」、関係者間での合意形成を図る「7 調停機能」も発揮されている。
- ・多様なニーズを抱えている患者に対して包括的な支援を実施するという「8 ケアマネジメント機能」も発揮がされており、社会福祉士としての機能を複数発揮し、医療 SW として患者の支援が実施されている。
- ・地域に出向いての民生委員への講演活動や、地域包括支援センターと直近の課題の共有や解決に向けての話し合いの機会を設けていることについては「10 スーパービジョン機能」「11 ネットワーキング(連携)機能」の発揮といえる。ネットワークを維持するために、大きな枠組みは担保しつつも、状況に応じて様々な改良を試みていることも確認できた。

図表4-1-5 田無病院における地域連携で発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている田無病院における地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの実践について、以下に記載する。

### 1. 田無病院における医療 SW を支える仕組み(9 管理・運営機能)

田無病院は西東京市にある一次救急の病院であり、法人内に介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設がある。基本理念として「1 急性期・慢性期・在宅を繋ぐ医療を提供する」「2 地域の医療と介護の融合を目指す」「3 患者様とその家族の立場に立った医療と介護を提供する」「4 職員が健康で楽しく働ける職場を目指す」を掲げて運営している。

また、在宅療養支援窓口を西東京市から委託されており、市役所に職員が出向し、支援者の相談窓口として、組織としての困りごとや連携をサポートする役割を担っている。

市内にある 6 病院(田無病院、二次救急 4 箇所、精神科病院 1 箇所)とは、2023 年からより密接に連携することを目指し、西東京市病院連携推進会を立ちあげ、2~3ヶ月に1度集まって情報交換を実施している等、地域の医療 SW 同士の連携体制も構築している。

地域における様々な活動を田無病院の医療 SW が実施できる背景として、「田無病院が西東京市の地域包括ケアシステムで中心の役割があるため、地域と一緒に活動することは重要であり、外で様々な活動をして、それを病院に還元することが必要」という考えが組織全体に浸透していることがある。西東京市の地域包括ケアシステムには地域包括推進協議会とそれの下に5つの部会があるが、地域包括推進協議会や部会に田無病院は参加しており、地域から地域包括ケアシステムの中心になることを臨まれ、田無病院としても中心となることを臨んでおり、それが普通の状態であるという認識のもとで職員が勤務をしている。

### 2. 田無病院の医療 SW の取り組み(4 教育・指導機能、6 仲介機能、7 調停機能、8 ケアマネジメント機能 10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

医療 SW として大切にしていることは、患者の方々は病気になってそこから派生した課題があるので、医療 SW から見える課題を伝えていくこと。金銭管理や医療同意を本人ができなかつた時、誰も代わりがないという孤立の問題も最近では出てきている。治療が終わった後に家に戻れず、転院や施設利用となった場合、保証人・金銭管理者がいないことで行き先が限定される、使いたい資源が使えない等の問題もあり、医療 SW として患者の課題を的確に把握して支援をする意義は大きい。

専門職同士の連携としては、1997 年に西東京市の医療 SW 数名により西東京市医療 SW の会が立ち上げられた。田無病院の医療 SW も参加し、毎年活動を行いながら、病院の中だけでなく、地域に出向いて相談活動等を実施している。独自相談会事業という位置づけで、地域包括支援センターと直近の課題の共有や解決に向けての話し合いの機会を設けることや、地域住民と身近である民生委員に対し、「病院と施設の選び方」について講演活動に出向いている。地域住民の相談を受けることが多く、支援者である民生委員の方々に教育啓蒙活動をすることで、地域の支援者を育てるイメージで活動が展開されている。民生委員向けの講演活動については、平日の日中に開催するため、病院の理解の上、今回は誰が参加するのか医療 SW 同士で相談

しながら活動を実施している。

また、コミュニティサポート研究会という、地域の多職種での学びと連携強化や情報交換を目的にした研究会も西東京市医療 SW の会で開催している。。

地域への取り組みについては、行政や地域包括支援センターに出向き、「患者支援を通してみえる地域課題、社会問題と一緒に考え解決に向けて協働してもらえないか」と取り組みへの理解を訴え、協力を勝ち取った。地道な取り組みではあるが、課題を伝える力が養われる等、医療 SW としての技量の向上にもつながる取り組みとなっている。

地域で医療 SW として活動をしているという評価が病院に届くことにより、病院からも医療 SW としての取り組みを認めてもらっている。日々の個別ケースの相談対応がしっかりとできていると信頼されていることが前提ではあるが、地域での取り組みが認められ、勤務時間内に民生委員への講演活動を実施することもある。地域に出向くことにより、直接地域の声を聞いて持ち帰り、地域課題解決に向けて田無病院として何ができるのか組織として考えて行動し、地域からの信頼を得て、また地域に出向いて行くという好循環が生まれている。

このような取り組みを職場として実施することにより、社会課題をどう捉えていくのかという視点を学ぶことにもつながっている。住民や行政等に対してどのように分かりやすく説明をするか、どのような段取りで進めていくのか等、病院内の医療 SW のみならず、西東京市医療 SW の会として病院という垣根を越え一緒に活動をしていくことで、西東京市全体の医療 SW の力量の向上につながっている。

今後の取り組みとしては、身寄りのない方への支援について、制度や施策の改善・発展を目指すことを検討している。課題について漠然とした共通認識はあるが、それを制度や施策の改善・発展につなげるためには、きちんとした調査に基づいた数字を示すことが必要となる。実際にどれくらいの方が西東京市で困っているのか、実態把握に努めていく。

機関名	一般社団法人 石川県社会福祉士会、社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能

## 能登半島地震における被災者支援の取り組み

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

金沢市人口	442,700 人(2025 年 1 月末時点)
金沢市面積	468,81km <sup>2</sup>
金沢市世帯数	214,713 世帯(2025 年 1 月末時点)
事業担当者数	9 名(内、2名社会福祉士)※その他社会福祉士会より 6 名程度派遣

#### 2. 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の支援概要

- ・金沢市社会福祉協議会と石川県社会福祉士会が連携したみなし仮設住宅への訪問
- ・石川県社会福祉士会による全国の社会福祉士への協力要請
- ・「あつまらんけ～のと(被災者の居場所づくり)」における地域づくり

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

##### ▶金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の実施体制の構築(11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・みなし仮設住宅への訪問について、金沢市社会福祉協議会(以下、「金沢市社協」と)と石川県社会福祉士会(以下、「石川県士会」)が協力し支援体制を構築していることは、組織として「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮している。

##### ▶被災者見守り・相談支援等事業におけるアウトリーチ活動(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・自殺や孤独死、日常生活に支援が必要な方等の要配慮者については、地域包括支援センターや子育て関係の NPO 等と連携して訪問する等、「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮しながら他機関と連携し、支援活動が展開されている。
- ・みなし仮設住宅の世帯への訪問は「5 アウトリーチ・保護機能」の発揮であり、訪問の結果、継続支援が必要なケースの場合は、社協職員が訪問して状況を確認する等、被災者の命や生活の安全を守る対応を実施している。

##### ▶被災者支援における相談支援の活動と被災者同士のつながりの促進(3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、13 組織化機能)

- ・訪問先で、生活場面にあるあらゆる情報をもとにアセスメントを行うことでニーズを把握し、必要に応じて地域包括支援センター等へつないでおり、「3 直接支援機能」「5 アウトリーチ・保護機能」が発揮されている。また、DV を受けている方の気持ちに寄り添った相談対応を行い、別の機関につなげる等、「6 仲介機能」も発揮されている。
- ・「あつまらんけ～のと」で実施されている、被災者同士の情報交換・つながりの再構築を目指した取り組みについては、「13 組織化機能」の発揮であり、被災者自身で主体的に個別ニーズの充足から地域づくりができるように支援が展開されている。

**図表4-1-6 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業で発揮される社会福祉士の機能**



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の支援について、以下に記載する。

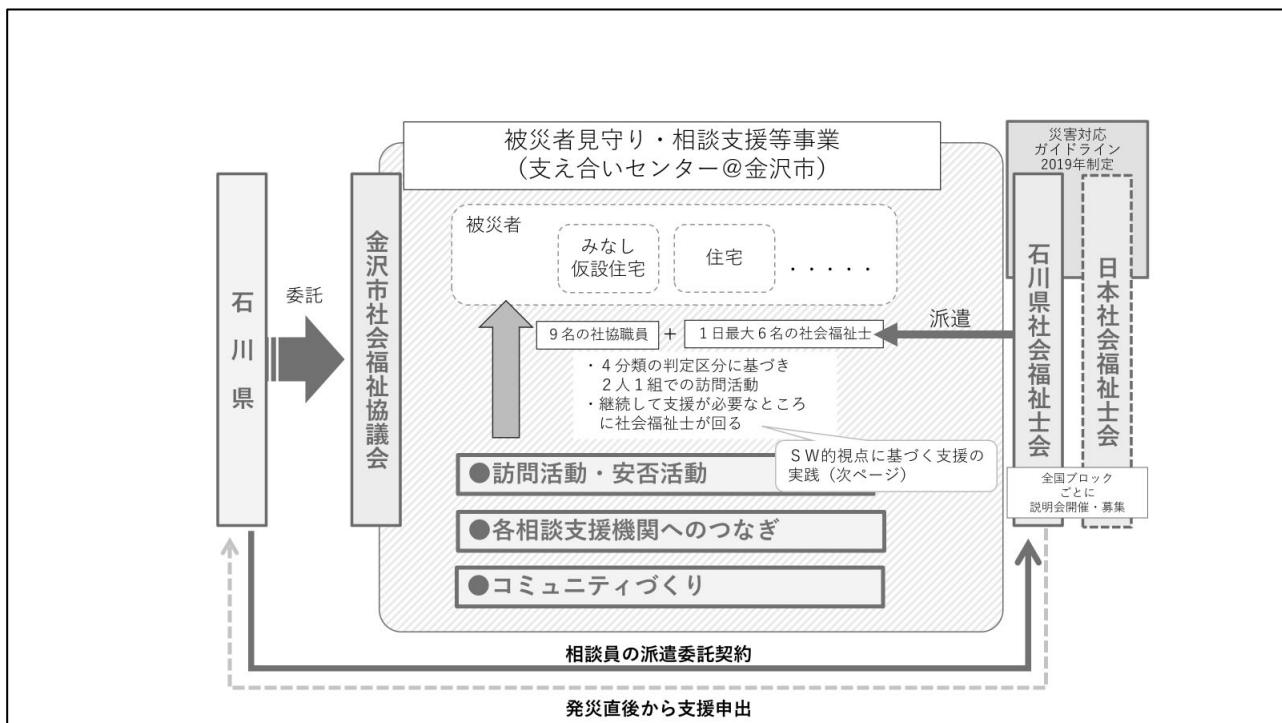
### 1. 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の実施体制(11 ネットワーキング(連携)機能)

2024年1月1日の16時過ぎに石川県能登地方の深さ16km（暫定値）を震源とする、最大震度5強、続いて最大震度7の地震が発生した。同日夜に石川県士会が、日本社会福祉士会の災害対応ガイドラインを踏まえ災害対策本部を設置するとともに、石川県庁に対し、社会福祉士会としてどのようなことでも協力ができると連絡をした。

3月から被災者見守り・相談支援等事業が始まるところとなり、金沢市においては、金沢市社協が委託を受け、支え合いセンターを立ちあげることになった。支え合いセンターでは、金沢市社協職員から専任1名と兼務3名を配置し、それに加え新たに5名を雇用した。内4名は元々能登で福祉関係の仕事に従事しており、被災後に金沢市内のみなし仮設住宅で生活している人たちである。

みなし仮設住宅への訪問については、金沢市社協の人員のみで対応することは難しく、石川県士会が活動に協力することになった。石川県士会が活動に協力するにあたり、日本社会福祉士会と協力し、全国の社会福祉士会に対してブロック毎に説明会を行い、社会福祉士の派遣依頼を実施した。そして全国から集まった社会福祉士を支え合いセンターへ派遣している。活動開始当初は1日10人の派遣もあったが、2024年12月時点では1日最大6名の社会福祉士を派遣している。一度支援に入った方が、時間をあけて複数回支援に入ることもある。

図表4-1-7 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の支援体制図



出典：ヒアリングをもとに日本社会福祉士会が作成

## 2. 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の活動(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

2024年3月時点で金沢市内のみなし仮設住宅700世帯という状況で事業が開始となった。世帯数は10月の2700世帯がピークで、12月には900世帯は能登に帰っている。最初にみなし仮設住宅に入った頃の時期には自殺のリスクが高まるということで、700世帯すべてを訪問し、スクリーニングをすることで、要配慮世帯の把握から実施した。初期の頃は自殺や孤独死のリスクがある方や日常生活に支援が必要な方の調査、1巡後は要配慮者については、地域包括支援センターや子育て関係のNPO等と連携しての支援や、個別対応を実施している。継続して支援が必要な方を石川県士会から派遣された社会福祉士が訪問している。

みなし仮設住宅の世帯に2~3回の訪問を繰り返す中で、各世帯を4区分で整理し、それぞれ適切な訪問頻度を設定している。「④(月4回訪問)」の方については、同じ相談員が継続して訪問することによって安心感を得られるため、原則金沢市社協職員が対応している。社会福祉士会から派遣された相談員は主に「②、③(月1回~2回)」の方について、ペアで訪問し、訪問の結果、継続支援が必要なケースの場合は、金沢市社協職員が訪問して状況を確認する等している。相談員それぞれの得意分野を考慮しつつ、支え合いセンター職員が訪問先をコーディネートしている。

図表4-1-8 支援の判定区分

①日常生活に特に大きな問題がない:半年から2ヶ月に1回
②健康面の課題・日常生活に支援が必要:月に1回
③資金面や家族関係に課題がある方:月2回
④住まい再建に課題があり、日常生活でトラブルがある方:月4回

## 3. 金沢市における被災者支援で社会福祉士が発揮している能力(3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、13 組織化機能)

社会福祉士会から派遣された人は全員社会福祉士であるため、初めて会う他の社会福祉士とペアになっても、社会福祉士としての共通基盤があり、アセスメントを行う力もあるため、すぐに連携して活動を開始することができる。また、社会福祉士は幅広い分野で活動しているため、ペアで行動することにより、精神科の病院に勤めている社会福祉士であれば、精神疾患の方の訪問を担当する等、お互いの強みを活かしながら支援を開拓することができる。訪問時間が短いからこそ、目的意識をもって臨み、全体を意識しながら関わるのは相談支援を専門としている対人援助職である社会福祉士が訪問をしている利点といえる。

訪問先では、においや服装、家族関係等のちょっとした変化に気づき、生活場面にあるあらゆる情報をもとにアセスメントを行い、ニーズを把握している。把握したニーズに応じて地域包括支援センター等につないでいる。具体的な例としては、訪問した相談員が話しやすい雰囲気をつくることで、「避難以外の困りごとを相談したい」と相談された結果、家族からのDVを受けていることが判明した。以前、別の人と相談したところ、「そんなことをさせるあなたが悪い」と責められてしまい傷つき悩んでいたということだった。訪問した社会福祉士は、支え合いセンターのコーディネーターに報告し、本人の了承のもと専門機関につなげ、現在でも支援を継続している。

みなし仮設住宅への訪問以外にも、金沢福祉用具情報プラザ「あつまらんけ～のと」にも社会福祉士を相談員として派遣し、当事者のつながりの再構築や地域づくりを意識した取り組みを実施している。具体的には、倒壊した自宅から持参した被災者の着物をほどいて小物づくりを行うサークルづくり等、グループワークを意識して行い、被災者の自主的な活動を生み出していくきっかけづくりや、被災者同士の情報交換・つながりの再構築を目指した取り組みをしている。また、百貨店の屋上で、商店街の協力も得ながら、被災者と地域住民が一緒に花壇づくりに取り組む等の地域づくりも実施している。

機関名	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	1 側面的援助機能、2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能 11 ネットワーキング(連携)機能、12 組織化機能

## 社会福祉協議会が取り組む居住支援

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

菊川市人口	47,127 人(2025 年 1 月末時点)
菊川市面積	94.19 km <sup>2</sup>
菊川市世帯数	19,100 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	43 名
事業担当者数	正規職員 3 名(内、3 名社会福祉士)※他業務と兼務 嘱託職員 1 名(介護福祉士)、非常勤職員 1 名(社会福祉士)

#### 2. 菊川市社会福祉協議会における居住支援の活動概要

- ・菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議の運営
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人として見守りを行う「安心見守りサービス」の実施
- ・住宅確保要配慮者居住支援協議会の運営

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

##### ▶居住支援の始まり(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・制度の狭間の課題や重層的な課題を抱えている世帯に対する支援を検討するため、市内の社会福祉法人や NPO 法人の相談業務担当者に呼びかけ、2011 年に「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議」を設置したことについては、「12 社会変革機能」の発揮といえる。この会議の中で、多種多様な地域課題についての問題提起があり、菊川市内の社会福祉法人がひきこもり当事者の施設でのボランティア活動や就労体験の受け入れに協力する等、日頃からの取り組みと関係づくりという「11 ネットワーキング(連携)機能」が十分に発揮されていたことが寄与していると考えられる。

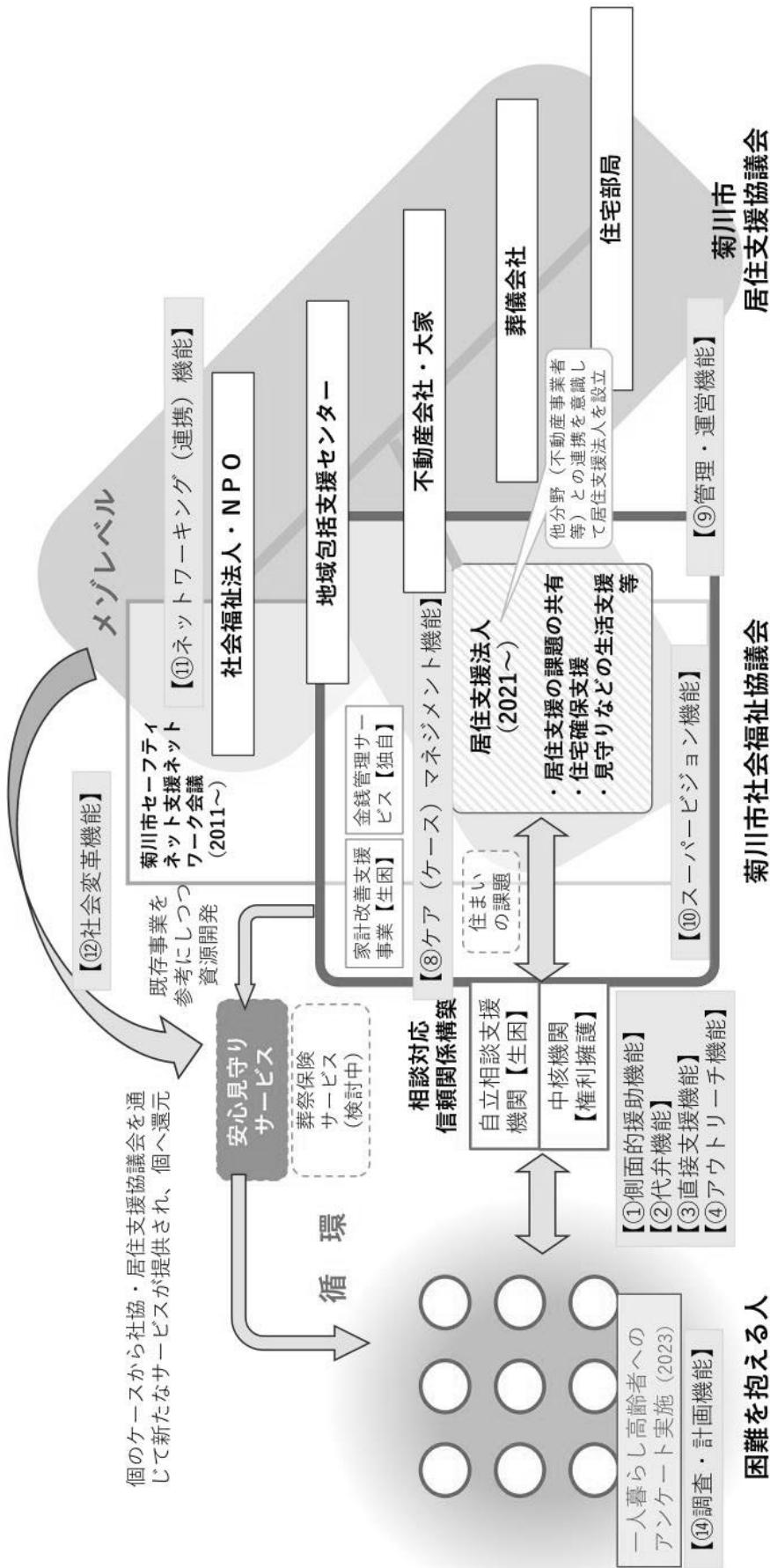
##### ▶住宅確保要配慮者居住支援法人の指定と住宅確保要配慮者居住支援協議会の立ちあげ(2 代弁機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・もともと実施していた不動産会社や関係機関と居住支援に関する勉強会という「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮してつくりあげたインフォーマルな枠組を活用し、居住支援協議会という制度に則った新しい社会資源を開発している「12 社会変革機能」。
- ・居住支援法人という立場で、どの程度バリアフリー化が許されるか不動産会社に直接尋ねることや、使用可能な制度を行政担当者と調整する等、当事者が不利益を被ることがないよう「2 代弁機能」を発揮し、当事者の権利を護る取り組みを実施している。

##### ▶社会福祉協議会が居住支援を実施する意義(1 側面的援助機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能)

- ・手続きの仕方について合理的な配慮が必要な場合や、現在の収入では生活ができないという場合でも、福祉的な課題を持った方が理解・納得できるように支援すること、複合的な課題を抱えた方に利用可能な支援を調整することは正に「1 側面的援助機能」や「3 直接支援機能」が発揮されている。
- ・「安心見守りサービス」という金銭管理と見守り機能を組み合わせた独自事業については、家計簿や収支の確認を行う等、当事者が抱えている課題への対処方法を獲得してもらう「4 教育・指導機能」が発揮されている。

図表4-1-9 菊川市社会福祉協議会における居住支援分野で発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている菊川市社会福祉協議会における居住支援の実践について、以下に記載する。

### 1. 居住支援の始まり(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

制度の狭間の課題や重層的な課題を抱える世帯に対する支援について、菊川市社会福祉協議会だけではなく、様々な分野の方が参画した合議体で多角的に検討を行い、支援を決めていくということを目的に、市内の社会福祉法人や NPO 法人の相談業務に携わる方を集め、2011 年に「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議」を設置した。総合相談を社会福祉協議会で実施するならば、支援は実施するという法人が多かったことも菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議が設置可能となった要因となっている。

この会議の中で、多種多様な地域課題についての問題提起があり、菊川市内の社会福祉法人が、ひきこもり当事者の施設におけるボランティア活動や就労体験の受け入れを実施することにつながる等、菊川市内の社会福祉法人の協力の基、支援体制の構築が行われている。この会議をきっかけに重層的な課題や社会資源開発への取り組みがはじまり、その一環として居住支援に関しても取り組んでいくこととなった。

### 2. 居住支援法人の指定と居住支援協議会の立ちあげ(2 代弁機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

生活困窮者自立支援事業において入居支援等は実施しており、その延長として 2021 年の 4 月に居住支援法人として指定を受けた。居住支援法人の看板がなくとも、社会福祉協議会の看板があればよいのではないかという意見もあったが、不動産会社と連携していく中で「居住支援をする」ことを明確にした方が制度として活用できること等から居住支援法人として指定を受けた。

施策の中で各自治体における居住支援協議会の設置を国から依頼されるようになり、静岡県より菊川市に声がかけられた際、菊川市が居住支援協議会を設置することは難しいが、菊川市社会福祉協議会が居住支援法人として活動をしているので、居住支援協議会の立ちあげを実施してはどうかという話となった。もともと居住支援法人として活動をしている中で、不動産会社や行政の方々と勉強会を複数回実施しており、この枠組を活用し、居住支援協議会へとスムーズに移行することができた。

居住支援協議会は、居住支援法人として居住支援に取り組む中で、居住支援における課題を共有する場という認識がされており、福祉事業者が感じている課題・不動産会社が感じている課題等、それぞれの立場での課題が共有される。不動産会社は商いとして活動をしていることに配慮しつつ、協力しながら菊川市という地域全体としてどのように課題に対応していくべきか検討している。

例えば、不動産会社の方から、精神障がい当事者が入居している場合、見守りについてどこの機関に相談すればよいかと相談があり、ヤマト運輸の「クロネコ見守りサービス」の導入による ICT を活用した見守りを実施したことがある。

また、対人援助的なケースのみならず、障がい当事者が入居する場合、どの程度バリアフリー化するのが許されるのか等、不動産会社に具体的なケースに関する意見を訪ねることもできる。バリアフリー化をする際、活用できる制度の情報が行政の障害福祉担当者から話される等、ケース検討を通じて課題解決することも多く

なっているため、参加している福祉関係者にもメリットがある。

### 3. 社会福祉協議会が居住支援を実施する意義(1 側面的援助機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能)

住宅確保要配慮者には、福祉的な課題を持つとともに、高齢で仕事ができないため家賃の支払いができない等、複合的な要因により生活に困窮している方が多い。そのような方の支援において、インテークの段階から信頼関係を築くことが重要となる。発達障がい当事者からの相談で、合理的な配慮をしないと理解が難しい場合等もあり、社会福祉協議会という福祉の専門機関に配置されたソーシャルワーク専門職である社会福祉士が支援に関わることで、福祉的な課題を持った方が理解・納得し、必要な支援を受けるための手続きを進めることができている。当事者から「住まいの相談がしたい」と相談があった場合でも、総合的に話を伺い、ただ住まいを紹介するのではなく、当事者の様子等からどのような支援が必要か見立てを行い、支援を実施している。

居住場所の確保のためには、家賃や光熱費の支払いが必要となるが、自身での金銭管理が困難で支払いが滞ってしまう方もいる。生活困窮者自立支援制度には家計改善支援事業もあるが、一緒に家計簿をつけて収支を確認したとしても、お金を使ってしまってフードバンクを活用するというケースもある。そこで「安心見守りサービス」という、金銭管理と見守り機能を組み合わせた独自事業を立ちあげた。生活に困窮している方が利用して、このようにやれば家計が回るという成功体験をしてもらうことを目的とした事業。この事業をつくったことで、居住支援法人として見守りを行う際、必要であれば金銭管理を行い支払いが滞らないように支援することができている。最近では、「KAERU」というインターネットを通じてチャージすることができるプリペイドカードを使用し、それを利用した家計支援を行っているケースもある。

一人暮らしの高齢者の中には、亡くなった後親族がいない方やいたとしても迷惑をかけたくない方が一定数いる。その人らしく望まれる葬儀の方法、亡くなり方の支援として、終活サポート・死後事務などどのようにできるのか。仕組みについてはこれから課題だが、活動資金についてはファンドレイジングを活用する等検討している。

機関名	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、4 教育・指導機能、5アウトーチ・保護機能、6仲介機能、8ケア(ケース)マネジメント機能、9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能

## 自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

半田市人口	116,018人(2025年1月末時点)
半田市面積	47.42km <sup>2</sup>
半田市世帯数	53,351世帯(2025年1月末時点)
社協職員数	70名
事業担当者数	20名(内、8名社会福祉士)

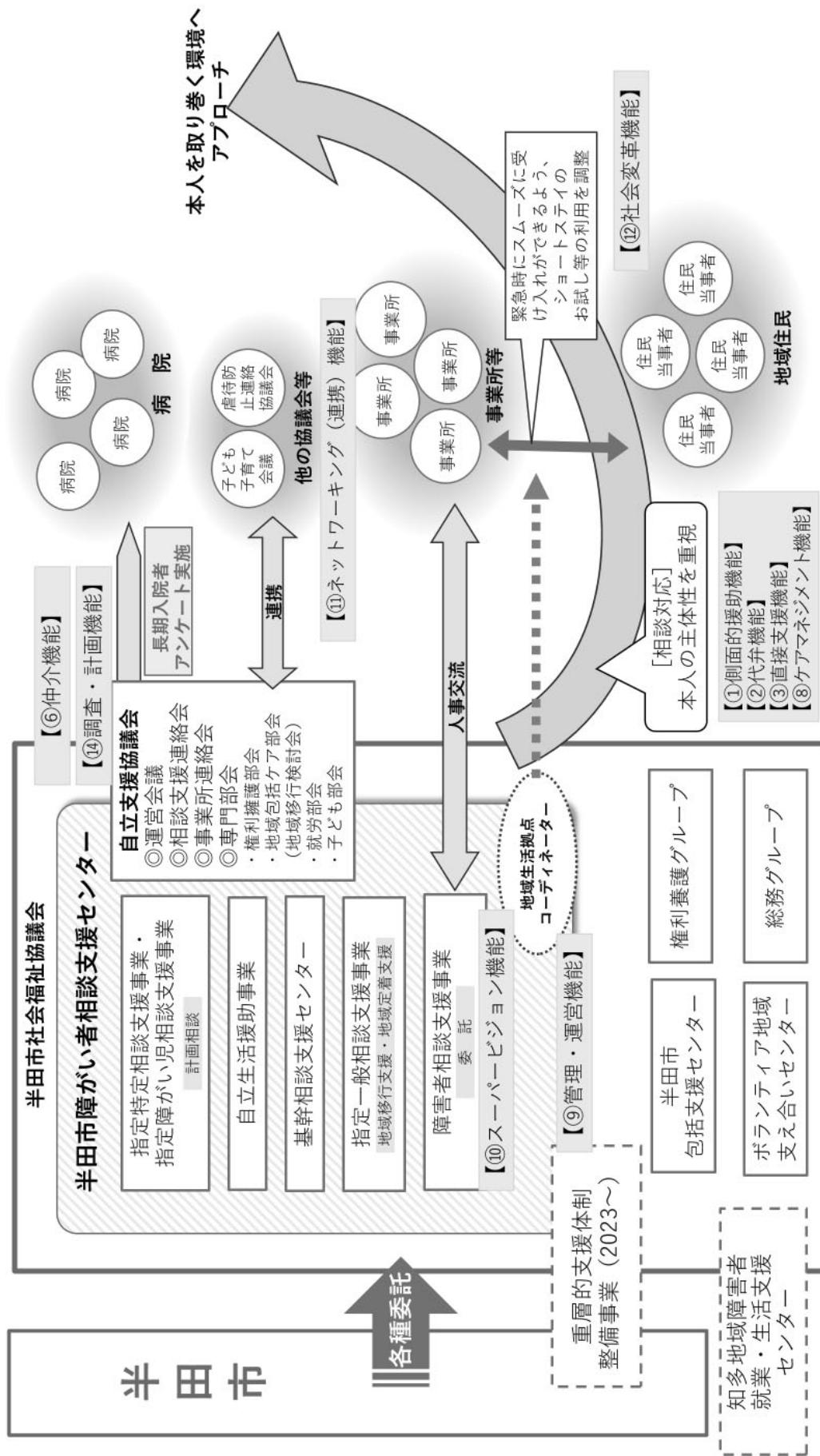
#### 2. 半田市社会福祉協議会における居住支援の活動概要

- ・障がい者相談支援センターへの出向者の受け入れ、相談支援事業者の育成支援
- ・精神科の長期入院患者に関するアンケート調査、実態把握と退院支援・地域生活移行に向けた調整
- ・障がい当事者への地域生活移行への伴走支援と定着支援

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

- ▶半田市の障がい者支援の体制上の工夫(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)
- ・市内の相談支援事業所に入職した職員は、半田市社会福祉協議会が市から受託している障がい者相談支援センター(以下、「センター」)に出向して相談支援やケアマネジメントに従事し、出向期間終了後はセンターに相談があった当該地域のケースを相談支援事業所に引継ぐ取り組みでは「10 スーパービジョン機能」が発揮されている。
  - ・センターが相談支援事業所の職員の課題解決・職員の養成に協力することで、相談支援事業所の円滑な立ち上げと運営支援が行われており、これは社会福祉協議会のミッションである地域福祉の推進に寄与している。障がいのある当事者の地域包括ケアの推進、ケアマネジメントの実施体制の基盤を整備し、地域から信頼される機関づくりにつながっているという点で「9 管理・運営機能」「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」も発揮されているといえる。
- ▶精神科病院の長期入院者への調査について(1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、5アウトーチ・保護機能、6仲介機能、8ケア(ケース)マネジメント機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能)
- ・長期入院者の地域生活移行の推進に向け、精神科病院に長期入院している患者の把握のため、県域内にある4箇所の病院にアンケート調査を実施したこと、当事者への情報提供について、自立支援協議会で話し合い、地域生活移行を説明するパンフレットを作成し、直接病院にアウトーチして説明や情報共有を行う取り組みでは、「1側面的支援機能」「2代弁機能」「3直接支援機能」「5アウトーチ・保護機能」「6仲介機能」「8ケア(ケース)マネジメント機能」「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」「14 調査・計画機能」が発揮されているといえる。
  - ・障がいのある当事者が地域社会の一地域生活者としての権利と機会が保障されるよう、地域社会の各機関や関係者へ働きかける実践では、社会への変革を目指す「12 社会変革機能」が発揮されている。
- ▶自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援(1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、4 教育・指導機能、8ケア(ケース)マネジメント機能)
- ・センターの社会福祉士をはじめとする職員が、障がいのある当事者が自分自身の人生を生きること、そのために「自己選択・自己決定」を重視して支援が実施されていることは、当事者を保護の対象として客体化するのではなく、権利の主体者として捉えて「1側面的援助機能」「2代弁機能」「3直接支援機能」「8ケア(ケース)マネジメント機能」を発揮した支援を行っているといえる。
  - ・当事者が自己選択・自己決定においてやりたいならば背中を押し、それで失敗した時には次の方策を考えるという支援は「1側面的援助機能」「4 教育・指導機能」を発揮しながら、当事者の問題に対処する知識や力の獲得につながっている。

図表4-1-11 半田市障がい者相談支援センターにおいて発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている半田市における障がいのある当事者への支援について、以下に記載する。

### 1. 半田市の障がい者支援の体制上の工夫(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

半田市における障がいのある当事者への支援では、半田市社会福祉協議会が「基幹相談支援センター」「障がい者相談支援事業(委託相談)」「指定特定相談支援事業・指定障がい児相談支援事業(計画相談)」「指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)」「自立生活支援事業」という5つの事業を実施している。

半田市におけるきめ細かな相談支援体制の構築に向け、当事者にとって身近な地域に相談支援事業所を増やすために事業者を回った際、相談支援事業所を新設することは可能だが、相談支援員を雇って数ヶ月は担当ケースもなく、赤字になるという課題が明らかとなった。そこで、相談支援事業所に入職した職員はまず基幹相談支援センターに出向し、センターに相談があった該当地域のケースを担当、出向元の相談支援事業所に戻るときにはセンターから相談ケースを相談支援事業所が引き継ぐ仕組みを実施している。これにより相談支援事業所の職員とセンター職員間の連携がとりやすくなり、ケースの引継ぎやフォローアップがやりやすい体制を3年前から構築している。

なお、出向にかかる経費はセンター側が負担することから、各地域の相談支援事業所における相談支援員を雇って数ヶ月は赤字になることの問題解消にもつながり、今では市内に11か所の相談支援事業所がある。センター側の負担は発生するが、運営母体である社会福祉協議会の「地域福祉の推進」というミッションに基づいて必要性が認められ、現在の体制をとっている。

### 2. 精神科の長期入院者への調査について(1 側面的援助機能、2 代弁機能、3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 介介機能、8 ケア(ケース)マネジメント機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能)

精神科病院に長期入院すると、その人の情報が地域や市役所で把握できず、病院や保健所のみが知っている状況となる。当事者としても、地域の情報を得ることが難しく、入院生活が当たり前になり、退院意欲が減退してしまうことが課題となっていた。

障害者自立支援法、その後の障害者総合支援法が施行され、各市町村が支給決定していくサービスに代わり、入院している半田市民にセンターが情報を届ける必要があった。精神科病院には様々な市町村から患者が集まるが、人数や実態が不明であったため、圏域内にある4箇所の精神科病院にアンケート調査を実施した結果、約140人の半田市民が入院していることが判明した。

精神科病院入院の方にどのように情報を届けるか、自立支援協議会で話し合い、地域生活を説明するパンフレットを作成し、直接病院にアウトリーチして届ける取り組みを行った。センター職員が実際に当事者を訪問することで、当事者が退院後、地域生活へ移行できるか見立ての検討、可能性の探求にもつながっている。

一方で、センター職員が訪問することで、病院側が、当事者が現実と乖離した希望を持つことを危惧することも時にあった。また、地域生活移行を進める過程で、不動産会社や大家等から、精神障がいがあるという理

由で部屋を貸すこと難色を示されること等も当時あり、地域福祉の推進とともに、精神障がい者への理解を地域社会へ深めていく必要があると考え活動している。

### 3. 自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援(1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、4 教育・指導機能、8ケア(ケース)マネジメント機能)

当事者への支援については、当事者が自己自身の人生を生きること、そのために意思決定支援に基づいた「自己選択・自己決定」が重要と考えられている。支援者がパトナリズム的に介入すると、当事者自身の選択ではなく支援者の意向が強まるため、本人が行った活動にもし失敗しても自己自身の意思決定による責任であると感じず、成功したとしても達成感が薄い。

たとえ失敗が分かっていたとしても、当事者が支援付きの意思決定に基づく自己選択・自己決定においてやりたいならば、支援者は背中を押し、否定はしない。当事者がやりたいことを応援し、失敗したときには一緒に受け止め、支援していくことが相談支援専門員に求められると市内の相談支援事業所間のネットワークのなかで意識共有されている。支援を提供するという感覚ではなく、当事者と一緒に相談支援事業所によるケアマネジメントを利用するということを意識することで、当事者と支援者の関係性や支援にも変化が出てきている。

当事者への支援については、当事者への直接的な支援の他、前述したとおり相談支援事業所を増やす取り組みや、精神科病院長期入院者への調査等、環境へのアプローチも必要である。半田市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに取り組んでおり、社会福祉士等のソーシャルワーカーがそれぞれの職場で地域社会や環境にどのようなアクションをしていくのか、ソーシャルワーカーの自他ともに認める役割を地域・社会に位置付けることも重要と考えられている。

機関名	明石市・社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能

## 地域包括支援体制の構築

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

明石市人口	306,402 人(2025 年 1 月末時点)
明石市面積	49.41 km <sup>2</sup>
明石市世帯数	138,676 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	218 名
事業担当者数	84 名(内、22 名社会福祉士)

#### 2. 明石市の包括的支援体制における活動概要

- ・複数の事業の委託を明石市社会福祉協議会が受けることによる一体的な地域包括支援体制の構築
- ・まちなかゾーン会議の実施

#### 3. 社会福祉士の機能が特に期待されているポイント

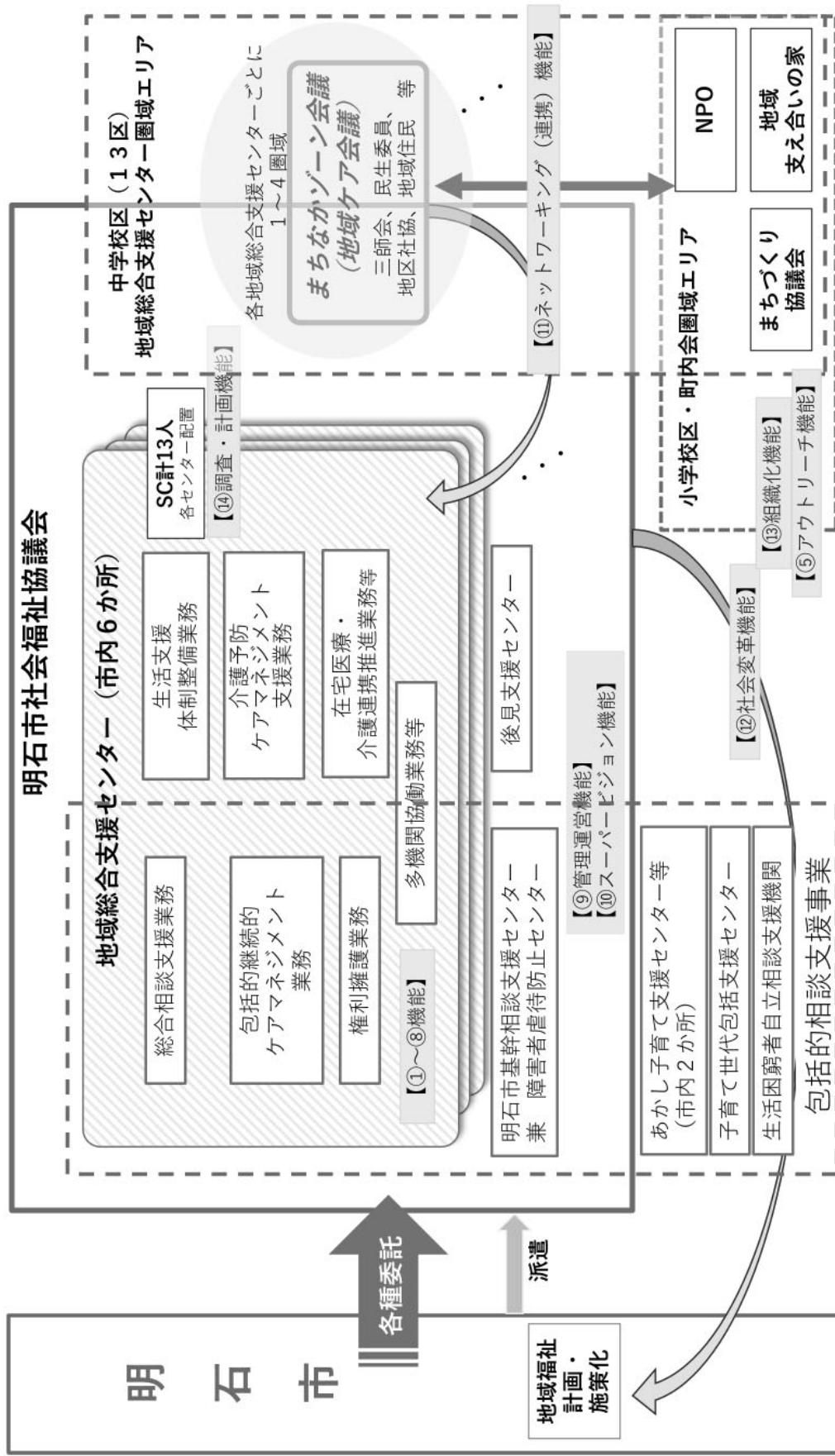
##### ►明石市の地域包括支援体制の構築(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・地域総合支援センター(以下、「センター」)を中心に「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」「後見支援センター」等と相互に連携しながら一体的に支援できる体制が構築されており、明石市社会福祉協議会(以下、「明石市社協」)の社会福祉士が「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮し、相談機関間の連携をとりながら活動していくことが期待されている。
- ・2024 年度からは、生活支援コーディネーターの所属を明石市社協の地域支援課との兼務に変更し、地域づくりをしていくという意識を高めているとのことで、社会福祉士が「9 管理・運営機能」を発揮し、明石市社協の提供するサービスの質の向上や、地域から信頼される組織づくりをしていくことが目指されている。

##### ►社会資源の開発や施策の改善の実施(10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・今後の人材育成として、キャリアラダーの導入が検討されているが、キャリアラダーを活用して「10 スーパービジョン機能」を発揮し、より質が高いサービスを実施することができるよう明石市社協職員の育成が社会福祉士に期待されている。
- ・まちなかゾーン会議という地域資源を活用し、地域課題等について検討して行政に働きかける等の働きかけをしていく「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」の発揮が求められている。
- ・制度の仕組みがない中でも解決していく働きかけや、行政に働きかけて制度・施策を変えていく動きについては、「12 社会変革機能」であり、社会資源の開発や施策の改善を実施していくことが社会福祉士に期待されている。

図表4-1-10 明石市における包括的支援体制において発揮が期待される社会福祉士の機能



※体制は2025年1月時点のもの

## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能の発揮が期待されている明石市における地域包括支援体制の構築について、以下に記載する。

### 1. 明石市の地域包括支援体制(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

2018 年度に新しい地域包括支援体制を構築することを目的として、市内 6箇所にセンターが設置され、明石市社協が委託を受けて運営をしている。明石市には 13 の中学校区があるが、センターを公共施設内に設置する観点から、市内 6 箇所に設置となった。センターの他、「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」「後見支援センター」も明石市社協に設置されており、相互に連携しながら一体的に支援できる体制を構築している。

センターには生活支援コーディネーターが配置されているが、元々は明石市社協が独自に地区担当員を配置していた。センターの立ちあげ時に地区担当員から生活支援コーディネーターに移行し、13 の中学校区に 1 名ずつ配置している。生活支援コーディネーターは生活支援体制整備事業を担当しているが、2024 年度からは、明石市社協職員として地域づくりをしていくことが必要であり、その1つ生活支援体制整備事業であるという意識を高めるために、センターに生活支援コーディネーターの席を残しつつ、所属を明石市社協の地域支援課との兼務に変更している。

図表4-1-11 明石市の地域総合支援センターについて

### 地域総合支援センター

高齢者・障がい者・子どもの総合相談窓口として、次のような事業を行っています。

- 要支援の認定を受けた人の予防プランの作成
- 介護保険の申請代行や介護保険制度の相談
- 保健、医療、福祉に関する相談
- 地域で支え合う仕組みづくりの支援 など

**市内 6か所**

⑤うおづみ総合支援センター  
電話 948-5081  
FAX 948-5082  
(魚住市民センター2階)

①おくぼ総合支援センター  
電話 934-8986  
FAX 934-8987  
(夜間休日応急診療所2階)

③にしあかし総合支援センター  
電話 924-9113  
FAX 925-2799  
(市立総合福祉センター1階)

②きんじょう・きぬがわ  
総合支援センター  
電話 915-2631  
FAX 915-2632  
(明石市役所北庁舎(旧保健センター)1階)

⑥ふたみ総合支援センター  
電話 945-3170  
FAX 945-3171  
(ふれあいプラザあかし西1階)

①あさぎり・おくら  
総合支援センター  
電話 915-0091  
FAX 915-0092  
(あさぎり福祉センター内)

こんな悩みがあればお住まいの地域の  
センターまでご連絡ください。

●高齢者のひとり暮らし ●ひきこもり  
●成年後見 ●認知症 ●虐待

出典:「明石市社会福祉協議会のごあんない(令和6年(2024年)4月発行)」より抜粋

## **2. 地域包括支援体制の構築において社会福祉士に期待していること(10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)**

明石市の体制として、センターには地域包括支援センターの 3 職種である看護師または保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーに加え生活支援コーディネーターを配置している。相談者が利用できる制度や仕組みがあれば 3 職種がそこにつなげ、そうでなければ生活支援コーディネーターが地域のボランティア・関係団体等との協力等、制度の仕組みがない中でも解決していく働きかけや、行政に働きかけて制度・施策を変えていく動きが期待されている。

また、13 中学校区にまちなかゾーン会議という三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)や民生委員・児童委員、介護事業所、地域のボランティア等が参加している会議体があり、センターが事務局を担っている。現在は、三師会の方が中心となりフレイル予防の活動に熱心に取り組む地区や、ウォークラリー等のイベントに取り組む地区等、地区によって活動が異なる。

まちなかゾーン会議については、センターが事務局を担っており、地域の困りごとについて検討・解決しなければならない際、主体的に働きかけることができるため、地域課題等について検討して行政に働きかけることが考えている。

明石市社協での今後の人材育成として、キャリアラダーを導入することを検討している。相談援助職の業績評価は難しいところがあるが、個人のスキル・コミュニケーション能力を上げることを明確にするとともに、目標を可視化することで職員のモチベーションを高め、自分自身の強みや弱みの理解につなげることを目指す。

明石市として、地域包括支援体制の一定の仕組みづくりは、センターを中心に実施できていると考えられており、センターの体制・環境の整備を一層促進するとともに、職員の育成を進めることで、地域包括支援体制の構築を目指していくことを考えている。

すでに発揮されているセンターにおける相談対応に必要なスキルに加え、地域づくりや組織づくりといったメゾン・マクロ的な部分についても社会福祉士が福祉専門職としての機能を発揮し、明石市において活躍することを期待している。

機関名	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	1 側面的援助機能、3 直接支援機能、6 仲介機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能

## 住民が住民らしく活躍するひきこもり支援

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

総社市人口	69,595 人(2025 年 1 月末時点)
総社市面積	211.9 km <sup>2</sup>
総社市世帯数	29,981 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	58 名
事業担当者数	相談員 2 名、センター長 1 名、事務員 1 名(内、社会福祉士 3 名)

#### 2. 総社市ひきこもり支援センター『ワンタッチ』の活動概要

- ・専門相談員による訪問・電話・メールでの相談対応
- ・ひきこもりサポーターの養成・活動支援・組織化
- ・家族会の立ち上げ・活動支援
- ・居場所「ほっとタッチ」、「ほっとタッチばえむ」の開設・運営
- ・ひきこもり支援等検討委員会の運営

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

##### ▶ひきこもり支援等検討委員会による取り組み(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・ひきこもりという状況への対応を行っていくため、地域の行政・住民・NPO 等と相互に連携・協働していく仕組みをつくったことは「12 社会変革機能」が発揮されている。
- ・民生委員・児童委員・社協が地域住民に委嘱した福祉委員にひきこもりに関する研修会に参加いただく等、地域の力と専門職の力を組み合わせていく総合的な展開、「11 ネットワーキング(連携)機能」が発揮されている。

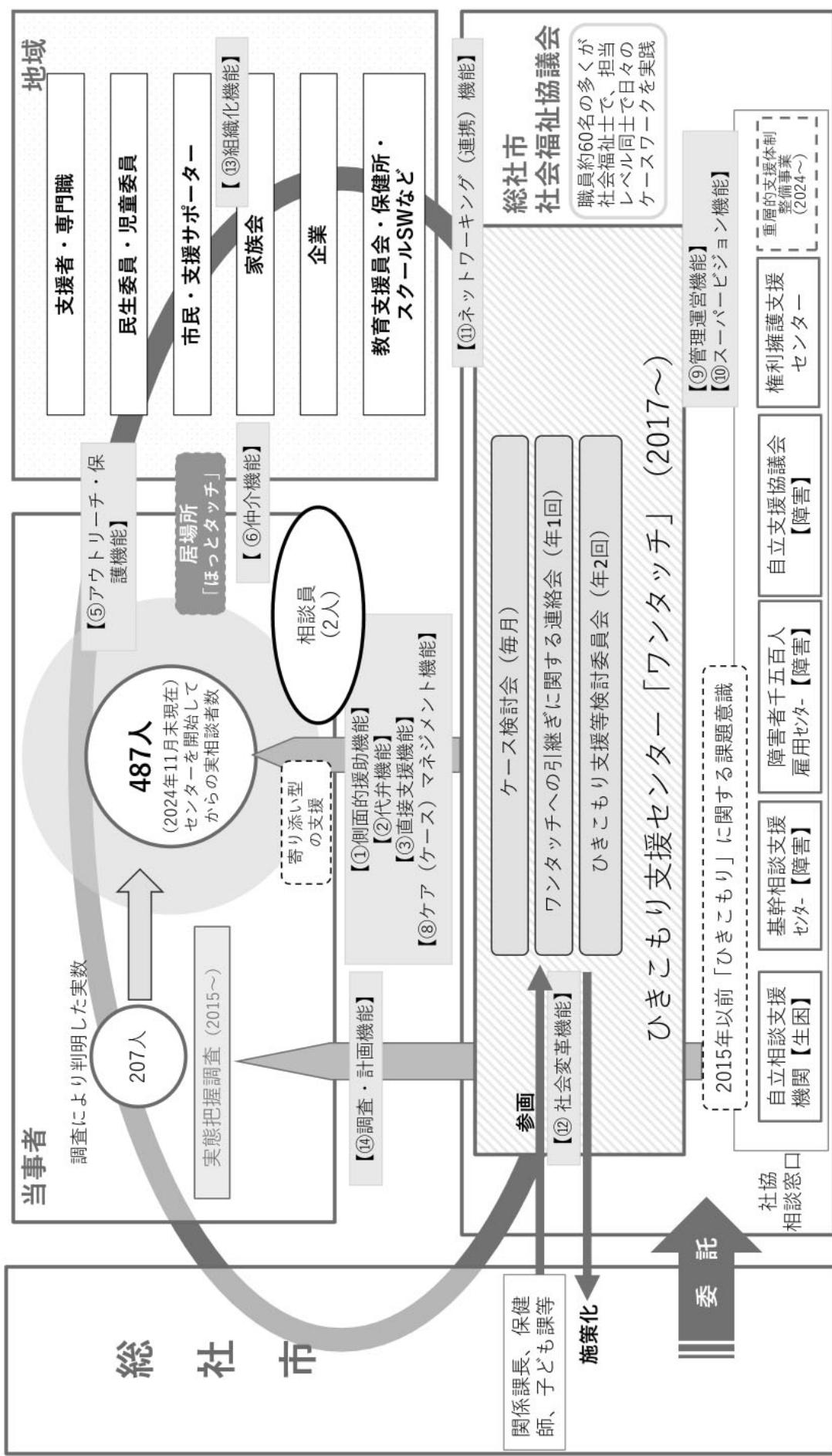
##### ▶地域の関係機関と連携した当事者への支援(1 側面的援助機能、3 直接支援機能、6 仲介機能)

- ・当事者と社会資源をつなげることについては、「6 仲介機能」の発揮であり、ひきこもりという状況を地域生活課題として捉えて、誰もが住みやすい地域をつくっていくことを考えて活動が行われている。
- ・社会参加につながった後でも、数ヶ月に 1 度は電話で様子を伺う等、「1 側面的援助機能」「3 直接支援機能」を発揮しながら継続的に支援を行っている。

##### ▶サポーター養成や講座を通じた住民へのアプローチ(13 組織化機能)

- ・ひきこもりという状況を知っていただく機会として、「ひきこもりサポーター」の養成講座や約 30 分のミニ出前講座を開催する等、「13 組織化機能」を発揮し、地域住民が主体となって活動できる下地づくりを実施している。

図表 4-1-12 総社市ひきこもり支援センター「ワンタッチ」において発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている総社市ひきこもり支援センター『ワンタッチ』(以下、「ワンタッチ」)の社会福祉士による取り組みについて、以下に記載する。

### 1. ひきこもり支援等検討委員会による取り組み(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能)

もともと生活困窮者自立支援事業でひきこもり相談を受けていたが、ひきこもりの相談件数が増加した。これは個別の課題ではなく、地域の課題ではないかという視点が生まれ、ひきこもりという状況、課題にどう対応していくか検討するため、2015 年に行政や民生委員の方、NPO 団体、学識を含めた「ひきこもり支援等検討委員会」を立ちあげた。

その中で、地域にどれだけのニーズがあるのか、どういったひきこもり状態の人が総社市にいるのか、そこを調査しなければ総社市を巻き込んで事業は展開できないため、社会福祉協議会として培ってきた地域とのつながりを活かし、民生委員・児童委員、福祉委員の方にまずはひきこもりとはどのような状態であるか、個人の問題ではなく、社会全体の課題であることを知つていただく勉強会・懇談会を実施した。その上で、民生委員・児童委員、福祉委員の方に匿名で担当地域において把握しているひきこもりの状況調査をしたところ、少なくとも 207 人のひきこもりの状況にある人がいることが分かった。総社市にひきこもりは地域生活課題であることを伝えるのに十分なインパクトのある数字であった。この調査活動が「ワンタッチ」立ちあげにつながった。

また、ひきこもり支援等検討委員会は、市の担当部・課長が参加しているため、ひきこもりサミット等を開催した際も、早いスピードで意思決定がなされた。総社市社会福祉協議会(以下、「総社市社協」)は市庁舎と同じ敷地内にあり、内線でもつながっているので、何かあればすぐに会うことができ、常に協力しながら事業を実施している。この委員会があるため、社協だけで検討するのではなく、各関係機関の方と協議しながら事業内容の精査が可能となっている。

### 2. 地域の関係機関と連携した当事者への支援

2017 年度に「ワンタッチ」を立ちあげてから 2024 年 11 月末までの実相談は 487 人。当初の調査の倍くらいひきこもりの状況にある方がいたことが分かった。匿名なので正確な数は不明だが、当初調査の 207 人の中の 23 名が相談につながっている。実相談の内訳としては、当事者と会えている・家族のみ・地域住民等からの相談がそれぞれ 160 件程度である。

当初の支援目標としては、ひきこもり当事者が地域で生活していく中で、就労に限らずボランティアや居場所に参加する等の社会参加につながることや、当事者が地域で暮らしやすい生活ができる等の多様な形での社会参加を目標にしていた。社会参加は目標ではあるが、当事者が今は望まないということであれば、その気持ちに寄り添いながら、その気になったタイミングで支援を行っている。

他団体との連携として、ケース検討会という名称で、総社市の保健師と岡山県の保健所の保健師と毎月ケース検討を実施している。保健の立場と福祉の立場で意見交換を行い、ケース検討会後から連携を行い支援にあたることもある。ケース検討会を実施することで、保健師と顔が見える関係ができ、連携のしやすさにつながっている。

数としては多くはないが、市内の高校に通っている不登校の生徒がいる場合はケースとして対応し、学校と

協力しながら不登校の生徒の支援も実施している。

地域での居場所支援も実施しており、基本的には 9 時 30 分～11 時 30 分、15 時～17 時に開所しているが、参加者の年齢層は 30～50 代となっている。そのため、10～20 代の若者が集まりやすいよう、夜の居場所を NPO の協力で提供している。

### 3. サポーター養成や講座を通じた住民へのアプローチ

市民を対象とした「ひきこもりサポーター」の養成講座を実施している他、希望されるところに出向いて約 30 分のミニ出前講座を開催する等、より多くの方にひきこもりについて知っていただく機会を設けている。

ひきこもりサポーターは、ひきこもりに対する理解を深めていただき、当事者・家族の支え手、地域での見守り役として、住民が住民らしく主体的に活躍できるということをコンセプトとしている。ひきこもりサポーターの活動については、基本的に個別訪問や相談を実施することはない。ひきこもりサポーター各自の得意なことと当事者の趣向を踏まえ、相談員を含めた 3 者で釣りやプラモデルの制作等のイベントに参加する支援を実施することもある。また、居場所「ほっとタッチ」「ほっとタッチぼえむ」の運営協力や、「ほっとタッチ」の目の前にある畠の世話を中心となってやっていただき、当事者も参加しながら共に活動できるという仕組みがある。

また、当事者家族の家族会があり、13 家族が参加している。毎月開催している定例会で、同じ家族の立場として話をするだけではなく、年 1 回以上は講演会を開催し、今後、家族会としてどういった活動ができるかということも話し合っている。

総社市社協は組織内の多くの職員が社会福祉士を取得している。社会福祉士というソーシャルワーク専門職としての共通のベースがあるため、職員同士の意思疎通がしやすく、地域全体を考えた取り組みを総社市社協として取り組めるという強みを活かした活動を行っている。

機関名	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能、14 調査・計画機能

## 地域づくりと担い手の育成

### I. 概要

#### 1. 地域および組織の概要

日向市人口	57,766 人(2025 年 1 月末時点)
日向市面積	33,689km <sup>2</sup>
日向市世帯数	29,100 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	86 名
事業担当者数	3 名(内、2 名社会福祉士)※重層的支援体制整備事業の担当者

#### 2. 日向市社会福祉協議会の地域づくりに関する活動概要

- ・日向市社会福祉協議会全体で取り組む地域福祉コーディネーター活動
- ・地域づくりの担い手を育成する福祉教育の実施

#### 3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

##### ▶日向市の地域づくりの状況(12 社会変革機能、13 組織化機能)

- ・各自治会に地域課題を我が事として捉えてもらうことを1つの目的として「地域福祉部」を設置する働きかけを行うことや、1つの圏域に対し、地域福祉課・生活福祉課・総務課それぞれの職員から1名以上、地域福祉コーディネーターとしてチームを組み、地域づくり事業を担う体制を構築する等、各自治会の体制整備を支援していることは「12 社会変革機能」「13 組織化機能」が発揮されている。

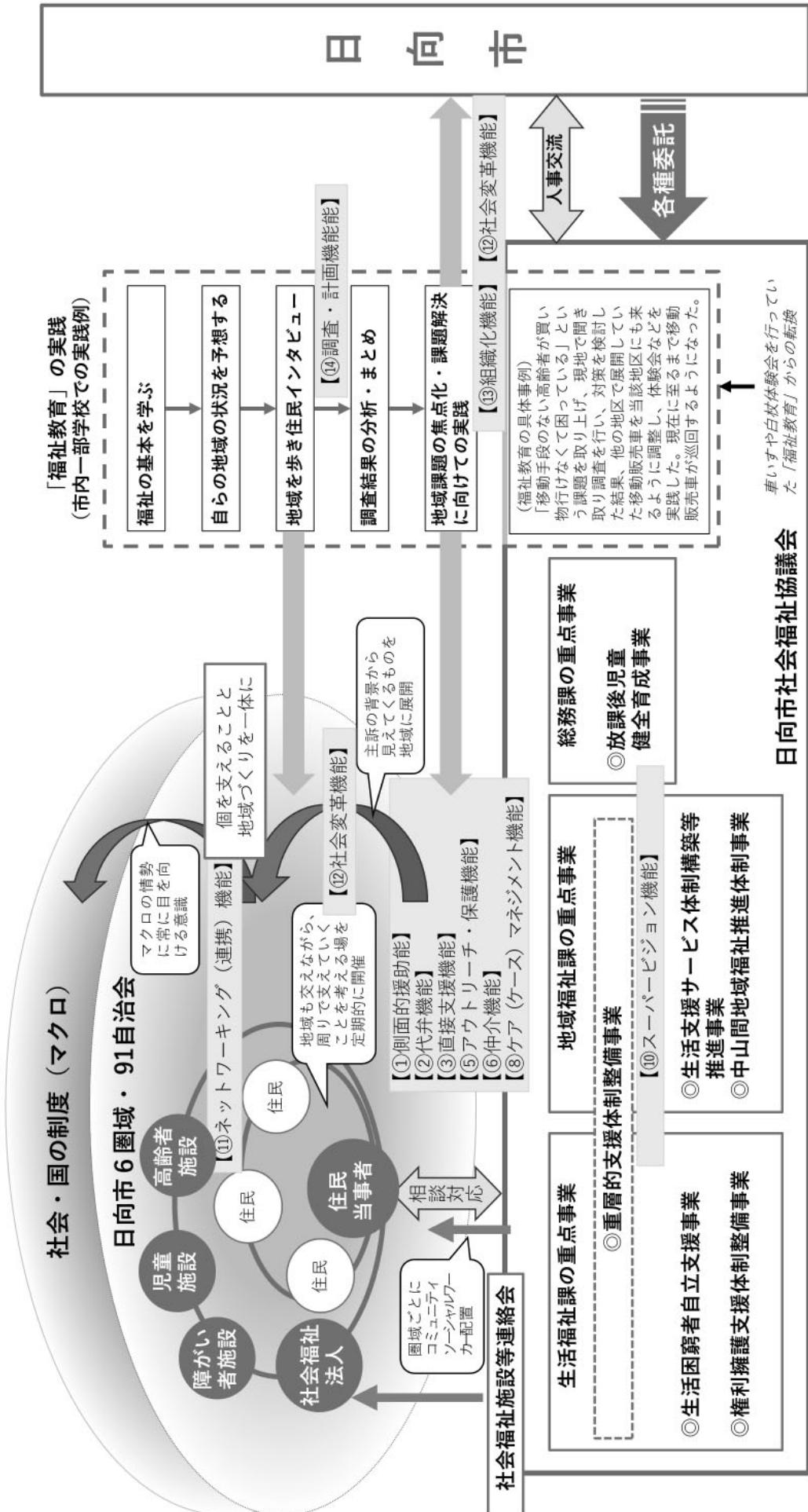
##### ▶日向市社会福祉協議会全体で実施される重層的支援体制整備事業の取り組み(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・サイボウズを活用して各圏域の活動が職員全体で共有されていることや、社会福祉士が実施している活動にどのような意味があるのか見える化し、「10 スーパービジョン機能」を発揮しながら個人の支援だけではなく、その個人を通して地域づくりや地域への働きかけにつながること等も伝えて職員の成長を図る等、「9 管理・運営機能」を発揮した組織づくりが実施されている。
- ・日向市との職員交流や、社会福祉施設等連絡会における重層的支援体制整備事業(以下、「重層事業」)に関する説明等、「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮した地域資源を活かす試みが行われている。

##### ▶地域づくりの担い手を育成する福祉教育の取り組み(12 社会変革機能、13 組織化機能、14 調査・計画機能)

- ・福祉教育を通じて子どもたちに地域づくりの担い手になってもらう取り組みは「13 組織化機能」を発揮し、地域住民が主体となった問題解決の下地づくりにもなっている。また、子どもたちが地域で聞き取り調査を行う支援が「14 調査・計画機能」を発揮しながら行われている。福祉教育が車椅子体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験等から変化した要因として、学校関係者に新しい福祉教育の必要性を提案し続けた成果があり、「12 社会変革機能」が発揮され、地道な取り組みが新しい地域資源や担い手の育成につながっている。

図表 4-1-13 日向市社会福祉協議会における各種相談事業や福祉教育で発揮される社会福祉士の機能



## II. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている日向市社会福祉協議会(以下、「日向市社協」)の地域づくりについて、以下に記載する。

### 1. 日向市の地域づくりの状況(12 社会変革機能、13 組織化機能)

日向市では、日常生活圏域の設定を6圏域、中学校区単位としており、自治会は 91 箇所ある。各自治会は内部に総務部・女性部・文化部・体育部などを設置しているが、日向市では、地域に住む住民が主体的に地域課題を我が事として捉えてもらうこともひとつの目的として「地域福祉部」を設置する働きかけを実施しており、現在は 47 自治会に設置がされている。各自治会の地域福祉部活動は多種多様で、地域の困りごとを調査して課題を解決するような自治会もあれば、地域福祉部から名称を防災福祉部に変更し、定期的に避難訓練をしている自治会など、各地区の状況に合わせた活動が行われている。

各地区の地域づくりにおいて欠かせないのが地域福祉コーディネーターの存在であり、日向市社協では地域での活動を支え、地域福祉を推進するため、圏域ごとに地域福祉コーディネーターを配置しており、1つの圏域に対し、地域福祉課・生活福祉課・総務課それぞれの職員から 1 名以上、地域福祉コーディネーターとしてチームを組み、地域づくり事業を担う体制をとっている。各圏域にリーダーとなる職員がおり、その下に 2~3 人の地域福祉コーディネーターがいるため、所属する課の強みを生かし、各課のできることを持ち合わせて日向市社協全体で活動することができる。

### 2. 日向市社会福祉協議会全体で実施される重層的支援体制整備事業の取り組み(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

重層事業は日向市社協に委託されており、主担当としては、2.5 人が配置され、多機関協働支援事業(アウトリーチ含む)と参加支援(居場所づくり)、地域づくり(担い手育成含む)の業務を実施している。また日向市社協は生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所も市から委託を受けており、重層事業での支援対象者と重複することから一体的に捉えることを意識し、日向市社協が実施するその他の事業(地域福祉課所管の生活支援コーディネーター等)に繋ぎ、連携することで、多機関協働支援(個別支援)から参加支援・地域づくりが展開されている。

また、前述したとおり日向市社協の全ての職員は地域福祉コーディネーターと位置づけしており、コーディネーターは、毎月必ず「自治会の区長会」「民生委員・児童委員の定例会」へ顔を出し、地域の関係者と顔の見える関係性を築きながら圏域ごとに悩み事の把握に努め、時には日向市社協側から地域に対し座談会等を開催し、個別課題や地域生活課題を伝えるなど、コミュニティソーシャルワークの展開も意識している。圏域での関わりについては、サイボウズを活用して職員全体で共有されており、この圏域では今度このような活動をする等が分かるようになっている。情報交換をしながら、活動が進んでいる圏域からアドバイスをもらう等、日向市社協全体として取り組んでいる。

地域福祉コーディネーターは、社会福祉士の資格がある方もない方も活動をしているが、社会福祉士が社会福祉士ではない職員に対し、個別支援やアウトリーチ等、実施していることがどのような活動につながっているのか、見える化する役割も担っている。圏域から個別の相談が上がってきたときには、相談者を支えるためにどのような動きができるかという視点を社会福祉士として発揮しながら、社会福祉士ではない職員に対して

はソーシャルワークからコミュニティソーシャルワークを意識するように、同じような課題を持った人が地域に他にいないか、どう支えていったらよいのかということも共有し、共に地域にアプローチをしている。

その他、職員交流で日向市と日向市社協でお互いに職員を出向させ、ともに重層事業の担当として地域づくりに関わっていることや、社会福祉施設等連絡会の事務局を担う中で、各施設に重層事業で施設が地域づくりや参加支援の場になりえるという話をする等、地域資源を活かす試みも実施している。

### 3. 地域づくりの担い手を育成する福祉教育の取り組み(12 社会変革機能、13 組織化機能、14 調査計画機能)

日向市社協では、地域づくりにつながっていく仕組みとして、福祉教育にも力を入れており、「社協」「学校」「児童」「地域」「家庭」が相互につながり合う“地域を基盤とした福祉教育”的展開を目指し、市内のほとんどの小中高等学校で福祉教育を実施している。

中には年間約 30 単元の時間を福祉教育に使用し、福祉を学んだ子どもたちが自分たちの暮らしている地域に出向いて、インタビュー等の調査を行い、調査した結果から解決したい地域課題を1つ決めて、子どもたちが主体となり解決に向けた実践を行う地域貢献学習(サービスラーニング)を取り入れた活動を行っている学校もある。

ある小学校では、実際に聞き取り調査を行い、移動手段のない高齢者が多く住む地域であることが判明し、移動販売車が来てくれる様に働きかけてはどうかというアイディアが出てきた。移動販売の体験会ができるかということで、子どもたちが移動販売を運営する会社に掛け合った結果、来てくれることが決まり、子どもたちがチラシを作成して配った結果、当日は大盛況で、想像以上に移動販売へのニーズが地域にあったことに地域の方も始めて気がついた。その後、週に一度移動販売車が巡回するようになり、地域の新しい仕組みとして根付く等、単なる福祉教育の実践にとどまらず、子どもたちの実践が新たな住民相互の支え合いの仕組みとして地域に定着するなど、学校と地域が相互に学び合うことのできるプログラムとなっている。このような福祉教育の取り組みは、子どもに地域を担っていく1人という自覚が芽生えることや、様々な関係機関・関係者と出会うことで社会勉強にもなっている。

高校でも福祉教育が行われており、災害時に子どものいる世帯でも安全に避難できるようにすることを活動目的として、日向市担当課へ子どもの避難について実態調査を行った。その中で、日向市には「子ども用おむつの備蓄がない」という実態が明らかになり、思いがけない地域課題が見つかったことで活動内容を市内の放課後児童クラブにおむつ回収箱を設置することに変更した。試験的に設置したところ、1か月で 306 枚のおむつを回収。継続した活動を見据え、市担当課との協議を重ね、現在では回収したおむつを市担当課へ寄贈し、災害備蓄や生活困窮世帯のつなぎ支援として活用するなど日向市の新たな仕組みとして定着している。

日向市の福祉教育では、自分事になりにくいことや「できない」こと、生活のしづらさを伝えることはできるが、「できる」ことを伝えづらいことから、車椅子体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験等の体験学習を行っていない。“地域を基盤とした福祉教育”で地域、学校、児童生徒が相互に得られる学びや効果についての説明と、福祉教育プログラムの提案を1校1校丁寧に行ってきた結果が、現在の取り組みにつながっている。



## 第5章 成果と今後の課題

---

## 第5章 成果と今後の課題

### 1. 今年度事業の成果

ここでは、本事業の活動ごとの成果について振り返っておきたい。まず、福祉事務所ヒアリング調査である。令和5年度本会事業では、調査回答の得られた福祉事務所の約75%において、「社会福祉士が充足していない」と考えられていることが確認できたが、本事業では、社会福祉士のみならず、社会福祉主事がどのような機能や役割を担っているのかを確認するために、社会福祉士が配置されている10か所の福祉事務所を対象におこなっている。まず、業務上における現業員・査察指導員の役割については、社会福祉主事用資格による役割の違いは明確には確認することができなかった。一方で、違いの「ある」「ない」の回答にかかわらず、以下のような社会福祉士の役割・機能を社会福祉士が発揮していることを確認することができた。①他の部署及び機関との連絡調整、②制度の理解、③社会資源開発、④自立支援、⑤スーパービジョン、⑥緊急性の判断。これらはまさに社会福祉士の役割・機能の特徴を示しているといえるだろう。

また、社会福祉士等の業務内容を確認したところ、社会福祉士等の配置状況や役割が福祉事務所によって様々であることがわかった。従って、今後更なる調査を行う場合には、自治体の規模や地域性、福祉事務所の組織体制等を把握しながら調査を進める必要があると思われる。他方で、複数の福祉事務所に共通する事柄としては、社会福祉士等には、地域福祉の充実等、メゾ・マクロ領域に対する期待がもたらされているという点が示された。

次に、社会福祉協議会への量的調査についてである。回答いただいた社会福祉協議会に限ってのことではあるが、社会福祉士の採用は、市区町村・指定都市では約65%が毎年または年度によって行われており、都道府県では、約40%が毎年または年度によって実施されていることが確認できた。また社会福祉士を対象とした採用を実施していない理由についても、市区町村では、「採用したいが、資格所持者の応募がないため」と答えた割合が最も多く約48%を占めている。都道府県においても、「入職後に資格取得の働きかけをしているため」との回答が最も多く(約44%)、次いで、「採用したいが、資格所持者の応募がないため」が約33%を占めた。

雇用の状況についても、非正規職員における社会福祉士の割合は1割に満たなかったものの、市区町村・指定都市では正職員の約30%が、都道府県では正職員の約47%が社会福祉士であった。

資格取得の支援または資格手当の支給については、区町村・指定都市では約60%が、都道府県社協では約78%が様々な形態で実施していることがわかった。

相談事業・権利擁護ネットワークの構築等における社会福祉士の必要性については、市区町村・指定都市社協、都道府県社協も約85%が必要との回答が得られた。

社会福祉士に期待する機能としては、市町村ではネットワーキング機能やアウトリーチ・保護機能等が、都道府県ではネットワーキング機能やスーパービジョン機能等がそれぞれ期待されており、メゾ・マクロレベルの機能に対する社会福祉士に対する期待を確認することができた。

以上のことから多くの社会福祉協議会では、社会福祉士の必要性が認識されており、それが資格取得支援や手当の実施などに繋がっているのではないかと考えられる。それは裏を返せば、必要であると認識されつとも、採用時において、社会福祉士の確保が難しい現状があることを浮き彫りにしている。本調査においても、社会福祉士のメゾ・マクロレベルの機能に対する期待が寄せられていることが確認できる。

最後にヒアリングに基づく事例集の作成についてである。分野を横断した形で、社会福祉士の機能に着目した先駆的な調査を行うことができた。社会福祉士の活躍の場は、社会福祉の分野に留まらず拡張していくことが改めて示された。ヒアリング対象には、これまでその発揮が難しいとされてきた領域、例えば、メゾ領域における社会資源の開発・発掘・創出を念頭に置いた実践やマクロ領域における社会変革機能を中心据えた実

践も確認することができた。

以上のことから、本事業においては、社会福祉士の必要性やその分野のひろがりがみられる一方で、その確保が十分とは言えない状況があることが示されたといえる。さらには、メゾ・マクロ領域への期待にあるように地域づくりの中心的役割が求められていることが確認できた。

このような地域における社会福祉士が活動している主な活動領域と職種、所属する機関、どのような活動を行っているか、具体的な例示と図式化を試みたものが、図表5-1-1および図表5-1-2である。地域福祉・地域共生に関する領域をはじめ、高齢関係、障害関係、所得保障・生活困窮者支援関係、児童・家庭関係、医療関係、災害関係、司法関係、権利擁護関係、雇用・就労関係、居住関係、多文化共生関係、学校・教育関係、自殺対策関係、依存症関係、農福連携関係、女性相談・DV関係等、現在社会福祉士が活動する領域は、福祉隣接領域にも大きく広がっている。なお本図はあくまで例示であり、さらなる活動領域・職種の広がりが見込まれるものである。

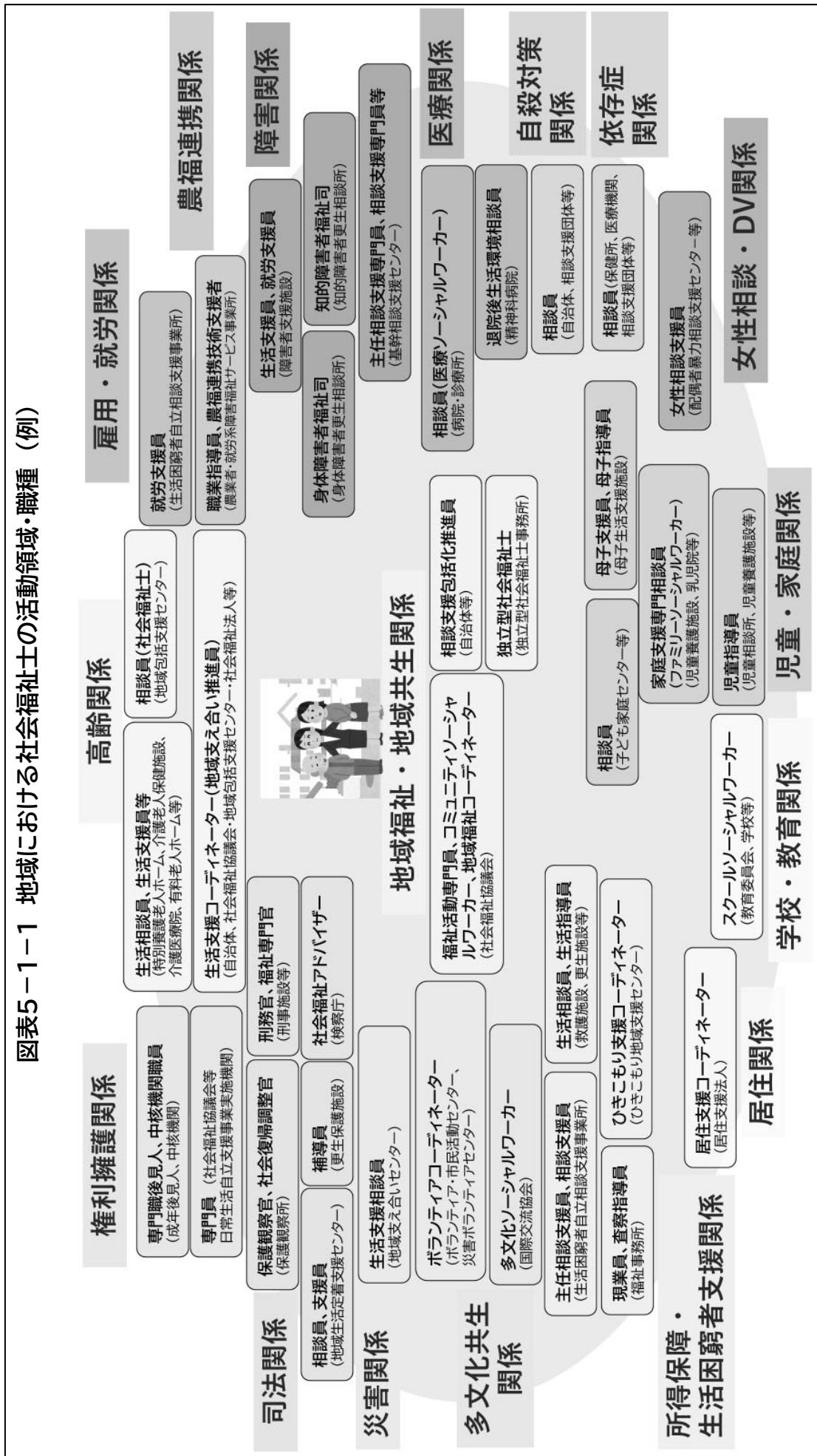
## 2. 今後の課題について

本事業では、社会福祉士の必要性について、分野のみならず、人口や地域性、組織体制等によって一定のばらつきがあることが示された。そのような状況下において、社会福祉士の必要数を推計するためには、これらの点を加味したうえで、改めて検討していく必要があり、これをどのように整理し進めていくのかについては今後の課題として残るだろう。

また新カリキュラムにおいて、地域包括ケアや地域共生社会の実現に向けた項目が導入されているが、まさにメゾ・マクロ領域の実践が社会福祉士に求められていることが確認された。即ちそれは、これらの要請に対し、教育機関や専門職団体がどのように応えていけばよいのかという問い合わせ直結する問題となる。

併せて、本事業を通して確認できたように、社会福祉士が求められている領域は多分野に拡大している。日本におけるソーシャルワークは、医療を除けば、主として社会福祉分野の中で展開されてきた歴史がある。その意味において、現代社会においては、まさに、ソーシャルウェルフェアワークからソーシャルワークへの展開が求められていることになる。このような多分野における社会福祉士の養成や育成の方途についても、私たちに突き付けられた課題といえよう。

図表5－1－1 地域における社会福祉士の活動領域・職種（例）



図表5-1-2 地域における社会福祉士の活動領域・職種（例）

社会福祉士が活動している主な活動領域と職種、所属する機関と、どのような活動を行っているか例示しています。

<b>高齢関係</b> 介護老人保健施設等で相談・援助を行う生活相談員、地域包括支援センターで総合相談支援業務や権利擁護業務を担う相談員等として活動しています。	<b>地域福祉・地域共生関係</b> 住民が主体となり、誰もが安心してくらせる地域づくりの取り組みを支援する社会福利協議会の専門員、複合的な課題を抱える世帯全体のネットワーク化を推進する相談支援員などとして活動しています。	<b>障害関係</b> 障害者福祉施設等で活動支援、相談対応を行う生活相談員や、相談対応、地域の事業所への助言・指導、人材育成、連携強化等を担う相談支援専門員等として活動しています。
<b>権利擁護関係</b> 判断能力が不十分になつた方の生活や財産を守り、本人の意思を尊重する専門職後見人、地域の権利擁護支援に向けた相談・チーム支援を担う相談員等として活動しています。	<b>所得・保障・生活困窮者支援関係</b> 保護等が必要な人に、福祉事務所等で面接や調査を行い、援助方針を策定、援助活動を行うケースワーカーや、自立生活困難者自立相談支援事業所等で相談に対応し、自立に向けた支援を担う相談支援員等として活動しています。	<b>雇用・就労関係</b> 障害者福祉施設の利用者等に、求職活動の支援や企業等と調整し職場開拓を行う就労支援員として活動しています。
<b>司法関係</b> 司法的な支援を必要とする犯罪を犯した人等の社会復帰を、刑務所内で支援する刑務官や、関係機関と連携し地域生活への定着を支援する相談員等として活動しています。	<b>災害関係</b> 被災者の生活再建に向け、見守りや日常生活上の相談に応じ、関係機関につなぐとともに、住民同士の交流の促進などを担う生活支援相談員等として活動しています。	<b>児童・家庭関係</b> 養育上の支援を必要とする子どもの児童養護施設における育成、生活指導を担う児童指導員や、児童相談所・子ども家庭センター等で相談対応を行う相談員等として活動しています。
<b>医療関係</b> 病院等の保健医療機関等において患者や家族の相談にのり、福祉の立場から課題の解決、調整。社会復帰を支援する医療ソーシャルワーカーとして活動しています。	<b>学校・教育関係</b> 学校等で、課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒の環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し課題解決を図るスクールソーシャルワーカーとして活動しています。	<b>自殺対策関係</b> 自殺のリスクが高い方に、自治体や相談機関等で相談に応じ、伴走型支援を担う相談員として活動しています。
<b>多文化共生関係</b> 外国人が自国との文化と異なる環境で生活することである心理的・社会的問題に、ソーシャルワーカーの専門性を活かして相談対応を行う多文化ソーシャルワーカーとして活動しています。	<b>農福連携関係</b> 農業者と障がい福祉サービス事業所等をつなぎ、障害者就労機会や農業の相い手確保のための調整を担う農福連携コーディネーター等として活動しています。	<b>依存症関係</b> 保健所、専門医療機関等で、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等依存症に関する相談に応じ、必要な援助を行う女性相談員等として活動しています。
<b>女性相談・DV関係</b> 困難な問題を抱える女性の発見に努め、相談に応じ、必要な援助を行う女性相談員等として活動しています。		<b>居住関係</b> 住宅の確保が困難な方の相談に応じ、関係者と連携し、適切な住宅への居住をサポートする居住支援コーディネーター等として活動しています。



## 資料編

---

## 《福祉事務所調査》 ヒアリングでお伺いしたい項目

### 1 機関概要・基本情報

- ・所属機関の概要・基本情報等

〔自治体の人口、自治体における保護の動向（被保護世帯数、被保護人員数、保護率等）〕

- ・自治体における福祉課題の特徴と福祉事務所の取組

- ・福祉事務所の職員体制〔検察指導員、現業員（面接相談員、地区担当員）の人数、充足率、異動のスパン、福祉職採用の有無等〕

### 2 福祉事務所における社会福祉主事について

- ・現在福祉事務所において配置されている社会福祉主事（社会福祉法第19条の第1号～第5号）  
任用要件と配置状況

- 1) 第1号（指定科目修了）の人数と配置状況

- 2) 第2号（養成機関修了）の人数と配置状況

- 3) 第3号（社会福祉士）の人数と配置状況

⇒社会福祉主事の任用要件については、別紙1をご確認ください

### 3 社会福祉士について

- ・社会福祉主事の任用要件第3号（社会福祉士）が現在の配置・担当となっている理由等について

- 1) 生活保護における相談援助活動の各段階において、第3号（社会福祉士）の検察指導員、現業を行なう所員がどのような機能・役割を発揮しているか  
⇒本調査における相談支援活動の各段階と、社会福祉士の機能については、別紙2、3をご確認ください。
- 2) 福祉事務所において第3号（社会福祉士）の老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、家庭相談員、母子相談員が配置されている場合、どのような機能・役割を発揮しているか
- 3) 第1号、第2号、第3号の主事の機能・役割の違いはあるか
- 4) 他の職員や関係機関との連携について、第3号（社会福祉士）と第1～2号との違いはあるか
- 5) その他、第3号（社会福祉士）だからこそ可能となった取組はあるか

### 4 人材育成について

- ・社会福祉主事の研修・人材育成

（第1号、第2号、第3号の研修・人材育成）

- ・福祉事務所職員を対象とした研修への職員の派遣（どのレベルの、どのような研修か）

- ・社会福祉士等資格取得等に関する支援の有無

- ・福祉事務所に異動してから社会福祉主事の任用要件を取得する人への支援・課題 等

### 5 配置や人材育成における課題と展望

- ・現業員・検察指導員（社会福祉主事）の配置や育成における課題と今後の展望について

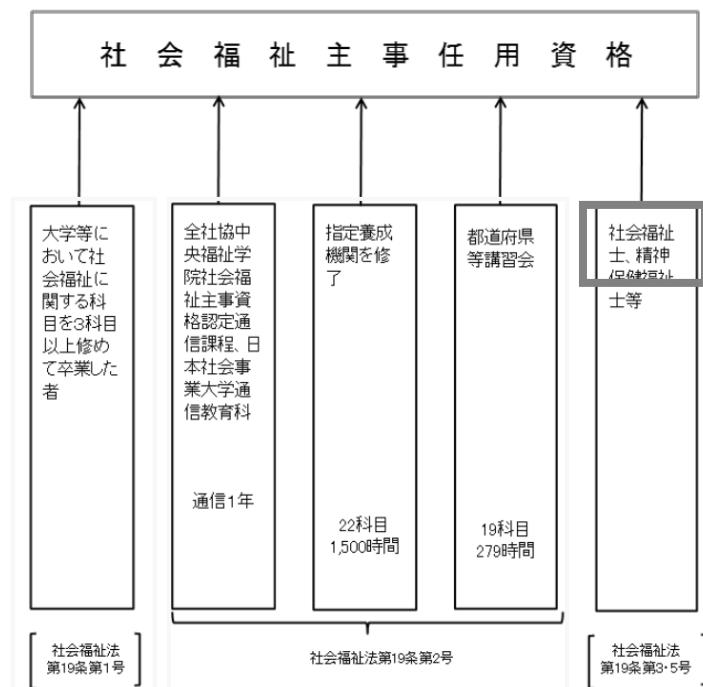
## 別紙1 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格の必要な職種は以下のとおりです。

行政 行政 社会福祉施設	福祉事務所 各種相談所 児童福祉司	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事[児童福祉事業従事2年以上等]、家庭相談員[児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員 知的障害者福祉司[知的障害者福祉事業従事2年以上等]、身体障害者福祉司[身体障害者福祉事業従事2年以上等] 児童福祉司[児童福祉事業従事2年以上等] 施設長、生活指導員 等
--------------------	-------------------------	---

[厚生労働省 HP より抜粋]

### 1 社会福祉主事任用資格の取得方法（令和2年4月1日現在）



主事の任用資格の実態把握、機能の違い等を調査

### ■社会福祉法 第19条

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八歳以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  
(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 社会福祉士

四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

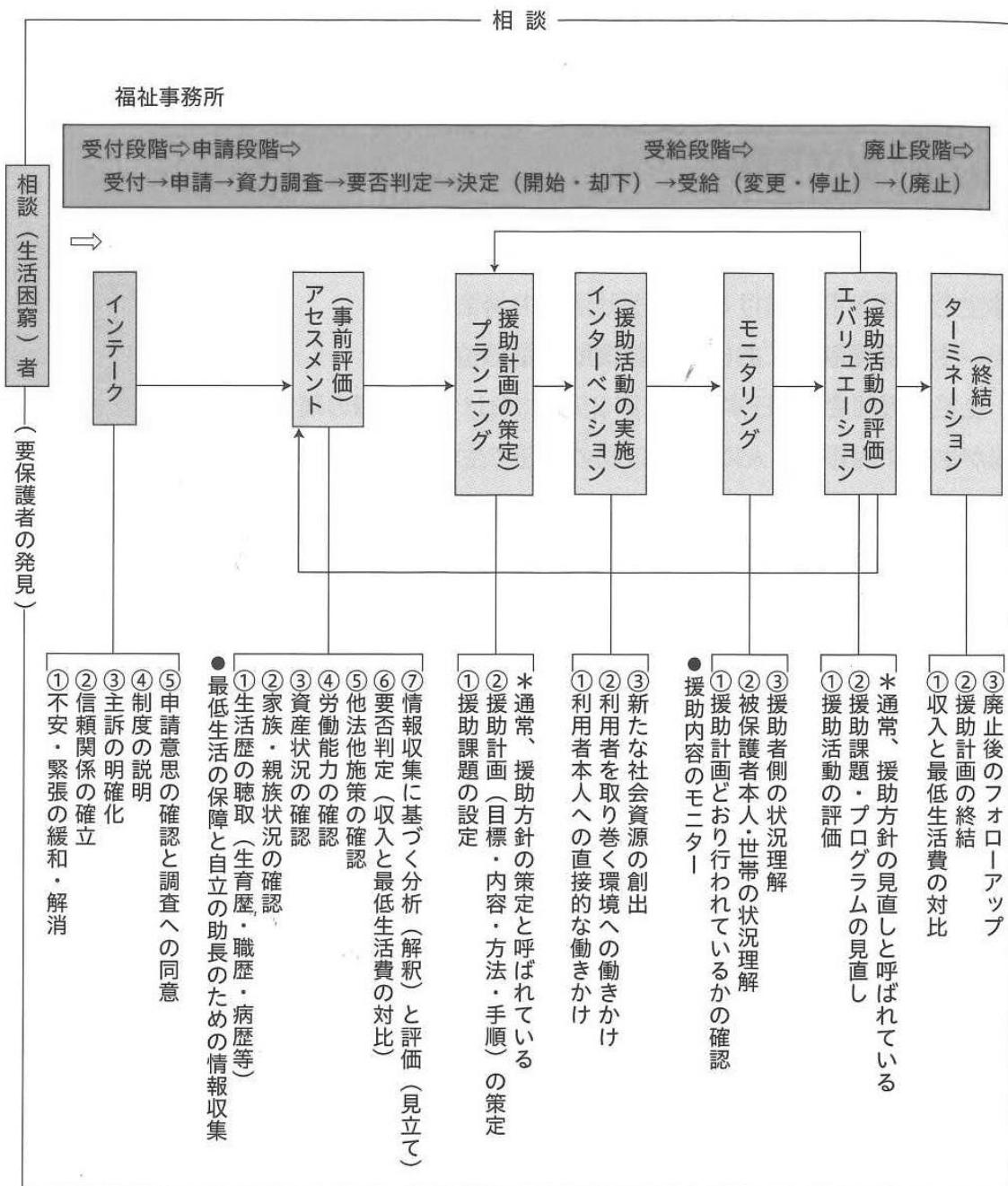
2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

## 別紙2 社会福祉士（ソーシャルワーク）の機能について

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1	側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2	代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。
3	直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。
4	教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5	アウトーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6	仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7	調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8	ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9	管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10	スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11	ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12	社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13	組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14	調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのために住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年. を一部改変。

### 別紙3 生活保護における相談援助活動の枠組み



出典：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「貧困に対する支援」、中央法規出版、P. 208、2021。

(岡部卓「新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携-生活保護における社会福祉実践」全国社会福祉協議会、P.43、2014を一部改変)

## 日本社会福祉士会 指定都市・市区町村社会福祉協議会調査 調査票

- 2025年1月31日(金)までにご回答をお願いいたします。
- マクロで回答を集計するため、セルの追加・削除・統合等は行わないでください。

※最初に下記にご記載いただき、質問へお進みください。

都道府県  
市区町村社協名  
回答者所属部署  
回答者名  
回答者メールアドレス  
社協電話番号


社会福祉協議会

### ◆ 本調査に関するお願い

本調査につきましては、社会福祉士が発揮している機能等についての設問があるため、回答におかれましては、法人経営部門のみならず、地域福祉活動推進部門や相談支援・権利擁護部門等各部門のご意見を踏まえご回答いただけますようお願い申し上げます。

### ◆ 調査期間について

2025年1月8日(水)～2025年1月31日(金)

※回答はExcelのファイル名をご所属の社会福祉協議会名に変更の上(例:○○市社会福祉協議会 調査票)  
メールで「r6survey@jacsw.or.jp」までお送りください。

### ◆ 本調査の趣旨について

本調査では、社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況を把握するとともに、実施している事業と社会福祉士の配置状況の関連、地域における違い等について分析することを目的としています。

## I 職員の配置・事業の実施状況について

※下記に留意して、質問への回答をお願いいたします。

### ◆ 職員の設置状況について

※ 全国社会福祉協議会が毎年実施されている「社会福祉協議会 職員状況調査」で回答した数字を参照してご回答ください。

### ◆ 雇用形態について

※ 定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる(1年単位の更新ではない)場合は、正規と考えてください。  
※ 非正規職員については、常勤・非常勤(臨時職員・パート等含む)を問わず数をご記載ください。

### ◆ 職員の分類について

※ 育児休業中・介護休業中の職員は、「10. その他職員」でカウントしてください。  
※ 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)からの出向職員及び行政等の兼務職員もカウントしてください。  
※ 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)に出向している職員は本調査ではカウントしなくて結構です。  
※ 登録ヘルパーもその職員の分類でカウントしてください。  
※ 役員(会長、理事等)は対象外です(職員に含みません)。  
※ 本所・支所、どちらも担当している職種を回答してください。

### ◆ 兼務職員について

※ 兼務者は主たる業務の欄を選んでカウントしてください。  
※ 業務の按分比が5:5である等、いずれか選びがたい場合は、数字が若いほうの職種を選んでください。

### ◆ 社会福祉士資格所持者数について

※ 数字は貴社協として把握されている所持者の数で結構です。  
※ 社会福祉士として勤務をしていくとも、資格所持者であればカウントしてください。

問1  欄に各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数をご記載ください。

 の部分は自動的に計算します。数字を確認してください。

※令和6（2024）年1月1日現在の状況をご記載ください。

※人数は実人数（整数）を記入してください。該当者がいない職員の欄は「0」と入力してください。

※社会福祉士数が不明の場合、「空欄」としてください。所有者がいない場合は「0」と入力してください。

	正規職員 左の内、 社会福祉士 所持者数	非正規職員 左の内、 社会福祉士 所持者数	人 数 合 計	社 士 合 計
<b>1. 事務局長（事務局組織全体を代表する方）</b>  事務局長代理、事務局次長、支所事務局長は含みません。 欠員でない限り、合計人数は「1名」となるように入力してください。			0名	0名
<b>2. 法人経営部門職員</b>  事務局長代理、事務局次長、支所事務局長、総務課、会計・経理課、事務局職員			0名	0名
<b>3. 地域福祉活動推進部門職員</b>  地域福祉課（係）、地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等			0名	0名
<b>4. ボランティア・市民活動センター職員</b>  ボランティアセンター、ボランティア・市民活動センター			0名	0名
<b>5. 相談支援・権利擁護部門職員（①+②）</b>  <b>①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業</b> 日常生活自立支援事業の専門員、生活支援員、権利擁護支援に関する事業担当職員、 生活福祉資金貸付事業担当職員 生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計 相談支援員、地域包括支援センター職員、地域活動支援センター職員、基幹相談支 援センター職員、生活支援相談員（被災地支援関係） 国の委託金・補助金等による職員配置がされた事業担当	0名	0名	0名	0名
<b>② ①以外の相談担当</b>  ①以外（国の委託金・補助金等が入っていない）担当職員 市町村委託の総合相談窓口、福祉総合相談員			0名	0名
<b>6. 介護保険サービス担当職員</b>  介護保険サービス（居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス）、介護予防事業も含む 市町村特別給付の介護保険サービス（市町村特別給付の配食サービス等）、 地域支援事業。※介護保険認定調査員は10。その他職員でカウントしてください。			0名	0名
<b>7. 障害福祉サービス担当職員</b>  障害者総合支援法の障害福祉サービス、地域生活支援事業			0名	0名
<b>8. 上記6. 7. 以外の在宅サービス事業担当</b>  老人福祉センター、障害者福祉センター、福祉作業所、児童館、保育所、老人憩いの家、 ケアハウス、障害者就労支援、住民参加型在宅福祉サービス、配食、保育所、 放課後児童クラブ、移動支援（外出支援運転手、ガイドヘルパー等）			0名	0名
<b>9. 会館運営事業担当職員</b>  会館用務員、会議室管理、売店等の担当職員			0名	0名
<b>10. その他職員</b>  産休、育休、病休、介護休暇中、6. 7. 以外の入所施設職員（養護老人ホーム、 母子生活支援施設）各種福祉団体事務局、収益事業担当、ファミリーサポートセンター、 介護保険認定調査員			0名	0名
<b>合 計</b>	0名	0名	0名	0名

問2 貴社協で2024年度に自治体から直接受託している事業を選択してください。  
(該当する項目の回答欄の「1」を選択してください)

選択肢	回答欄
1 地域包括支援センター	
2 障害者相談支援事業	
3 自立相談支援事業	
4 参加支援事業	
5 地域づくり事業(介護関係)	
6 地域づくり事業(障害関係)	
7 地域づくり事業(こども関係)	
8 地域づくり事業(生活困窮関係)	
9 アウトリーチ等継続的支援事業	
10 多機関協働事業	
11 基幹相談支援センター	
12 成年後見中核機関	
13 居住支援関係	
14 その他(ソーシャルワーク機能を発揮している受託事業)	

※14(その他)を選択された場合、事業名と実施している内容をご記載ください。

事業名	実施内容

## II 社会福祉士資格所有者の採用等について

問3-1 貴社協では社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)を対象とした採用を実施していますか。  
(該当する項目の数字を回答欄で選択してください)

◆「社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)を対象とした採用」について  
「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」等、社会福祉士が応募条件に入っている場合、  
「社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)を対象とした採用」としてください。

選択肢	回答欄
1 毎年実施している(直近5年間)	
2 年度によっては実施している	
3 6年以上前に実施したことがあるが、現在は実施していない	
4 実施していない	

※「1」または「2」とご回答いただいた場合、続けて2-2をご回答ください（2-3の回答は不要です）。  
※「3」または「4」とご回答いただいた場合、続けて2-3をご回答ください（2-2の回答は不要です）。

問3-2 過去5年間の社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)の職員の募集人数、  
実際に採用した社会福祉士数をご記載ください。

◆ 募集人数について

- ※ 2020年度4月採用の場合、2019年度に募集した人数を2020年度の欄にご記載ください。
- ※ 定年退職後の再雇用はカウント不要です。
- ※ 予算が未確定だった等で「若干名」で募集していた場合、最終的に決定した採用予定者数をお答えください。
- ※ 募集がない、採用者がいない場合は「0」と入力してください。
- ※ 非正規職員については、求人を公開して募集した場合のみカウントしてください。  
すでに勤務している非正規職員に継続意思の確認等のみ実施している場合カウントは不要です。
- ※「社会福祉士資格保持者」とそれ以外の求人条件の募集人数をあわせて募集している場合、  
募集人数の内、「社会福祉士資格保持者」は何名必要と考えていたかご記載ください。  
(例)「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」と「保健師」や「主任ケアマネ」等を  
まとめて10名募集していた場合、その内「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」  
を3名採用予定と考えていたならば、募集人数欄に3名と記載してください。

◆ 社会福祉士採用人数について

- ※ 4月採用者のみカウントしてください。年度途中採用者のカウントは不要です。
- ※ 採用人数については、実際に採用した社会福祉士資格保持者数をご記載ください。  
(例)「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」を3名募集し、  
社会福祉士2名、精神保健福祉士1名を採用した場合、社会福祉士採用人数は2名とご回答ください

○正規職員

募集人数回答欄
2020年度
2021年度
2022年度
2023年度
2024年度

社会福祉士採用人数回答欄


○非正規職員

募集人数回答欄
2020年度
2021年度
2022年度
2023年度
2024年度


問3-3 社会福祉士資格所持者を対象とした採用を実施していない理由について選択してください(複数回答可)。  
(該当する項目の回答欄の「1」を選択してください)

選択肢	回答欄
1 社会福祉士を採用したいが、募集しても社会福祉士資格を所持している応募者を確保できないため	
2 入職後に社会福祉士資格等を取得してもらう働きかけをしているため	
3 社会福祉士の必要人員を満たしているため	
4 社会福祉士取得者以外と同様のジョブローテーションを行うことが難しいため	
5 社会福祉士資格所持者の必要性を感じないため	
6 その他	

※6(その他)を選択された場合、理由を以下の枠内に記載してください

問4 社会福祉士資格取得者に対する資格手当、資格取得の支援等を実施しているかご記載ください(複数回答可)。  
(該当する項目の回答欄の「1」を選択してください)

選択肢	回答欄
1 資格手当を支給している	
2 資格取得に向けて金銭的な支援(補助)を実施している	
3 資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している	
4 実施していない	
5 その他	

※5(その他)を選択された場合、実施している内容を以下の枠内に記載してください

### III 社会福祉士に期待する機能について

問5 社会福祉士が現状発揮している機能、今後期待する機能について、それぞれ上位5つを選択してください。

(それぞれ選択した機能の欄で「1」を選択してください)

※上位5つの順位付けは不要です。

※現状発揮している機能と今後期待する機能は同じ回答(発揮している機能の継続を特に期待する)でも問題ありません。

※「(15)発揮している・期待している機能はない」または「(16)社会福祉士がいない・職場にいるか把握していないため回答できない」を選択する場合、他の項目を選択しないでください。

機能	現状発揮している機能	今後期待する機能
(1)側面的援助機能		
(2)代弁機能		
(3)直接支援機能		
(4)教育・指導機能		
(5)アウトーチ・保護機能		
(6)仲介機能		
(7)調停機能		
(8)ケア(ケース)マネジメント機能		
(9)管理・運営機能		
(10)スーパービジョン機能		
(11)ネットワーキング機能		
(12)社会変革機能		
(13)組織化機能		
(14)調査・計画機能		
(15)発揮している・期待している機能はない		
(16)社会福祉士がいない・職場にいるか把握していないため回答できない		

※本調査における社会福祉士の機能の整理は以下のとおりです。

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1 側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。	
2 代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。	
3 直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。	
4 教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。	
5 アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。	
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6 仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結び付けるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。	
7 調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。	
8 ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。	
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9 管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。	
10 スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。	
11 ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。	
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12 社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。	
13 組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。	
14 調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのため住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。	

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年. を一部改変。

問6 社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか選択してください。  
(該当する項目の数字を回答欄で選択してください)

選択肢	回答欄
1 必要としている	
2 必要としていない	
3 分からない	
4 その他	

※4(その他)を選択された場合、以下の枠内に詳細を記載してください

問7-1 社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況を教えてください。  
(該当する項目の数字を回答欄で選択してください)

選択肢	回答欄
1 すでに受け入れを実施している	
2 過去に受け入れはないが、今後受け入れる予定がある	
3 現在検討している	
4 受け入れしたいが実習の依頼がない	
5 検討ができていない	
6 受け入れる予定はない	

問7-2 社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数をご記載ください。  
(実習指導者の要件：社会福祉士として相談援助の実務経験が3年以上あり、実習指導者講習会を修了したもの)  
※不明の場合は「空欄」、資格所有者がいない場合は「0」とご記載ください

回答欄

問8 社会福祉士のあり方について等、社会福祉士や本調査に関するご意見がありましたらご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 日本社会福祉士会 都道府県社会福祉協議会調査 調査票

- 2025年1月31日(金)までにご回答をお願いいたします。
- マクロで回答を集計するため、セルの追加・削除・統合等は行わないでください。

※最初に下記にご記載いただき、質問へお進みください。

都道府県  
回答者所属部署  
回答者名  
回答者メールアドレス  
社協電話番号


### ◆ 本調査に関するお願い

本調査につきましては、社会福祉士が発揮している機能等についての設問があるため、回答におかれましては、法人経営部門のみならず、地域福祉活動推進部門や相談支援・権利擁護部門等各部門のご意見を踏まえご回答いただけますようお願い申し上げます。

### ◆ 調査期間について

2025年1月8日(水)～2025年1月31日(金)

※回答はExcelのファイル名をご所属の社会福祉協議会名に変更の上(例:○○市社会福祉協議会 調査票)  
メールで「r6survey@jacsu.or.jp」までお送りください。

### ◆ 本調査の趣旨について

本調査では、社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況を把握するとともに、実施している事業と社会福祉士の配置状況の関連、地域における違い等について分析することを目的としています。

## I 職員の設置状況について

※下記に留意して、質問への回答をお願いいたします。

### ◆ 職員の設置状況について

※ 全国社会福祉協議会が作成している2024年度の「都道府県・指定都市社協名簿」  
に回答している人数を参照してご回答ください。

### ◆ 雇用形態について

※ 定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる(1年単位の更新ではない)場合は、  
正規と考えてください。1年更新の場合は非正規職員としてカウントしてください。  
※ 非正規職員については、常勤・非常勤を問わず数をご記載ください。

### ◆ 職員の分類について

※ 育児休業中・介護休業中・病気休業中の職員は、「7. その他職員」でカウントしてください。  
※ 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)からの出向職員及び行政等の兼務職員もカウントしてください。  
※ 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)に出向している職員は本調査ではカウントしなくて結構です。  
※ 役員(会長、理事等)、委員会委員は対象外です(職員に含みません)。  
※ 本所・支所、どちらも担当している職種を回答してください。

### ◆ 兼務職員について

※ 兼務者は主たる業務の欄を選んでカウントしてください。  
※ 業務の按分比が5:5である等、いずれか選びがたい場合は、数字が若いほうの職種を選んでください。

### ◆ 社会福祉士資格所持者数について

※ 数字は貴社協として把握されている所持者の数で結構です。  
※ 社会福祉士として勤務をしていくとも、資格所持者であればカウントしてください。

問1-1  欄に各部門別の職員数、社会福祉士資格の所有者数をご記載ください。

 の部分は自動的に計算します。数字を確認してください。

※人数は実人件数（整数）を記入してください。該当者がいない職員の欄は「0」と入力してください。

※社会福祉士数が不明の場合、「空欄」としてください。所有者がいない場合は「0」と入力してください。

	正規職員 左の内、 社会福祉士 所持者数	非正規職員 左の内、 社会福祉士 所持者数	人 数 合 計	社 士 合 計
<b>1. 事務局長（事務局組織全体を代表する方）</b>  事務局長代理、事務局次長、支所事務局長は含みません。 ※欠員でない限り、合計人件数は「1名」となるように入力してください。			0名	0名
<b>2. 法人経営部門職員</b>  事務局長代理、事務局次長、支所事務局長、総務・人事・労務・会計・経理・広報担当職員			0名	0名
<b>3. 地域福祉活動推進部門職員</b>  地域福祉活動に関する担当職員、ボランティア・市民活動センターに関する担当職員 権利擁護に関する担当職員、生活福祉資金に関する担当職員、民生委員に関する担当職員 日常生活自立支援事業に関する職員 その他高齢・障害・生活困窮・児童に関する福祉サービス担当職員 等			0名	0名
<b>4. 福祉人材・研修担当部門職員</b>  福祉人材の登録・紹介・斡旋に関する担当職員、研修の企画・運営に関する担当職員、経営者協議会・種別協議会の運営等に関する担当職員、福祉施設・事業者に関する部会の運営・相談等に関する担当職員			0名	0名
<b>5. 会館運営事業担当部門職員</b>  会館・センター等の管理担当職員、会議室管理担当職員、売店等の管理担当職員			0名	0名
<b>6. 福祉サービス運営適正化委員会担当職員</b>  福祉サービス運営適正化委員会に関する担当職員			0名	0名
<b>7. その他職員</b>  上記1～6以外の事業担当職員 ※該当者がいる場合、問1-2をご回答ください			0名	0名
<b>合 計</b>	0名	0名	0名	0名

問1-2 問1-1「7. その他職員」にて、上記1～6以外の事業担当の人数をご回答いただいた場合、

その職員が担当している事業を記載してください。

(記載例) ○○推進担当(2名):○○事業に関して広報を行う等、○○に関する推進を担当する。

--

問2 貴社協で2024年度に自治体から直接受託している事業を選択してください。

(該当する項目の回答欄の「1」を選択してください)

選択肢	回答欄
1 居住支援関係	
2 地域生活定着支援センター	
3 成年後見中核機関	
4 福祉人材に関する事業	
5 公的施設の管理・運営	
6 福祉に関する調査研究事業	
7 災害に関する事業(DWAT等)	
8 ヤングケアラーに関する事業	
9 こどもに関する事業	
10 その他 (ソーシャルワーク機能を発揮していると考える受託事業)	

※10(その他)を選択された場合、事業名と実施している内容をご記載ください。

事業名	実施内容

## II 社会福祉士資格所有者の採用等について

問3-1 貴社協では社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)を対象とした採用を実施していますか。  
(該当する項目の数字を回答欄で選択してください)

◆「社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)を対象とした採用」について

「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」等、社会福祉士が応募条件に入っている場合、「社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)を対象とした採用」としてください。

選択肢	回答欄
1 每年実施している(直近5年間)	
2 年度によっては実施している	
3 6年以上前に実施したことがあるが、現在は実施していない	
4 実施していない	

※「1」または「2」とご回答いただいた場合、続けて2-2をご回答ください(2-3の回答は不要です)。

※「3」または「4」とご回答いただいた場合、続けて2-3をご回答ください(2-2の回答は不要です)。

問3-2 過去5年間の社会福祉士資格所持者(取得見込み含む)の職員の募集人数、実際に採用した社会福祉士数をご記載ください。

◆ 募集人数について

※ 2020年度4月採用の場合、2019年度に募集した人数を2020年度の欄にご記載ください。

※ 定年退職後の再雇用はカウント不要です。

※ 予算が未確定だった等で「若干名」で募集していた場合、最終的に決定した採用予定者数をお答えください。

※ 募集がない、採用者がいない場合は「0」と入力してください。

※ 非正規職員については、求人を公開して募集した場合のみカウントしてください。

すでに勤務している非正規職員に継続意思の確認等のみ実施している場合カウントは不要です。

※「社会福祉士資格保持者」とそれ以外の求人条件の募集人数をあわせて募集している場合、

募集人数の内、「社会福祉士資格保持者」は何名必要と考えていたかご記載ください。

(例)「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」と「保健師」や「主任ケアマネ」等を

まとめて10名募集していた場合、その内「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」

を3名採用予定と考えていたならば、募集人数欄に3名と記載してください。

◆ 社会福祉士採用人数について

※ 4月採用者のみカウントしてください。年度途中採用者のカウントは不要です。

※ 採用人数については、実際に採用した社会福祉士資格保持者数をご記載ください。

(例)「社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格保持者」を3名募集し、

社会福祉士2名、精神保健福祉士1名を採用した場合、社会福祉士採用人数は2名とご回答ください

○正規職員

募集人数回答欄
2020年度
2021年度
2022年度
2023年度
2024年度

社会福祉士採用人数回答欄


○非正規職員

募集人数回答欄
2020年度
2021年度
2022年度
2023年度
2024年度


問3-3 社会福祉士資格所持者を対象とした採用を実施していない理由について選択してください(複数回答可)。  
(該当する項目の回答欄の「1」を選択してください)

選択肢	回答欄
1 社会福祉士を採用したいが、募集しても社会福祉士資格を所持している応募者を確保できないため	
2 入職後に社会福祉士資格等を取得してもらう働きかけをしているため	
3 社会福祉士の必要人員を満たしているため	
4 社会福祉士取得者以外と同様のジョブローテーションを行うことが難しいため	
5 社会福祉士資格所持者の必要性を感じないため	
6 その他	

※6(その他)を選択された場合、理由を以下の枠内に記載してください

問4 社会福祉士資格所持者に対する資格手当、資格取得の支援等を実施しているかご記載ください(複数回答可)。  
(該当する項目の回答欄の「1」を選択してください)

選択肢	回答欄
1 資格手当を支給している	
2 資格取得に向けて金銭的な支援(補助)を実施している	
3 資格取得に向けて勤務調整等の配慮を実施している	
4 実施していない	
5 その他	

※5(その他)を選択された場合、理由を以下の枠内に記載してください

### III 社会福祉士に期待する機能について

- 問5 社会福祉士が現状特に発揮している機能、今後特に期待する機能について、それぞれ上位5つを選択してください  
(それぞれ選択した機能の欄で「1」を選択してください)
- ※上位5つの順位付けは不要です。  
※現状発揮している機能と今後期待する機能は同じ回答(発揮している機能の継続を特に期待する)でも問題ありません。  
※「(15)発揮している・期待している機能はない」「(16)社会福祉士がいない・職場にいるか把握していないため回答できない」を選択する場合  
他の項目を選択しないでください。

機能	現状特に発揮している機能	今後特に期待する機能
(1)側面的援助機能		
(2)代弁機能		
(3)直接支援機能		
(4)教育・指導機能		
(5)アウトリーチ・保護機能		
(6)仲介機能		
(7)調停機能		
(8)ケア(ケース)マネジメント機能		
(9)管理・運営機能		
(10)スーパーバイジョン機能		
(11)ネットワーキング機能		
(12)社会変革機能		
(13)組織化機能		
(14)調査・計画機能		
(15)発揮している・期待している機能はない		
(16)社会福祉士がいない・職場にいるか把握していないため回答できない		

\*本調査における社会福祉士の機能の整理は以下のとおりです。

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1 側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。	
2 代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。	
3 直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。	
4 教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。	
5 アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。	
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6 仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結び付けるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。	
7 調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。	
8 ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。	
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9 管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。	
10 スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。	
11 ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。	
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12 社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。	
13 組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。	
14 調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのために住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。	

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年. を一部改変。

問6 社会福祉協議会で行う地域福祉推進の取り組み、各種相談事業、権利擁護ネットワークの構築などにおいて、社会福祉士資格を持つ職員が必要とされているか選択してください。  
(該当する項目の数字を回答欄で選択してください)

選択肢	回答欄
1 必要としている	
2 必要としていない	
3 分からない	
4 その他	

※4(その他)を選択された場合、以下の枠内に詳細を記載してください

問7-1 社会福祉士のソーシャルワーク実習の受け入れ状況を教えてください。  
(該当する項目の数字を回答欄で選択してください)

選択肢	回答欄
1 すでに受け入れを実施している	
2 過去に受け入れはないが、今後受け入れる予定がある	
3 現在検討している	
4 受け入れしたいが実習の依頼がない	
5 検討ができないない	
6 受け入れる予定はない	

問7-2 社会福祉士のソーシャルワーク実習を受け入れる資格を持った職員の人数をご記載ください。  
(実習指導者の要件：社会福祉士として相談援助の実務経験が3年以上あり、実習指導者講習会を修了したもの)  
※不明の場合は「空欄」、資格所有者がいない場合は「0」とご記載ください

回答欄

問8 社会福祉士のあり方について等、社会福祉士や本調査に関するご意見がありましたらご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## ヒアリングでお伺いしたい項目

### 1 機関概要・基本情報

- ・所属機関の概要・基本情報等
- ・地域の状況・課題等について

### 2 取り組んでいる事業について

- ・事業を始めた経緯について
- ・事業の概要について
- ・事業の実施体制について

### 3 事業のポイント

- ・事業を成功させるために、どのようなプロセスをたどったか
- ・他の福祉団体や行政との連携について
- ・職員のスキル向上のための取り組みについて
- ・直面した課題について

### 4 事業における社会福祉士の活動

- ・事業の中でどのような専門性（機能）が発揮されていると思うか  
⇒本調査における機能は、別紙「社会福祉士（ソーシャルワーク）の機能について」をご参照ください
- ・社会福祉士とそれ以外の職員との役割分担

### 5 今後の展望

- ・今後どのような事業の成長を目指しているか
- ・今後、社会福祉士にどのような活躍を期待するか

## ○社会福祉士（ソーシャルワーカー）の機能について

クライエントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1	側面的援助機能	クライエントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2	代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライエント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライエントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」するという機能。
3	直接支援機能	クライエントに直接的に関わり、支援する機能。クライエントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面接法」という面接法を用いるなど、クライエントの日常的な生活場面を共有する関わりからクライエントの生活全体を支援する機能。
4	教育・指導機能	クライエントが必要とする情報を提供することやクライエントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5	アウトリーチ・保護機能	クライエントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライエントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライエントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6	仲介機能	クライエントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライエントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライエントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7	調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8	ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライエントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9	管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10	スーパーバイジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11	ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライエントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12	社会変革機能	クライエントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13	組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14	調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのためには、住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年. を一部改変。

厚生労働省 令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

**ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の  
活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業  
報告書**

---

発 行 令和7年(2025年)3月

発行者 公益社団法人 日本社会福祉士会  
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル 2F  
TEL: 03-3355-6541 FAX: 03-3355-6543  
E-mail: info@jacsow.or.jp

---



公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F  
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。